

令和5年4月 校 園 長 会 資 料

1	令和5年度鈴鹿市教育費予算	1
2	令和5年度教育委員会事務局 業務担当者一覧	6
3	令和5年度学力向上の取組	10
4	令和5年度ICT教育推進について	17
5	令和5年度鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業実施について	32
6	令和5年度全国体力・運動能力, 運動習慣等調査の実施について	41
7	体育的行事の指導における留意点について	43
8	体育・保健体育科における水泳授業について	44
9	英語教育における小中連携推進の取組について	46
10	通級指導教室について	47
11	学校危機管理マニュアル及び学校安全計画について	51
12	自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について	62
13	緊急を要する情報の速やかな情報発信について	73
14	研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施について	74
15	令和5年度研修講座一覧	81
16	令和5年度教科用図書無償給与及び副読本給与について	85
17	令和5年度不登校支援について	89
18	日本語教育の充実に向けた取組	95
19	人権教育にかかる事業や研修講座について	96
20	「子どもの権利条約」の理解と学習機会について	98
21	差別事象と人権教育の推進について	100
22	学校・園における差別事象について	101
23	中学校区人権教育研究推進(研究発表)等について	105
24	令和5年度人権教育関係研修会等の予定について	106
25	「人権教育サイト」の活用について	107
26	過剰な苦情や不当な要求等の対応について	108
27	校則の見直しについて	109
28	令和5年度子ども家庭支援課 職員構成及び業務	111
29	発達・知能検査について	113

30	児童虐待等の対応について	114
31	皇學館大学との連携事業 ～気になる子どもの支援について～	125
32	特別支援教育研修	127
33	教育相談研修会(令和5年度)	128
34	すずっこファイルについて	130
35	令和5年度自己評価及び学校関係者評価の報告について	133
36	令和4年度学校における働き方改革の推進状況について	136
37	令和4年度ストレスチェック実施実績について	144
38	地震等災害発生時(勤務時間外)における教職員の対応について	145

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和5年度鈴鹿市教育費予算

歳入

(単位：千円)

費目	令和5年度	令和4年度	増減	対前年比
国 県 支 出 金	830,276	746,955	83,321	11.2%
地 方 債	699,900	1,141,500	▲441,600	▲38.7%
そ の 他	1,449,787	809,222	640,565	79.2%
一 般 財 源	5,437,385	5,112,352	325,033	6.4%
計	8,417,348	7,810,029	607,319	7.8%

歳出

(単位：千円)

費目	令和5年度	構成比%	令和4年度	構成比%	増減	対前年比
教 育 費 総 額	8,417,348	100.0%	7,810,029	100.0%	607,319	7.8%
教 育 総 務 費	2,051,843	24.4%	1,926,647	24.7%	125,196	6.5%
教育委員会費	3,900		3,901		▲1	0.0%
事務局費	595,775		571,073		24,702	4.3%
教育振興費	1,452,168		1,351,673		100,495	7.4%
小 学 校 費	2,068,023	24.5%	1,526,034	19.5%	541,989	35.5%
学校管理費	998,146		922,432		75,714	8.2%
教育振興費	389,203		363,904		25,299	7.0%
学校建設費	680,674		239,698		440,976	184.0%
中 学 校 費	1,716,285	20.4%	1,908,245	24.4%	▲191,960	▲10.1%
学校管理費	269,372		239,045		30,327	12.7%
教育振興費	241,324		220,301		21,023	9.5%
学校建設費	1,205,589		1,448,899		▲243,310	▲16.8%
幼 稚 園 費	353,685	4.2%	346,108	4.4%	7,577	2.2%
幼稚園費	353,685		346,108		7,577	2.2%
社 会 教 育 費	709,270	8.5%	948,289	12.2%	▲239,019	▲25.2%
社会教育総務費	260,029		272,426		▲12,397	▲4.6%
文化財保護費	65,387		82,246		▲16,859	▲20.5%
博物館費	26,907		28,999		▲2,092	▲7.2%
公民館費	204,918		393,016		▲188,098	▲47.9%
図書館費	152,029		171,602		▲19,573	▲11.4%
保 健 体 育 費	1,518,242	18.0%	1,154,706	14.8%	363,536	31.5%
保健体育総務費	92,291		87,359		4,932	5.6%
学校給食センター費	566,543		506,281		60,262	11.9%
学校給食費	859,408		561,066		298,342	53.2%

令和5年度教育費予算 主な事業について

1 教育委員会事務局所管事業

区 分	令和5年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	対前年度	
			増△減額	増△減率
教育委員会事務局	6,970,903	6,243,909	726,994	11.6%

◆学校給食費管理費／食材調達費 848,365 千円【教育総務課】

・学校給食費公会計化の実施に伴う食材調達費。

◆施設管理費／維持修繕費（小学校） 177,320 千円【教育政策課】

・修繕工事实施予定 河曲小学校校舎屋上防水改修工事，神戸小学校受水槽・高架水槽外改修工事等。

◆河曲小学校施設整備費／屋内運動場 475,853 千円【教育政策課】

・河曲小学校屋内運動場増改築工事基本設計・実施設計・地質調査委託，屋内運動場増改築工事等。

◆教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費 42,879 千円【教育政策課】

・自主避難所や地震時に多くの避難者が想定される小学校3校（白子・長太・玉垣）をモデル校として設置する空調設備等機器材の借上料。

◆大木中学校施設整備費／校舎 518,409 千円【教育政策課】

・大木中学校校舎増改築工事に伴うグラウンド・外構整備工事，旧校舎・プール解体工事等。

◆学校施設長寿命化改良／大規模改造事業費 631,961 千円【教育政策課】

・白子中学校校舎長寿命化改修工事に係る工事期間中の仮設校舎賃借，白子中学校校舎長寿命化改修工事等。

◆教育情報化推進費／政策的経費分 486,072 千円【教育政策課】

・鈴鹿市教育 I C T 環境整備事業における教育情報ネットワーク等の運用管理（I C T 機器のリース，統合型校務支援システム等）（令和元年度から債務負担行為 ※一部除く）。

◆G I G A スクール構想推進費 89,708 千円【教育政策課】

・児童生徒1人1台端末整備後の Web フィルタリングシステム利用ライセンス，

統合型ヘルプデスクサービス利用料等。

◆**就学援助費（小学校・中学校） 196,345 千円【学校教育課】**

- ・要保護及び準要保護世帯の児童生徒に対し、学用品費等を援助。

◆**学びサポート環境づくり事業費（小学校・中学校） 253,921 千円【学校教育課】**

- ・特別支援補助員（介助員・支援員）並びに特別支援教育，少人数指導及び教科担任制に対応するための非常勤講師を配置。
- ・医療的行為を必要とする学校に看護師を配置。

◆**国際化教育推進費 39,872 千円【教育指導課】**

- ・外国語指導助手を中学校に，国際化教育指導員及び英語アシスタントを小学校に派遣。

◆**学校図書館巡回指導費 23,000 千円【教育指導課】**

- ・子どもたちの読書活動や学習活動及び図書館運営を支援するために，学校図書館巡回指導員を派遣。

◆**学力向上支援事業費 10,400 千円【教育指導課】**

- ・教職員の資質向上や授業づくり等，学力向上の取組を支援するための学力向上支援員の派遣及び研修講座の開催等。

◆**部活動振興費 14,900 千円【教育指導課】**

- ・中学校教育の一環としての部活動に係る大会参加への旅費・宿泊費・会場使用料等の補助。部活動の適正化を進めるための部活動指導員への報償費・旅費等。

◆**外国人児童生徒サポート事業費 49,017 千円【教育支援課】**

- ・外国人児童生徒の学力保障のための教育環境整備。
- ・外国人児童生徒が，一定水準の日本語指導を受けられる支援体制づくり。
- ・不就学の外国人児童生徒への就学支援及び来日して間もない等日本語指導が必要な外国人児童生徒への適応指導，日本語初期指導等の支援体制の整備。

◆**不登校対策推進事業費 13,920 千円【教育支援課】**

- ・不登校に至ることが懸念される児童の登校支援等を行うため，小学校にスクールライフサポーターを派遣。
- ・中学校の不登校初期支援，校内適応指導教室での対応，関係機関との連携に係る支援を行うため，不登校対策教育支援員を中学校に派遣。
- ・学校，スクールライフサポーター，不登校対策教育支援員への助言や，不登校

児童生徒の状況を把握する等、不登校対策に関する様々な業務を行う不登校対策アドバイザーの配置。

- ・適応指導教室（けやき教室，さつき教室）の運営等。
- ・長期欠席・不登校児童への初期対応支援を行うため，小学校校内適応教室「ほっとルーム」の設置及び指導員の配置。

◆コミュニティ・スクール推進事業費 3,188 千円【教育支援課】

- ・児童生徒の教育環境の推進を支援するため，小中学校に地域コーディネーターや学校支援ボランティアを配置。
- ・学校運営協議会を要とした教育活動の浸透と充実を図るため，コミュニティ・スクール推進研修会を開催。

2 子ども政策部所管事業

区 分	令和5年度 予 算 額	令和4年度 予 算 額	対前年度	
			増△減額	増△減率
子ども政策部	860,222	736,928	123,294	16.7%

◆施設管理費／維持修繕費 5,993 千円【子ども政策課】

- ・公立幼稚園の施設設備を維持するための小破修繕及び施設の修繕工事を行い，教育環境の整備を図る。

◆学びサポート環境づくり事業費（幼稚園） 25,982 千円【子ども育成課】

- ・障がいを持つ園児だけでなく，LD（学習障害），ADHD（注意欠陥多動性障害）など，支援を必要とする園児の介助を行うため，特別支援補助員を配置。

◆特別支援教育推進事業費／経常的経費分・政策的経費分 1,916 千円

【子ども家庭支援課】

- ・発達に課題のある児童の就学前から就学後への支援を充実させるとともに，児童の支援に携わる学校・幼稚園等の職員のスキルアップを図るため，研修会を実施していく。
- ・本市と学官連携を行っている皇學館大学の教授を助言者として，保育所（園）や幼稚園，小中学校等を訪問し，児童観察からアセスメントを行い，支援方法等の助言を行う。
- ・「すずっこスクエア」において，SST（ソーシャルスキルトレーニング）を児童に実施し，相談窓口の一つとして，保護者の不安感の軽減のため，子育て相談や，就学相談等を行い，就学前から就学後への途切れのない支援体制を充実させる。

- ・「すずかっ子支援ファイル」を活用し，保護者と園や学校との支援内容の共有と，支援の継続を図る。

令和5年度 教育委員会事務局 業務担当者一覧

教育総務課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
	教育長スケジュール	教育総務課	総務G	総務G	
	教育委員会(定例会・臨時会)	教育総務課	総務G	木葉・佐々木	
	教育振興基本計画策定	教育総務課	総務G	木葉・久住	
	教育委員会の点検・評価	教育総務課	総務G	木葉・久住	
	総合教育会議	教育総務課	総務G	木葉・久住	
	教育行政相談	教育総務課	総務G	総務G	
	私学振興補助	教育総務課	総務G	相田	補助金額はいくらか
	教育要覧	教育総務課	総務G	相田	教育総務課は主に原稿の取りまとめを担当
	地方教育費調査	教育総務課	総務G	佐々木	
	予算・決算(教育総務課総務G・教委とりまとめ)	教育総務課	総務G	木葉	
	条例・規則等の制定及び改廃	教育総務課	総務G	佐々木	
	勤務条件・任免	教育総務課	総務G	佐々木・久住	休暇の種類, 取得の仕方(手続き方法)など
	労働安全衛生	教育総務課	総務G	久住	
	給与	教育総務課	総務G	佐々木・久住	住所や扶養人数が変わった場合の手続きなど
	源泉徴収税, 年末調整等	教育総務課	総務G	佐々木・久住	源泉徴収票をいつもらえるのか
	雇用保険手続関係	教育総務課	総務G	佐々木・久住	離職票はいつもらえるのか
	教職員の福利厚生	教育総務課	総務G	佐々木・久住	各種手続き, 申し込み方法等
	公務災害関係	教育総務課	総務G	佐々木・久住	被災後の手続きについて
	学校用務員研修関係	教育総務課	総務G	佐々木・久住	内容, 日時について
	長期休業者対応	教育総務課	総務G	佐々木・久住	必要書類, 手続きについて
	公立学校共済組合関係	教育総務課	総務G	佐々木・久住	出産に伴う手続き, 被扶養者の変更など
	教育委員会の後援(主にスポーツ関係)	教育総務課	総務G	相田	教育総務課は主にスポーツ関係
	公立幼稚園・小中学校の給食全般	教育総務課	給食G	給食G	
	公立幼稚園・小学校(自校調理校)の給食	教育総務課	給食G	岡	
	公立幼稚園・小学校(センター配送校)の給食	教育総務課	学校給食センター	鈴木(美幸)	
	公立中学校の給食	教育総務課	第二学校給食センター	勝田	
	公立幼稚園・小学校(自校調理校)の食材(物資)	教育総務課	給食G	漆原	物資の見積・選定
	公立幼稚園・小学校(センター配送校)の食材(物資)	教育総務課	給食G	漆原	物資の見積・選定
	公立中学校の食材(物資)	教育総務課	給食G	濱畑	物資の見積・選定
	食物アレルギー	教育総務課	給食G	多田	
	給食調理室の修繕・設備故障	教育総務課	給食G	濱畑	ガス回転釜・冷凍冷蔵庫・食器消毒保管庫など
	給食調理室の消耗品	教育総務課	給食G	岡田	見積の同等品確認あり
	給食費会計(学校から)	教育総務課	給食経理G	堀田	
	食材費の支払	教育総務課	給食経理G	西尾・竹島	
	給食費について(市民から)	教育総務課	給食経理G	小島・堀田	
	児童手当からの充当	教育総務課	給食経理G	堀田	
	給食費未納	教育総務課	給食経理G	小島・堀田	
	異物混入	教育総務課	給食G	給食G	
	臨時職員の雇用・出勤簿	教育総務課	給食G	漆原	
	臨時職員の賃金	教育総務課	給食経理G	西尾	
	研修(給食従事者)	教育総務課	給食G	漆原・多田	
	調理員・配膳員の旅費	教育総務課	給食経理G	西尾	
	検便(給食従事者)	教育総務課	給食G	濱畑	食材納入業者の受検も含む
	給食白衣・エプロン・帽子・靴等	教育総務課	給食G	岡田	
	配膳員・用務員のマスク	教育総務課	給食G	岡田	給食に使うマスクがほしい
	献立表・おたより・食育通信	教育総務課	給食G	多田	内容について
	献立表(小) 契約・支払い	教育総務課	給食G	濱畑	契約, 支払いの問合せ, 配布
	献立表(中) 契約・支払い	教育総務課	第二学校給食センター	勝田	契約, 支払いの問合せ, 配布
	自校調理校ガス代支払い(請求書)	教育総務課	給食G	岡田	学校, ガス業者からの請求書の問合せ
	鈴鹿市ホームページ 給食献立表(PDF)小学校・幼稚園	教育総務課	給食G	濱畑	ホームページの更新
	鈴鹿市ホームページ 給食献立表(PDF)中学校	教育総務課	第二学校給食センター	勝田	ホームページの更新
	教育委員会ホームページ ・鈴鹿市産生鮮野菜の使用予定量(小学校給食) ・鈴鹿市産生鮮野菜の使用状況 ・学校給食野菜平均単価(抜粋)	教育総務課	給食G	岡田	ホームページの更新

教育政策課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
小林	学校規模適正化 複式学級 統廃合	教育政策課	政策推進G	田之上・小林真	「基本方針」平成30年策定
	児童生徒数 20年推計	教育政策課	政策推進G	小林真・市川	
	教育情報化 教育ICT環境整備	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	GIGAスクール構想 文科省	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	Chromebook 教職員用パソコン 児童生徒用パソコン	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	ICT機器 (プロジェクタ 実物投影機 など)	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	ICT支援員	教育政策課	政策推進G	澤田・田中	※ ICT教育の内容については教育指導課
	施設の目的外使用 電柱 電話柱	教育政策課	学校施設G	浦川・宮川	電柱, 防犯カメラ等を設置したい
	予算・決算	教育政策課	政策推進G	澤田・宮川	
	情報公開手続き	教育政策課	政策推進G	田之上・小林真	申請者との具体的な対応は担当G
	公用車管理 備品 文書管理 調査・報告・回答	教育政策課	政策推進G	杉野・宮川	
	工事・業務等の入札 見積もり合わせ 契約	教育政策課	学校施設G	浦川・宮川	
	学校用地の管理 境界立ち合い 登記 用地売買等	教育政策課	学校施設G	浦川・宮川	
	学校施設の警備	教育政策課	学校施設G	浦川・宮川	
	学校施設の維持管理 修繕 改修 工事	教育政策課	学校施設G	中野・高瀬	
	学校設備の維持管理 修繕 改修 工事	教育政策課	学校施設G	中野・高瀬	
	学校施設の建替 改築 改修 計画	教育政策課	学校施設G	浦川	
	大木中学校 校舎 改築	教育政策課	学校施設G	高瀬・浦川	
	白子中学校 校舎 長寿命化改修 工事	教育政策課	学校施設G	高瀬・浦川	
	千代崎中学校 校舎 改築	教育政策課	学校施設G	高瀬・浦川	
	河曲小学校 屋内運動場 改築	教育政策課	学校施設G	中野・浦川	
	樹木伐採 枝の剪定	教育政策課	学校施設G	中野・高瀬	道路等に枝が伸びている
	雑草 草刈り	教育政策課	学校施設G	中野・高瀬	雑草を刈ってほしい
	空調 エアコン	教育政策課	学校施設G	高瀬・中野	環境省の補助事業について
	トイレ 洋式化	教育政策課	学校施設G	中野・高瀬	トイレが汚い, 臭い 洋式化について
	仮設プレハブ教室	教育政策課	学校施設G	高瀬・中野	
	学校施設関係の補助金 交付金 負担金	教育政策課	学校施設G	宮川・高瀬	
	学校施設 その他	教育政策課	学校施設G	宮川・中野	学校施設関係の各種調査・照会・情報公開など
	施設の使用許可 体育館	各学校	-	-	「体育館を使用したい」等, 市民からの場合は学校
	災害 防災 避難所	防災危機管理課	防災G	-	災害用備品等は防災危機管理課が所管

学校教育課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
藤見	教職員の人事	学校教育課	教職員G	教職員G	
	管理職教職員に関する指導相談	学校教育課	教職員G	教職員G	
	介助員の雇用	学校教育課	教職員G	玉田	
	看護師の雇用	学校教育課	教職員G	玉田	
	支援員の雇用	学校教育課	教職員G	玉田	
	教職員の健康診断	学校教育課	教職員G	小池	
	教職員のストレスチェック	学校教育課	教職員G	小池	
	講師登録	学校教育課	教職員G	小池	
	校長会	学校教育課	教職員G	米村	
	教頭会	学校教育課	教職員G	米村	
	インフルエンザの報告 学級閉鎖	学校教育課	学事保健G	瀬古・大久保	
	児童生徒の健康診断	学校教育課	学事保健G	瀬古・大久保	結核検査
	衛生検査	学校教育課	学事保健G	瀬古・大久保	飲料水質・プール水質検査
	よい歯のコンクール	学校教育課	学事保健G	瀬古・大久保	
	スポーツ振興センターの手続き	学校教育課	学事保健G	瀬古・大久保	学校でのケガに対する保険
	学校医	学校教育課	学事保健G	瀬古・大久保	
	学校配当予算編成・決算報告	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	配当予算を組み替えてほしい
	理科教育教材備品の購入	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	ピアノ調律	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	施設(体育館等)の使用料(使用許可は除く)	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	階段昇降機を学校へ貸し出し	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	ワイヤレス補聴援助システムを学校へ貸し出し	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	全国市長会の保険(スポーツ振興センター除く)	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	学校の管理過失による損害賠償
	卒業証書の共同印刷	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	学校のAED	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	学校配当の支払いチェック	学校教育課	学事保健G	中村・宮川	
	学校区の問い合わせ	学校教育課	学事保健G	高須・江藤・木下(瓜生)	住所又は地番から指定校を教えてください
	学区外通学の許可	学校教育課	学事保健G	高須・江藤・木下(瓜生)	指定校以外に通う場合の申請
	奨学金	学校教育課	学事保健G	江藤(瓜生)	
	交通遺児	学校教育課	学事保健G	江藤(瓜生)	
	小規模特認校	学校教育課	学事保健G	江藤(瓜生)	
	通学区の弾力化	学校教育課	学事保健G	江藤(瓜生)	
	就学時健診	学校教育課	学事保健G	江藤・瀬古・大久保(瓜生)	
	就学援助費	学校教育課	学事保健G	高須	
	特別支援教育就学奨励費	学校教育課	学事保健G	高須	
	通級児童自家用自動車通学助成	学校教育課	学事保健G	木下	
	就学判定	学校教育課	教職員G・学事保健G	玉田・木下	

教育指導課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
西村	国語の学習に関する事	教育指導課	指導G	山田・南部	
	社会の学習に関する事	教育指導課	指導G	小川	
	算数・数学の学習に関する事	教育指導課	指導G	小川・福村	
	理科の学習に関する事	教育指導課	指導G	南部	
	英語の学習に関する事	教育指導課	指導G	青山	
	体育の学習に関する事	教育指導課	指導G	福村・小川	
	総合的な学習の時間の学習に関する事	教育指導課	指導G	小川	
	道徳の学習に関する事	教育指導課	指導G	山田	
	公立幼稚園の指導に関する事	教育指導課	指導G	前山	
	鈴鹿市の学力全般に関する事	教育指導課	指導G	小川	
	鈴鹿市の体力全般に関する事	教育指導課	指導G	福村・小川	
	食育に関する事	教育指導課	指導G	南部	
	キャリア教育に関する事	教育指導課	指導G	山田	キャリアパスポート, チャレンジ4等について
	すずか夢工房事業に関する事	教育指導課	指導G	前山	
	健康教育に関する事	教育指導課	指導G	山田	中学校における「救命入門コース」等について
	防災教育に関する事	教育指導課	指導G	小川	
	安全教育に関する事(子どもの事故関係)	教育指導課	指導G	南部	生活事故について
	特別支援教育に関する事	教育指導課	指導G	井村	特別支援学級における教育課程, 調査について 日本語指導の教育課程について
	通級指導に関する事	教育指導課	指導G	井村	
	郷土教育に関する事	教育指導課	指導G	谷口	
	福祉教育に関する事	教育指導課	指導G	福村	
	環境教育に関する事	教育指導課	指導G	前山	
	学校行事予定	教育指導課	指導G	井村	
	児童生徒が使用する教科書に関する事	教育指導課	指導G	福村・南部	教科書無償給与事務について
	先生が使用する教科書や指導書に関する事	教育指導課	指導G	小川・山田	教科書貸与について
	学校図書(図書館)に関する事	教育指導課	指導G	山田・南部	
	部活動の運営・指導に関する事	教育指導課	指導G	福村	
	部活動に係る補助金に関する事	教育指導課	指導G	福村・小野寺	
	部活動の地域移行に関する事	教育指導課	部活動地域移行準備室	小野寺・井上	部活動指導員について
	進路指導に関する事	教育指導課	指導G	青山	
	土曜授業に関する事	教育指導課	指導G	井村	
	大学生の教育アシスタントに関する事	教育指導課	指導G	前山	
	教育実習に関する事	教育指導課	指導G	前山	
	音楽会(小・中学校)に関する事	教育指導課	指導G	井村(小)山田(中)	
	教職員研修(初任者研修)に関する事	教育指導課	指導G	山田	国
	教職員研修(経験者研修)に関する事	教育指導課	指導G	小川	県
	経験5年以下教員への訪問指導に関する事	教育指導課	指導G	小川・櫻井・世古・藤本	
	児童生徒の出席に関する事	教育指導課	指導G	指導G	
	児童生徒の学習評価に関する事	教育指導課	指導G	指導G	
	作品展(科学作品展)に関する事	教育指導課	指導G	南部	
	作品展(書写作品展)に関する事	教育指導課	指導G	小川	
	作品展(美術)に関する事	教育指導課	指導G	前山(幼小)福村(中)	
	運動会に関する事	教育指導課	指導G	福村・小川	
	水泳指導に関する事	教育指導課	指導G	青山・南部	
	学校行事(遠足・修学旅行等)に関する事	教育指導課	指導G	福村	
	教科担任制に関する事	教育指導課	指導G	南部	
	学校(園)への要請訪問に関する事	教育指導課	指導G	足立	
	鳴門教育大学との連携に関する事	教育指導課	指導G	山田	
	情報教育(学習指導等)に関する事	教育指導課	研究G	谷口・鈴木	
	「のびゆく鈴鹿市」に関する事	教育指導課	研究G	坂倉	
	教職員研修(鈴鹿市が主催)に関する事	教育指導課	研究G	坂倉	市
	教職員研修(大学等への内地留学関係)に関する事	教育指導課	研究G	植村	
	教科書展示に関する事	教育指導課	研究G	坂倉	
	研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する事	教育指導課	研究G	坂倉	
教育諸課題研究等に関する事	教育指導課	研究G	植村		

教育支援課

総括	内容(キーワード)	課	グループ	担当者	備考(問い合わせ例など)
津田	学校問題解決の支援	教育支援課	学校支援G	学校支援G	児童生徒への対応が困難な学校の支援 学校の対応について保護者等からの苦情対応
	学校問題解決支援委員会	教育支援課	学校支援G	米倉・田中	
	いじめ防止	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅・加藤	いじめアンケート, 広報啓発資料作成
	いじめ問題解決支援委員会	教育支援課	学校支援G	田中・佐野川・米倉	いじめ重大事態への対応
	いじめ問題対策連絡協議会	教育支援課	学校支援G	田中・佐野川・米倉	いじめ防止に取り組む関係機関との連携
	生徒指導関係	教育支援課	学校支援G	田中・湯浅 佐野川・梅本	生徒指導事案への学校の対応に関する指導・助言 招致指導
	生徒指導特別指導員	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅	生徒指導特別指導員の派遣
	鈴鹿市PTA連合会	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅	補助金, 会議の出席
	健全育成関係	教育支援課	学校支援G	学校支援G	教育相談・健全育成活動報償費
	生徒会研修会	教育支援課	学校支援G	湯浅・佐野川	生徒会担当者会
	補導活動	教育支援課	学校支援G	加藤・佐野川・湯浅	中学校区別の地区補導
	青色回転灯/パトロール	教育支援課	学校支援G	佐野川・加藤	青パト関係事務, おかえりパトロール配車 青パト車の管理
	安全安心	教育支援課	学校支援G	湯浅・佐野川	安全グッズ寄贈, 不審者情報配信
	コミュニティ・スクール関係	教育支援課	学校支援G	田中・加藤・梅本	委員報酬・地域コーディネーター活動報償費管理 研修会の開催
	コミュニティ・スクール推進コーディネーター	教育支援課	学校支援G	加藤・(梅本)	各校の学校運営協議会に参加 意識調査, 報告書取りまとめ
	小中学校の生徒指導担当者会議	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅	
	児童生徒事故報告書	教育支援課	学校支援G	湯浅・佐野川	
	いじめ事案報告書	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅	
	交通事故報告書	教育支援課	学校支援G	米倉・田中	
	交通安全教室	教育支援課	学校支援G	田中・湯浅	交通防犯課と日程調整, 交通安全担当者会
	出前講座(SNS・薬物乱用防止・万引き)	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅・加藤	
	危険箇所点検	教育支援課	学校支援G	佐野川・田中	各校の危険箇所点検取りまとめ
	幼・小・中防犯教室	教育支援課	学校支援G	米倉・佐野川	鈴鹿警察署と連携
	通学路	教育支援課	学校支援G	田中・佐野川・湯浅	通学路危険箇所合同点検, 通学路の把握 交通安全施設要望書
	生徒指導上の諸問題等に関する調査	教育支援課	学校支援G	湯浅・佐野川	文科省調査
	開発審査事業	教育支援課	学校支援G	田中・湯浅	
	ボランティア	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅	ボランティア保険加入, 人数把握
	関係機関との連携	教育支援課	学校支援G	湯浅・佐野川	鈴鹿警察署, 三センター会議, 高生連
	Facebook	教育支援課	学校支援G	佐野川・湯浅	
	不審者情報	教育支援課	学校支援G	湯浅・佐野川	鈴鹿警察と連携, Facebookと鈴鹿市公式ライン, 掲示板で配信
	人権教育	教育支援課	人権教育センター 子ども支援G	大西・前田・原 山中・魚見	中学校区人権教育研究推進事業, 中学校区人権教育 担当者会, 中学校区子ども人権フォーラムすずか, 小中 学校人権教育研修会助言者
	人権教育研修講座	教育支援課	人権教育センター	大西・前田	人権教育研修会の実施
	子どもの人権ネットワーク	教育支援課	人権教育センター	前田・大西	いじめや差別をなくす生徒のサークル活動
	子どもの居場所づくり事業	教育支援課	人権教育センター	大西・前田・原	キラキラ子ども村, 共生交流広場
	差別事象報告書	教育支援課	人権教育センター 子ども支援G	大西・山中	
	人権ポスター・人権問題啓発カレンダー	教育支援課	人権教育センター	前田・大西・原	ポスター, カレンダー作品の募集・選定
	人権作文	教育支援課	人権教育センター	前田・大西・原	人権作文の募集・選定
	外国人児童生徒在籍調査	教育支援課	子ども支援G	谷口・中尾	各校の外国人児童生徒在籍調査, 不就学調査
	外国人児童生徒サポート事業/適応支援事業	教育支援課	子ども支援G	中尾・山中	外国人児童生徒支援員, 外国人教育指導助手の配置・ 派遣, 母語協力員の派遣, 報償費旅費
	外国人児童生徒サポート事業/受入促進事業	教育支援課	子ども支援G	中尾・山中	受入促進事業費補助金業務, 日本語指導教師の派遣, 就学促進員の派遣, 多文化共生教育ネットワーク会議, 就学・進路ガイダンスの開催
	外国人児童生徒サポート事業/就学支援事業	教育支援課	子ども支援G	中尾・谷口	就学支援事業費補助金業務, 就学支援教室指導員報 償費
	日本語指導講師ミーティング	教育支援課	子ども支援G	中尾・山中	日本語指導講師の連絡調整会議
	日本語教育支援プロジェクト会議	教育支援課	子ども支援G	山中・中尾	会議の実施運営(年間2回)
	就学支援教室「コトノハ」の運営	教育支援課	子ども支援G	谷口	就学支援教室「コトノハ」の運営
	不登校児童生徒実態調査	教育支援課	子ども支援G	魚見・橋本	各校の不登校児童生徒実態調査
	スクールライフサポーター	教育支援課	子ども支援G	魚見・山中・橋本	スクールライフサポーターの任用・配置
	不登校対策教育支援員関係	教育支援課	子ども支援G	魚見・山中・橋本	不登校対策教育支援員の任用・配置
不登校支援アドバイザー	教育支援課	子ども支援G	橋本	学校の不登校支援への助言	
不登校支援ミーティング	教育支援課	子ども支援G	魚見・山中	中学校不登校対策担当者の研修会	
不登校支援研修会	教育支援課	子ども支援G	魚見	夏季研修会の実施	
不登校対策プロジェクト会議	教育支援課	子ども支援G	山中・魚見	会議の実施運営(年間2回)	
中学校区不登校児童生徒アセスメント研修	教育支援課	子ども支援G	魚見・橋本・山中	中学校区単位の研修会	
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	教育支援課	子ども支援G	魚見・橋本・山中	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配 置	
適応支援教室「けやき教室」	教育支援課	子ども支援G	諸戸・坂井	適応指導教室「けやき教室」の運営	
適応支援教室「さつき教室」	教育支援課	子ども支援G	樋口	適応指導教室「さつき教室」の運営	
校内適応「ほっとルーム」	教育支援課	子ども支援G	山中・諸戸 樋口・坂井	「ほっとルーム」設置校への指導・助言	

令和5年度 学力向上の取組について

校園長会

鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課
令和5年4月17日(月)

➤ **本年度の重点取組について**

➤ 本年度の重点取組について

本市の学力に関する課題

- C層, D層 児童生徒の割合が高い
- 読解力, 記述力が弱い
- スクリーンタイムの適正化
- 家庭学習の定着
- 読書活動の充実

➤ 本年度の重点取組について

①「授業力UP5★」～子どもたちが主役の授業へ～

全ての職員が、
常に意識して
取り組むこと！

★資質・能力

- ・育成を目指す「資質・能力」が明確になっているか。
- ・ねらいを達成した児童生徒の姿が具体的に想定できているか。

★めあて

- ・主体的に学習に取り組める「めあて」になっているか。
- ・授業で何をするか(見通し)が明確になっているか。



★学習活動

- ・課題解決に向け、個別の学習活動が設定されているか。
- ・自分の考えを伝えたり、友だちの考えを聞き合ったりする協働的な学習活動が設定されているか。



★まとめ 振り返り

- ・「めあて」に正対した「まとめ」や「振り返り」になっているか。
- ・「何を学習し、何が分かったのか、何ができるようになったのか」等、振り返りの視点が明確になっているか。

★端末活用

- ・学習のねらいを達成するための手段として、効果的な活用場面が設定されているか。
- ・端末の活用が、個別最適な学びや、協働的な学びにつながっているか。

本年度は、研修講座「授業力UP5を活用した授業づくり」を実施し、教科や単元の具体的に13いて理解を深めていただくよう計画中。

➤ 本年度の重点取組について

②「読む・書くワークシート」

・中学校3年生を除く全小中学校で実施

小学校 低学年・・・昔話の音読・視写(2年生は2学期から読解問題)

中学年・・・新聞ワークシート

小学校 高学年 及び 中学校1・2年生

・・・読売新聞「よむYOMUワークシート」

・4月20日(木)から配信開始

「教委特設サイト」
「児童用 特設サイト」より

「よむYOMUワークシート」
ホームページより

▶ 本年度の重点取組について

③「学力向上分析シート」「学習や生活習慣等に関する質問調査」

【4月】「C層・D層 児童生徒への対応」「スクリーンタイムの適正化」「家庭学習の充実」「読書活動の充実」について、各校における新年度の方向性や取組について、確実に共通理解を図る。

【8月】学調、みえスタの結果から課題改善のための具体的な取組を検討。

【12月】取組の進捗状況を検証することで、さらなる見直し・改善を図る。

令和4年度 鈴鹿市 学力向上分析シート ～全国学力・学習状況調査を通して～ 【〇〇】学校

1 平均正答率

	自校	全国	自校(昨年度)	本年度の目標(自校の割合)
国語	63	65.6	-0.7	-0.5
算数	62	-2.6	-1.9	0
		-1.2	-1.0	

2 C層・D層の割合

	自校	全国	自校(昨年度)	本年度の目標(自校の割合)
国語	52.6	47.2	39.2	45
算数	49.2	48.1	47.4	45
		1.1	1.8	

3 テレゲーム

	自校	全国	自校(昨年度)	本年度の目標(自校の割合)
	30.9	30.7	33.9	30
		0.2	-3.0	

4 SNSや動画視聴

	自校	全国	自校(昨年度)	本年度の目標(自校の割合)
	20.4	19.7	0.7	19

5 家庭学習

	自校	全国	自校(昨年度)	本年度の目標(自校の割合)
	55.2	59.6	58.9	60
		-4.2	-3.1	

6 読書

	自校	全国	自校(昨年度)	本年度の目標(自校の割合)
	53.1	59.6	58.9	60
		-6.5	-2.3	

令和4年度の例

学習や生活習慣等に関する質問調査 (例)

	R4 2学期		
	1年生 回答人数	2年生 回答人数	3年生 回答人数
1 普段(月曜日から金曜日)・1日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピュータゲーム、携帯型のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む)をしますか	4時間以上 20	25	15
	3時間以上、4時間より少ない	25	15
	2時間以上、3時間より少ない	20	25
	1時間以上、2時間より少ない	20	25
	1時間より少ない	15	20
	全くしない	0	0
2 普段(月曜日から金曜日)・1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか(携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間を除く)	4時間以上 10	15	10
	3時間以上、4時間より少ない	20	20
	2時間以上、3時間より少ない	20	20
	1時間以上、2時間より少ない	15	15
	30分以上、1時間より少ない	10	10
	30分より少ない	10	10
	全くしない	10	10
3 普段(月曜日から金曜日)・1日当たりどれくらいの時間、読書(教科書や参考書、漫画や雑誌を除く)を読みますか	3時間以上 10	10	15
	2時間以上、3時間より少ない	10	20
	1時間以上、2時間より少ない	25	30
	30分以上、1時間より少ない	20	15
	30分より少ない	15	10
	全くしない	10	5
4 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)・1日当たりどれくらいの時間、読書(教科書や参考書、漫画や雑誌を除く)を読みますか	2時間以上 5	5	5
	1時間以上、2時間より少ない	5	5
	30分以上、1時間より少ない	20	15
	10分以上、30分より少ない	30	30
	10分より少ない	20	20
	全くしない	20	20

※ 色付きのセルに、半角で入力してください

3時間以上の割合

	R4 1学期	R4 2学期	前年からの変化
1年生	47.6	45.0	-2.6
2年生	46.9	45.0	-1.9
3年生	29.8	30.0	0.2

3時間以上の割合

	R4 1学期	R4 2学期	前年からの変化
1年生	—	35.0	—
2年生	—	35.0	—
3年生	29.5	30.0	-0.5

1時間以上の割合

	R4 1学期	R4 2学期	前年からの変化
1年生	62	55.0	-7.0
2年生	55.7	55.0	-0.7
3年生	69.5	70.0	0.5

10分以上の割合

	R4 1学期	R4 2学期	前年からの変化
1年生	52.5	50.0	-2.5
2年生	48.5	50.0	1.5
3年生	48.6	45.0	-3.6

今月の取組の見直し・改善(1月)

1人当たりの年間貸出冊数

	R3	R4 (11月時点 見込み)	昨年からの変化
	100	95	-5

➤ 本年度の重点取組について

①「授業力UP5★」

②「読む・書くワークシート」

③「学力向上分析シート」

「学習や生活習慣等に関する質問調査」

学校全体で組織的・計画的に進める。




令和5年度 ICT教育推進について

校園長会

鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課
令和5年4月17日(月)

- **児童生徒対象1人1台端末活用に関するアンケート**
- **令和5年度 ICT教育目標
(端末持ち帰り目標も含む)**
- **主な4つの取組**

➤ 児童生徒対象1人1台端末に関するアンケート

- ① クロームブックを使った授業は楽しいですか
- ② クロームブックを使った授業は分かりやすいですか 
- ③ 授業中にクロームブックをどの程度使っていますか 
- ④ 授業中に、自分で調べる場面で、クロームブックをどの程度使っていますか
- ⑤ 授業中に、学校の友達と意見を交かする場面で、クロームブックをどの程度使っていますか
- ⑥ 授業中に、自分の考えをまとめ、発表する場面で、クロームブックをどの程度使っていますか
- ⑦ クロームブックをどの程度、家に持ち帰っていますか 

③・⑦・②の順に3つにしばらくお伝えします

➤ 児童生徒対象1人1台端末に関するアンケート

③ 授業中に、クロームブックをどの程度使っていますか

	小学校1・2・3年生	小学校4・5・6年生	中学校
ほぼ毎日	47%	61%	65%
週3回以上	22%	34%	31%
週1回以上	25%	27%	34%
月1回以上	31%	28%	26%
月1回未満	14%	9%	7%
	8%	2%	2%

- ・小学校4年生以上の学年で、週3回以上の授業での活用頻度は60%以上
- ・小学校1年生から3年生の学年で、週3回以上の授業での活用頻度は47%

➤ 児童生徒対象1人1台端末に関するアンケート

⑦ クロームブックをどの程度、家に持ち帰っていますか

	小学校1・2・3年生	小学校4・5・6年生	中学校
ほぼ毎日	26%	64%	70%
週に2~3回ぐらい	18%	55%	59%
週に1回ぐらい	8%	9%	11%
2週間に1回ぐらい	43%	15%	10%
2週間に1回ぐらい	4%	5%	7%
月に1回ぐらい	13%	8%	5%
全くない	14%	8%	8%

- ・小学校4年生以上の学年で、週2~3回以上の持ち帰り頻度は60%以上
- ・小学校1年生から3年生の学年で、週2~3回以上の持ち帰り頻度は26%

➤ 児童生徒対象1人1台端末に関するアンケート

② クロームブックを使った授業は分かりやすいですか

	小学校1・2・3年生	小学校4・5・6年生	中学校
はい	肯定的割合 65%	肯定的割合 54%	肯定的割合 50%
どちらかといえば はい	92% 27%	92% 38%	92% 42%
どちらかといえば いいえ	5%	6%	6%
いいえ	3%	2%	2%

- ・どの学年においても肯定的割合は90%以上
- ・【参考 令和3年度に行った同様の質問に対する肯定的割合は、
小学校(全学年)で86%・中学校で80%】

【令和5年度 目標】

授業や家庭学習における端末活用の頻度から質へのシフト

- ・授業者が授業力UP5★に基づく端末活用のねらいを明確にもち、そのねらいを説明できる。
- ・授業と家庭学習をリンクさせた端末活用を行う。

【令和5年度 端末持ち帰り目標】



長期休業中は、全児童生徒が持ち帰り、課題に取り組む。

➤ 主な4つの取組

- 1 授業と家庭学習をリンクさせた授業改善
- 2 シェアサイトを活用した全市的なデジタル教材の共有
- 3 チェックリストの活用(別冊1参照)
- 4 情報教育推進リーダーの活用

別冊 1

【鈴鹿市版】教職員の ICT 活用指導力チェックリスト

4 できる 3 ややできる 2 あまりできない 1 ほとんどできない

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力				
A-1 教育効果を上げるために、クロームブックの利用場면을計画して活用する。	4	3	2	1
A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ドキュメント、スプレッドシートやスライドなどを活用する。	4	3	2	1
A-4 クロームブックで、スタディ・ログ（デジタル化された学びの記録 児童生徒の作品・レポート・ワークシートなど）を用いた学習状況等の確認に活用する。	4	3	2	1
B 授業に ICT を活用して指導する能力				
B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、クロームブックやプロジェクタ、書画カメラなどを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、クロームブックやプロジェクタ、書画カメラなどを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、インターネット上のドリル教材などを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに組みこませる。	4	3	2	1
B-4 グループで話し合っって考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、オクリンクやグーグルのアプリなどを効果的に活用させる。	4	3	2	1
C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力				
C-1 学習活動に必要な基本的な操作技能（タイピングやアプリの使い方など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	4	3	2	1
C-2 児童生徒がインターネットを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-3 児童生徒がドキュメント・スプレッドシート・スライドなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	4	3	2	1
C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、クロームブックを活用することを指導する。	4	3	2	1

D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、クラウドブックやインターネットを安全に利用できるように指導する。	4	3	2	1
D-4 児童生徒がクラウドブックやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	4	3	2	1
E アプリなどを使いこなす能力				
E-1 クラウドで、課題を作成し、配付・回収・採点・返却することができる。	4	3	2	1
E-2 グーグルミートで、授業に参加できない子どもたちに、授業の様子を映し、質問のやりとりができる。	4	3	2	1
E-3 ドキュメントで、文書の作成や編集、資料作成をすることができる。	4	3	2	1
E-4 スプレッドシートで、グラフや表を作成することができる。	4	3	2	1
E-5 スライドで、プレゼンテーションの作成や編集することができる。	4	3	2	1
E-6 ジャムボードで、背景を設定したり、思考ツールを活用したりすることで、子どもたちに協働的な学びの場を提供することができる。	4	3	2	1
E-7 フォームで、アンケートやテストを作成し、回答結果を確認することができる。	4	3	2	1
E-8 オクリンクで、子どもたちの意見をまとめたり、比較検討したりすることができる。	4	3	2	1
E-9 ドリルパークを用いて、宿題配信したり、学習履歴を指導に活かしたりすることができる。	4	3	2	1

【鈴鹿市版】情報活用能力チェックリスト

低学年

あてはまっていたら、○をつけましょう。

知 ・ 技	1	しりたいことを しゃしんや本などから あつめることができる。	
	2	じぶんのかんがえや、じぶんがしらべたことを まとめることができる。	
	3	あいてにつたわるように、こえのおおきさなどに きをつけながら はなすことができる。	
思 ・ 判 ・ 表	4	じぶんのせいかつのなかで、ぎもんを みつけることができる。	
	5	あいてにつたわるように、え や ずをつかって まとめることができる。	
学 ・ 人	6	インターネットをつかうと、いろいろなことを しらべることができることを しっている。	
操 作 ス キ ル	7	クロームブックで ログインやログアウト、音を大きくしたり 小さくしたりすることができる。	
	8	クラスルームに、さんかして、先生からおくられた プリントを見ることができる。	
	9	クロームブックで アンケートに こたえることができる。	
	10	ミライシードに ログインして、ドリルパークや オクリンクに はいることができる。	
	11	ドリルパークで、じぶんでもんだいをえらび こたえ すずめることができる。	
	12	オクリンクで、しゃしんやどうがをとったり、えをかいたりしたカードをつなげてストーリーをつくり、先生に ていしゅつすることができる。	
タイ ピ ン グ	13	てがきや じぶんのこえで クロームブックに もじを にゅうりょくできる。	
プ ロ グ ラ ミ ン グ	14	つたえたいことを はっぴょうするとき、じゅんばんに きをつけている。	
	15	じぶんのまわりには、いろいろなところで コンピュータが つかわれていることを しっている。	
情 報 モ ラ ル	16	ほかの人が かいたものや つくったものや じょうほうは たいせつにし、かってにつかっ てはいけないことを しっている。	
	17	じぶんの こじんじょうほう（なまえ・でんわばんごう・じゅうしょ・ID/パスワードなど）を 人におしえてはいけないことをしっている。	
	18	人の しゃしんを、かってにとつては いけないことを しっている。	
	19	クロームブックをつかうときのルールを まもって つかっている。（先生のはなしを きくと きは クロームブックを さわらないなど）	
	20	クロームブックを たいせつにつかい、つかいおわったら じゅうでんほかんこに いれたり、 じぶんでせきにんをもって ほかんしたりしている。	

【鈴鹿市版】情報活用能力チェックリスト

中学年

4 あてはまる 3 少しあてはまる 2 あまりあてはまらない 1 あてはまらない

知・技	1	知りたいことを本やインターネットなどから集めて、内容を理かひすることができる。	4	3	2	1
	2	自分の考えや調べたことをクロームブックなどを使ってまとめ、先生や友だちに伝えることができる。	4	3	2	1
	3	クロームブックを使って、絵や写真を入れた作品のデータを先生や友だちに送ることができる。	4	3	2	1
思・判・表	4	自分の生活の中で疑問を見つけ、先生や友だちに伝えることができる。	4	3	2	1
	5	調べたことを、表やグラフを使ってまとめ、それを見せながら発表することができる。	4	3	2	1
学・人	6	本やインターネットなどの中から、か題をかひ決するためのじょうほうを見つけ、考えようとしている。	4	3	2	1
情報スキル	7	知りたいことを、インターネットから集めることができる。	4	3	2	1
	8	クラスルームで、先生から出されたか題に取り組み、てい出することができる。	4	3	2	1
	9	ドキュメントで、絵や文字を組み合わせて、新聞などを作ることができる。	4	3	2	1
	10	ジャムボードで、自分の考えをふせんに書き、クラスのみんなど話し合ひができる。	4	3	2	1
	11	オクリンクで、カードをつなげてストーリーを作り、みんなの前で発表することができる。	4	3	2	1
タイピング	12	ホームポジションを用いて、ローマ字で言葉を入力することができる。	4	3	2	1
プログラミング	13	「じゅんばん」「くりかえし」「もし～だったら」を使って、プログラミングを楽しむことができる。	4	3	2	1
情報モラル	14	調べてまとめたり、発表したりする学習では、クロームブックのよさをりかひし活用するようにしている。	4	3	2	1
	15	メッセージや画ぞう・動画を送るとき（SNSを含む）には、誰が見るか、その内容がてきせつかどうかなど考えるようにしている。	4	3	2	1
	16	自分や他の人の個人じょうほう（名前・電話番号・住所・ID・パスワードなど）を人に教えないようにしている。	4	3	2	1
	17	人をだまそうとするじょうほうや、よくないホームページを見つけたとき、大人に相談するようにしている。	4	3	2	1
	18	人の写真をとる時やほかの人の作ったものやじょうほうを使うときには、その人のきよかをとっている。	4	3	2	1
	19	自分の文章の中に他の人の言葉や文章を使う部分は「」でくくって書いている。	4	3	2	1

【鈴鹿市版】情報活用能力チェックリスト

高学年

4 あてはまる 3 少しあてはまる 2 あまりあてはまらない 1 あてはまらない

知・技	1	知りたいことを本やインターネットなどから集めて、情報を比べることができる。	4	3	2	1
	2	自分の考えや調べたことを、図や表、グラフなどを使ってまとめ、先生や友だちに伝えることができる。	4	3	2	1
	3	先生からあたえられた課題を、友だちと分たんしたり、協力して作ったりすることができる。	4	3	2	1
思・判・表	4	日常生活の中で、疑問を見つけ、先生や友だちに伝えることができる。	4	3	2	1
	5	知りたいことを複数の方法で調べ、情報を比較し、必要なものを選んでまとめることができる。	4	3	2	1
学・人	6	課題に合わせていろいろな方法で情報を探し、それを比較して自分の考えをまとめようとしている。	4	3	2	1
操 作 ス キ ル	7	スライドで、簡単なプレゼンテーション資料を作り、みんなの前でプレゼンテーションすることができる。	4	3	2	1
	8	ジャムボードで、出された意見を仲間分けしたり、書きこんだりするなどしてまとめることができる。	4	3	2	1
	9	フォームで、簡単なアンケートを作り、回答を集めることができる。	4	3	2	1
タイ ピ ン グ	10	ローマ字表を使わずにタイピングすることができる。	4	3	2	1
プ ロ グ ラ ミ ン グ	11	課題を解決するために、簡単なプログラムを作り、他により良い解決方法がないか考え、かいぜんすることができる。	4	3	2	1
情 報 モ ラ ル	12	メッセージや画像・動画を送るとき（SNSを含む）には、誰が見るか、その内容が適切かどうかなど考えるようにしている。	4	3	2	1
	13	悪意がある情報や、不適切・不正なサイトを見つけたときは、自分から見ないようにし、人に相談するようにしている。	4	3	2	1
	14	情報を発信するときには、その情報が残ったり、広がったりする危険性があることを理解している。	4	3	2	1
	15	インターネットやテレビなどからの情報は、視点を変えることでいろいろな見方ができることを知っている。	4	3	2	1
	16	人の写真をとる時や他の人の作ったものや情報を使うときには、その人の許可をとっている。	4	3	2	1
	17	自分の文章の中に、他の人の言葉や文章を引用する部分を「」でくくって書いている。	4	3	2	1

【鈴鹿市版】情報活用能力チェックリスト

中学生

4 あてはまる 3 少しあてはまる 2 あまりあてはまらない 1 あてはまらない

知・技	1	知りたいことを、図書資料やインターネットなどから情報を複数集め、それらを比べて必要な情報を得ることができる。	4	3	2	1
	2	相手や目的に応じて、プレゼンテーションソフトを使用し、根拠を明らかにしながら効果的に情報発信することができる。	4	3	2	1
	3	音声・動画ファイル、表やグラフを組み合わせたレポート作成をすることができる。	4	3	2	1
思・判・表	4	実験結果や資料から読み取った情報をもとに、表やグラフ、「考えるための技法(思考ツール等)」を基にして、新たな意味を見いだすことができる。	4	3	2	1
	5	課題に対して、多面的に調べ、目的や意図に応じて情報を整理し、必要な情報を選んでまとめることができる。	4	3	2	1
学・人	6	より良い社会や生活のために、情報や情報技術を活かそうとする。	4	3	2	1
操作スキル	7	写真や音声、動画のファイルを取り込んで、加工したり、編集したりすることができる。	4	3	2	1
	8	スプレッドシートで、数値を入力し、目的に応じた表やグラフを作成することができる。	4	3	2	1
	9	スライドで、表やグラフ等を挿入して、資料作成することができる。	4	3	2	1
	10	フォームのアンケート結果をスプレッドシートで確認し、編集することができる。	4	3	2	1
タイピング	11	手書きでの作文と同じくらい、あるいはそれ以上の速さで、正確にタイピング入力することができる。	4	3	2	1
プログラミング	12	課題解決や表現活動の際に、道筋を立てて考え、その考えを応用することの大切さを理解している。	4	3	2	1
情報モラル	13	メッセージや画像・動画を送るとき(SNSを含む)には、誰が見るか、その内容が適切かどうかなどを考え、情報社会における自分の責任や義務をふまえ行動しようとしている。	4	3	2	1
	14	悪意がある情報や、不適切・不正なサイトを見つけたときは、見ないようにし、人に相談するようにしている。	4	3	2	1
	15	情報を発信するときには、その情報が残ったり、広がったりする危険性があることを理解している。	4	3	2	1
	16	インターネットやテレビなどメディアからの情報には、発信者の意図が含まれていることを理解した上で利用している。	4	3	2	1
	17	人の写真や文章等をアップロードする時には、肖像権・著作権等に気をつけるようにしている。	4	3	2	1
	18	自分の文章の中で、引用する本や文、語句などを、参考にした資料を参考文献として必要事項を明記するようにしている。	4	3	2	1

鈴教指第 1 1 3 号

令和 5 年 4 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和 5 年度鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業実施について

このことについて、下記のとおり関係文書を送付しますので、学校図書館活用、学校図書館教育推進に御活用いただきますよう、お願いいたします。

記

1 送付文書

- (1) 令和 5 年度鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業実施詳細
- (2) 学校図書館巡回指導業務日誌
- (3) 学校図書館巡回指導業務日誌 (記入例)
- (4) 図書借用書 (例)

2 その他

本年度の派遣回数は、年間 4 2 回 (1 週あたり 1 回程度) となります。

巡回指導開始日、担当巡回指導員名等につきましては、改めて委託業者より各校へ連絡させていただきます。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導グループ 山田 浩美
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

<例>

令和 年 月 日

鈴鹿市立〇〇〇学校長 様

鈴鹿市立 〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇 印

図書借用書

下記の図書を借用いたしたく、お願い申し上げます。

記

1 借用図書 図書 冊

資料 ID	図書名	資料 ID	図書名

2 借用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

3 使用目的

4 その他 指導者のもとで適切に使用し、万が一、紛失、破損があった場合は当校で、対応いたします。

令和5年度 鈴鹿市学校図書館巡回指導員活用事業 実施詳細

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課

1 目的

読書活動は、子どもたちが考える力や判断力を培い、視野を広げ、豊かな感情や心をはぐくむために重要な活動である。そこで、市内小中学校に「学校図書館巡回指導員」を派遣し、子どもたちの読書意欲を高めたり読書活動を活発にしたりするための支援、及び図書館業務の補助を行うことにより、学校図書館の活性化を図る。

2 対象

市内全小中学校

3 実施期間

令和5年4月17日（月）～令和6年3月25日（月）まで

4 事業内容

- 鈴鹿市教育委員会が業務委託した図書館司書、図書館司書補、司書教諭の資格をもつ、または、学校図書館または公共図書館において、3年以上の業務経験をもつ「学校図書館巡回指導員」を市内全小中学校に派遣する。

(1) 派遣日数

各小中学校：6時間業務（1回）×年間42回（1週あたり1回程度）

(2) 業務時間

午前8時00分～午後5時00分の間の実働6時間（途中昼休憩をはさむ）

(3) 業務内容

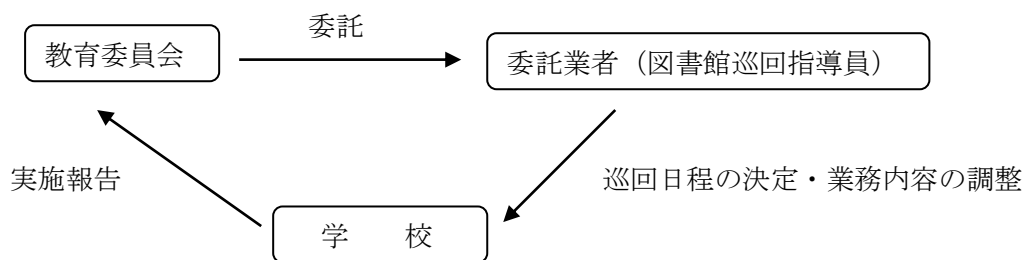
- ①カウンター業務・・・図書委員会のカウンター業務の指導等
- ②図書整備業務・・・選書、受入・装備、破損図書の補修、除籍等
- ③館内整備業務・・・書架整理、館内の書架や掲示物の整備等
- ④読書活動推進業務・・・本の読み聞かせ、テーマコーナーの設置、ブックトーク、調べ学習の参考図書アドバイス、「図書館だよりの作成」等
- ⑤利用指導業務・・・図書の並び方、分類について等
- ⑥図書館運営支援業務・・・蔵書冊数や貸出冊数等の把握・管理、中学校区内での相互貸借、ボランティア等への読み聞かせやブックトーク等の技術指導や図書館整備技術指導等

※業務に必要な消耗品は、各学校にて調達する。

5 本年度業務委託先

株式会社図書館流通センター（TRC） 担当者名 阿原 康子
〒112 - 8632 東京都文京区大塚三丁目1番1号
TEL 03-3943-2221 FAX 03-3943-8441

6 事業の運営



学校は、「学校図書館巡回指導員業務日誌」を鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課に提出する。

7 事務手続き等の流れ

(1) 図書館巡回指導員の巡回予定日の決定

巡回予定日については、教育委員会事務局と委託業者が協議の上決定し、業務開始日までに学期ごとに、予定表を各校に送付する。

- ・年間小中学校42回以上（原則として、同じ指導員が担当校の業務にあたる）
 - ・午前8時00分～午後5時00分の間の実働6時間（途中昼休憩1時間をはさむ）
- ※休憩時間は分割でもよい

(2) 巡回日時の確認

- ・予定表送付後、担当巡回指導員が学校に連絡の上、挨拶に伺う。（担当巡回指導員が変更になった学校のみ）

(3) 図書館巡回指導員が巡回するにあたって

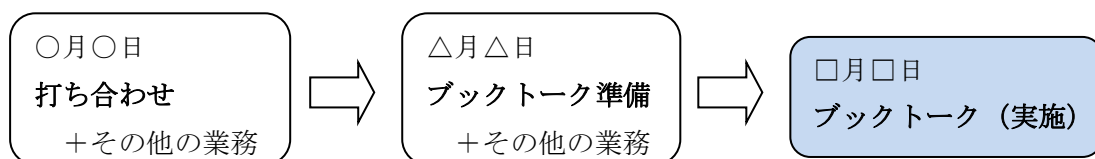
- ・職員や子どもたちへの紹介を行う。
- ・巡回日を全教職員に周知する。
- ・「学校図書館巡回指導業務日誌」に依頼する業務内容をその月の初回巡回日まで記入する。

※ブックトーク、調べ学習等を行う場合の日の設定の仕方

- ① 3回の巡回指導日を確保する。
- ② 1回目は打ち合わせ、2回目は準備の日とし、3回目に実施する。
ただし、2回目は終日準備としなくてよい。
- ③ 巡回指導員と事前に内容の打ち合わせをしてから実施すること。

(授業の主体は、教員であること)

(例) ブックトークの場合



※ブックトークの準備

学校が希望したテーマに沿った本が、自校の学校図書館にどれくらいあるかを確認した上で依頼する。その後、打ち合わせにおいて、紹介の仕方（紹介する本を選び、どのような順番で、どのような工夫をして紹介するのか）を考えることが必要となる。

(4) 「学校図書館巡回指導業務日誌」の記入と提出

- ①学校図書館担当者は、依頼する業務内容をその月の初回巡回日までに記入する。
- ②巡回指導員は、業務終了後、実施業務内容、巡回指導員コメント欄を記入し、押印する。
- ③学校長は、その月の最終巡回日に実施内容を確認し、押印する。
- ④提出締切日までに、鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課まで文書便にて提出する。

【提出締切日】

4月～ 7月分・・・令和5年 8月 4日 (金)

8月～11月分・・・令和5年12月 1日 (金)

12月～ 3月分・・・令和6年 3月26日 (火)

学校図書館巡回指導業務日誌（ ）月分

鈴鹿市_____学校 学校担当者_____

（ ）月 依頼業務内容

訪問日時	実施業務内容	巡回指導員コメント
____日（ ） ____時__分 ～ ____時__分	授業での図書館利用クラス数（ ）クラス	印
____日（ ） ____時__分 ～ ____時__分	授業での図書館利用クラス数（ ）クラス	印
____日（ ） ____時__分 ～ ____時__分	授業での図書館利用クラス数（ ）クラス	印

___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	印
___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	印
___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	印

☆貸出冊数状況 () 月分

1年生	2年生	3年生	合計
冊	冊	冊	
4年生	5年生	6年生	
冊	冊	冊	冊

学校長確認印

記入例

学校図書館巡回指導業務日誌（ ）月分

鈴鹿市_____学校 学校担当者_____

()月 依頼業務内容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(学校担当者) 依頼した内容を具体的に書いてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新刊の登録〇冊 ・「〇〇」テーマコーナーの設置 ・〇〇をテーマとしたブックトーク ・〇年生への読書指導 <p style="text-align: right;">等</p> </div>

訪問日時	実施業務内容	巡回指導員コメント
___日 () ___時___分 ~___時___分	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(巡回指導員) 依頼内容に基づき、実施したことを書いてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア」テーマコーナー設置 ・読み聞かせ約 20 人 ・〇年生対象のブックトーク <p style="text-align: right;">等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(巡回指導員) 依頼内容以外の業務や感想、引継ぎ等を書いてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書架の整理 ・カウンター業務 <p style="text-align: right;">等</p> </div>
___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	印
___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">(巡回指導員) 押印</div>
		印

___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	印
___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用	印
___日 () ___時___分 ~___時___分	授業での図書館利用クラス数 () クラス	印

その日に授業で図書館を利用したクラス数を記入してください。
(1時間の授業で、2クラスが利用した場合は、2クラスと数えてください。)

☆貸出冊数状況 () 月分

1年生	2年生	3年生	合計
冊	冊	冊	
4年生	5年生	6年生	
冊	冊	冊	冊

その月の貸出冊数を記入してください。
(中学校は1, 2, 3年のみ)

必ず業務内容を確認の上、押印してください。

学校長確認印

※ 記入いただいた業務日誌は、次のとおり、鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課まで文書便にて提出してください。
【提出締切日】
4月～ 7月分・・・令和5年 8月 4日 (金)
8月～11月分・・・令和5年12月 1日 (金)
12月～ 3月分・・・令和6年 3月26日 (火)

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（依頼）

このことについて、三重県教育委員会事務局保健体育課長をとおして、スポーツ庁次長から別添（写）のとおり、通知がありました。

ついては、下記のとおり送付しますので、貴校教職員への周知をお願いします。

なお、本調査資材は、スポーツ庁から各小中学校へ4月下旬から5月中旬に順次発送される見込みです。

記

1 調査実施にあたって

(1) 市全体の共通取組

原則、全学年で全種目実施に取り組む。

(2) 子どもの力を十分発揮させるための事前指導の実施

ア 「新体力テストワンポイントアドバイス^{*1}」を活用する。

イ 児童生徒の取組意欲が向上するよう、個々の目標値を設定^{*2}する。

(3) 実技調査の正しい測定と記録記入

ア 「新体力テスト実施要項^{*3}」等を確認する。

イ 調査当日欠席した児童生徒については、期間内に後日実施する。

(4) 学校質問紙調査の回答内容についての校内での共有、確認

各校で作成した「令和5年度みえこどもの元気アップシート」を参考に、体力向上のための目標設定・取組等の実施、過年度に関すること等、校内で共有、確認のうえ回答する。

(5) 調査を通じて、体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる

ア 調査資材に同梱（予定）される「記録シート」を児童生徒へ配付し、活用する。

イ 新体力テスト結果集計表（EXCEL ファイル、県教育委員会ホームページ掲載）等を活用し、子どもの実態把握と分析を行う。

ウ 子どもの体力の状況について「体力認定証」「わたしの成長記録」等を児童生徒を通じて、家庭に返す。（家庭との共有）

エ 結果を活用して、「体力向上の目標」「体力向上の取組」等を早期に見直す。

※1～3資料等は、平成29年2月開催の元気アップブロック別協議会で、各学校へ配付しました「クリアファイル」又は「学校体育指導資料集（CD）（平成27年配付済）」に収められています。また、子どもの体力向上ホームページ（日本レクリエーション協会）等も効果的に活用ください。

2 調査実施完了報告について

令和5年 月 ()までに、(様式2)学校提出用「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査実施完了報告」を、鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メールまで送付をお願いします。

※ 実施漏れがないようお願いします。

3 送付文書

- (1) 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について（通知）（写）
- (2) 新体力テスト実施要項（6歳～11歳対象）小学校用
- (3) 新体力テスト実施要項（12歳～19歳対象）中学校用
- (4) (様式2) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査完了報告

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局

教育指導課 指導G 福村 圭悟

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878

Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

体育的行事の指導における留意点について

このことについて、下記のとおり、適切な指導を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症対策について

「組み合ったり接触したりする運動」は、「感染のリスクが比較的高い学習活動」であるため、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの基本的な感染症対策を十分行ったうえで慎重に実施すること。

2 体調管理について

(1) 気温や湿度等の状況を考慮して、運動時間、運動方法、水分補給、休憩頻度を工夫するなど、環境条件に応じた適切な指導を行うこと。

(参考) 環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(2) 幼児児童生徒の健康状況(個人差、服装、疲労、空腹、睡眠不足など)について、十分に把握するとともに校内において情報共有を図ること。

(3) 体育的行事等を実施するにあたっては、熱中症事故の発生や事故発生拡大などの状況に応じ、事前の計画の見直しや実施途中における中止など、適切な判断に努めること。

(4) 万が一の事故発生等に備え、「学校管理下における危機管理マニュアル(令和4年4月改訂)三重県教育委員会作成」を参考に、迅速かつ適切な対応ができるよう応急措置を含めた救急体制の整備に万全を期すること。

3 安全な運動環境づくりについて

練習開始前に体育館の床や運動場の地面に小石、釘などの突起物はないか点検すること。また、けがや熱中症など、子どもたちに体調の異変が認められたときに、速やかに休憩できる場所を整備しておくこと。

4 計画的な練習の進行について

練習計画については、事前に学年または学年部で綿密な打ち合わせを行い、全ての指導者が見通しを持って指導を進めること。また、目標を伝える、振り返りの時間を設けるなどして、1時間1時間の練習で子どもたちが、達成感を感じられるような指導を進めていくようにすること。

5 安全に留意した種目作りについて

体育的行事における種目作りについては、子どもたちの実態に応じて、けがにつながる動きがないように配慮すること。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 小川 裕

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

体育・保健体育科における水泳授業について

令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、水泳授業が中止されていましたが、令和5年度から水泳授業が再開されます。

については、下記のとおり、安全面に留意するとともに、適切な指導に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1 児童生徒の健康状態の把握

水泳は、水の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動のため、児童生徒の健康状態によっては事故につながりやすいことを留意すること。検温や健康観察により、水泳に適する健康状態であるかどうかを必ず事前に確認すること。

2 水泳の安全指導

(1) 天候の判断

落雷や急な大雨の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天気の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中断・中止等の適切な措置を講ずること。熱中症についても留意すること。

(2) バディシステム

バディシステムは、二人一組をつくり、互いに相手の安全を確かめさせる方法で、事故防止のみならず、学習効果を高めるための手段としても効果的であることから、授業でも積極的に導入すること。

(3) 準備運動

準備運動は、事故を防止する上で不可欠のものであることから、準備運動の必要性、重要性を児童生徒に理解させ、自主的・主体的に実施できるよう指導すること。

(4) 水泳の事故防止に関する心得の指導

児童生徒一人ひとりが、水の危険から自己の生命を守るとともに、事故に遭遇したときの対処の仕方等を指導すること。(水泳の事故防止に関する心得については、学習指導要領において、必ず指導すべき事項となっている。)

- (5) 万が一の事故発生等に備え、「学校管理下における危機管理マニュアル（令和4年4月改訂）三重県教育委員会作成」を参考に、迅速かつ適切な対応ができるよう応急措置を含めた救急体制の整備に万全を期すること。

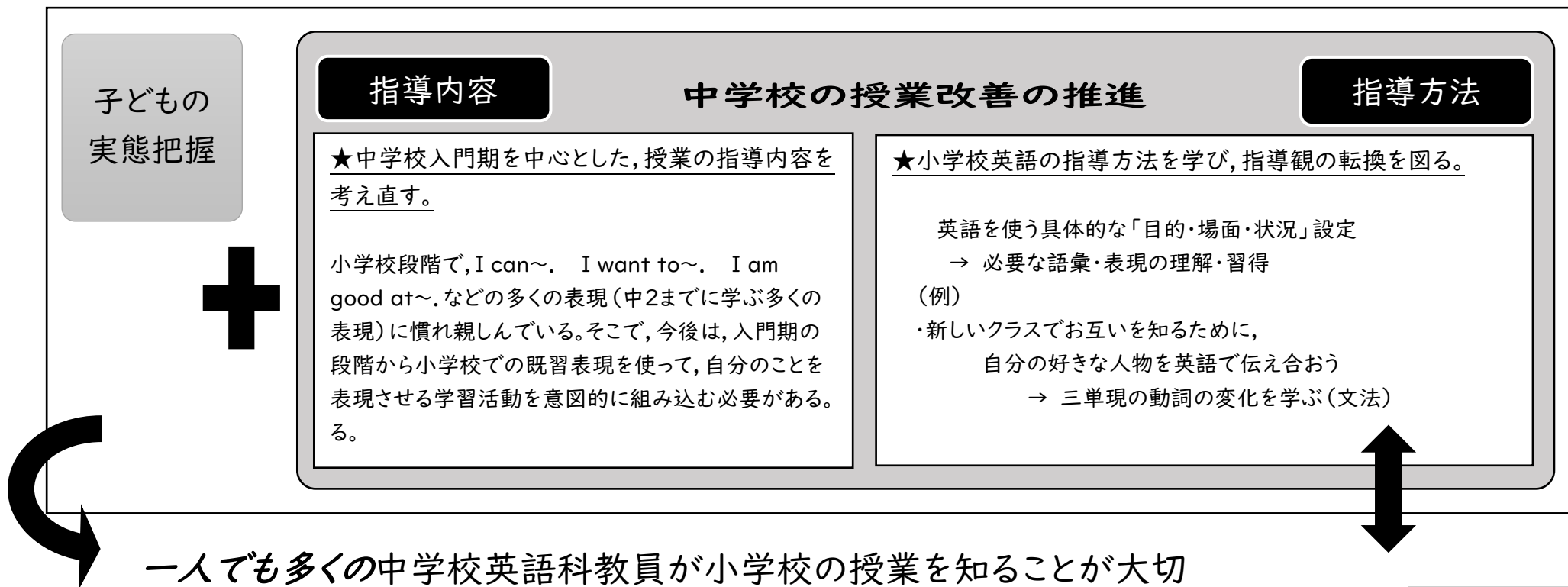
【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導 G 小川 裕

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

英語教育における小中連携推進の取組について

具体的取組：中学校英語科教員が校区小学校6年生（5年生）の外国語科の授業へ乗り入れを行う。

乗り入れ授業による期待される中学校視点からの効果



乗り入れ授業実施中学校区を、1～2年ごとに他校区へ回していくことが望ましい。

※連携のキーワード：指導内容と指導方法



中学校学習指導要領の方向性とも合致

- ・R5年度は実施校を鼓ヶ浦中, 天栄中とします。
- ・R5年度で、乗り入れ授業の実施を終了とします。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

通級指導教室公開授業について

このことについて、下記のとおり実施します。貴校教職員に御周知いただくとともに、希望者の参加について、御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 目的

通級指導教室での指導内容を参観し、児童生徒の様子を把握するとともに、在籍校・在籍学級での指導に生かす。

2 参加対象

市内公立小中学校の教職員

(特に、通級指導教室に通級している児童生徒の在籍校の教職員は可能な限り参加する)

3 実施場所

- (1) 石薬師小学校, 玉垣小学校, 千代崎中学校 . . . 言語通級指導教室
- (2) 旭が丘小学校 . . . 難聴通級指導教室
- (3) 神戸小学校, 飯野小学校, 稲生小学校,
神戸中学校, 創徳中学校 . . . 発達障がい等通級指導教室

4 実施期間

令和5年 5月 8日(月)～令和5年 7月 7日(金)

令和5年 9月 4日(月)～令和5年12月 8日(金)

令和6年 1月15日(月)～令和6年 3月 8日(金)

5 参加申込方法

各教室に直接電話

6 送付文書

- (1) 別紙1：通級指導教室公開授業の申込みについて
- (2) 別紙2：鈴鹿市内通級指導教室の御案内

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 井村 朋美

TEL：059-382-9028

E-Mail：kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴鹿市内 通級指導教室 の御案内

通級指導教室とは…



鈴鹿市教育委員会

ふだんは、それぞれが在籍する小・中学校(通常の学級)で授業を受けていますが、それぞれのニーズに応じて、決まった曜日・時間帯に個別指導等を受けることができるシステムです。



お子さまとの関わりの中で、次のようなことを感じたことはありませんか？通級指導教室は、このような点で困っているお子さまの相談や指導をしています。

難聴通級指導教室

【旭が丘小学校】 難聴通級教室

○耳が聞こえにくいため、他の人の話がわかりにくかったり、ことばがはっきりしなかったりする。 など

言語通級指導教室

【玉垣小学校, 石薬師小学校, 千代崎中学校】

ことばの教室 ことばの教室 ことばの教室

- 正しく発音することが難しい。
- 話す中で、引きのばし、くり返し、つまりがみられる。
- ことばを覚えまちがう。ことばが少ない。 など



発達障がい等通級指導教室

【神戸小学校, 飯野小学校, 稲生小学校, 創徳中学校, 神戸中学校】

すくすくルーム わくわく教室 にここ教室 きらっとルーム創徳 きらっとルーム神戸

- 落ち着きなく動き回り、集団行動が苦手である。
- 友だちとのコミュニケーションがうまくとれない。
- こだわりが強く、新しいことに取り組むのが苦手である。
- 学習の中で、得意なことと苦手なことの差が激しく、進路に不安を持っている。
- 書いた文字が枠からはみ出る。文字の形を捉えにくい。 など



・・・このような形で指導しています・・・



○個別支援・集団 SST (ソーシャルスキルトレーニング)

一人ひとりの子どもの様子や課題は異なりますので、一对一の個別指導、または、小集団による指導を行います。

○保護者との話し合い

子どもが、それぞれのもてる力を発揮することができるように、望ましい関わり方などについて、保護者の方々と共に考えたり、話し合ったりします。

○在籍校との連携

通常の学級において、子どもが、より力を発揮することができるように、在籍校の特別支援教育コーディネーターや担任と連携を取り合います。

○専門機関との連携

指導の効果を高めるため、状況に応じて専門の医療機関や関係諸機関(聾学校、かがやき特別支援学校あすなろ分校、子ども家庭支援課等)との連携を取り合います。

○指導時間・指導回数

指導時間や指導回数などは、子どもの状態に応じて異なりますが、週1～2回の通級が主となっています。時間は1回あたり小学生45分～、中学生50分～です。

○保護者の付き添い（他校通級の場合）

通級する際の事故防止と支援内容について御理解いただくため、保護者の付き添いをお願いします。ただし、中学生は、保護者の同意のもと、本人のみ通うこともできます。

○通級指導に関わる特別な費用はかかりません。



・・・入級手続き等について・・・

相談につきましては、在籍している小・中学校に、お問い合わせください。

通級指導教室一覧

種別	学校名(名称)	所在地	電話(FAX)
言語	玉垣小学校(ことばの教室)	〒513-0813 北玉垣町 947	059-382-0269 (059-383-2191)
	石薬師小学校(ことばの教室)	〒513-0012 石薬師町 1713	059-374-1028 (059-374-1057)
	千代崎中学校(ことばの教室)	〒513-0814 東玉垣町 2863	059-382-0125 (059-382-1915)
難聴	旭が丘小学校 (難聴通級教室)	〒510-0211 東旭が丘 5-3-18	059-386-0012 (059-387-0895)
発達障がい等	神戸小学校(すくすくルーム)	〒513-0801 神戸 2-12-10	059-382-1181 (059-382-1078) ↑直通
	飯野小学校(わくわく教室)	〒513-0804 三日市南 2-1-7	059-382-1020 (059-382-1754)
	稲生小学校(にこにこ教室)	〒510-0205 稲生3丁目 10-1	059-386-0307 (059-386-0044)
	創徳中学校 (きらっとルーム創徳)	〒513-0803 三日市町 1803-8	059-382-5205 (059-382-5720)
	神戸中学校 (きらっとルーム神戸)	〒513-0038 十宮町 1335	059-382-0305 (059-382-3757)

【 通級指導教室公開授業の申込みについて 】

共通事項

- ① 在籍校以外の方も参観可能です。特別支援教育の研修の機会として、積極的に活用してください。
- ② 参観日程は、実施期間中の児童生徒の通級時間とします。
- ③ 参観申込・欠席連絡等は 2 週間前までに各通級指導教室まで直接電話で連絡してください。

【石薬師小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

電話：059-374-1028

【玉垣小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

電話：059-382-0269

【旭が丘小学校：難聴通級指導教室（難聴通級教室）】

電話：059-386-0012

【神戸小学校：発達障がい等通級指導教室（すくすくルーム）】

電話：059-382-1181（直通）

【飯野小学校：発達障がい等通級指導教室（わくわく教室）】

電話：059-382-1020

【稲生小学校：発達障がい等通級指導教室（にこにこ教室）】

電話：059-386-0307



【千代崎中学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】

電話：059-382-0125

【創徳中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム創徳）】

電話：059-382-5205

【神戸中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム神戸）】

▶ 申込み 電話：059-382-0305

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校危機管理マニュアル及び学校安全計画について (依頼)

このことについて、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提出物 ・学校危機管理マニュアル (危険等発生時対処要領)
 ・学校安全計画 (別添参考送付資料参照)
- 2 提出部数 それぞれ紙媒体1部
- 3 提出期限 令和5年5月26日 (金)
- 4 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 (文書便等)
- 5 送付文書
 - (1) 【参考資料1】学校危機管理マニュアルの見直しについて
 - (2) 【参考資料2】学校安全計画の策定及び実施について
 - (3) 【参考資料3】学校保健安全法
 - (4) 【参考資料4】自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について (鑑)
 - (5) 【参考資料5】学校安全計画例 (小学校)
 - (6) 【参考資料6】学校安全計画例 (中学校)
 - (7) 【参考資料7】自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的防災教育の推進について
- 6 留意事項
 - (1) 凶工・家庭・技術・体育等の負傷する可能性が高い教科について、「学校安全計画例 (小学校)」【参考資料5】及び「学校安全計画例 (中学校)」【参考資料6】を参考に、学校安全計画が実効性のあるものとしていただきますよう、お願いいたします。
 - (2) 防災危機管理課作成の「学校防災確認シート」については、提出の必要はありませんが、危機管理マニュアルとともに教職員への周知と管理をお願いいたします。
 - (3) 令和3年度7月30日付鈴教指第1006号「学校危機管理マニュアルの見直しについて」【参考資料1】でお伝えしました以下の5点について必ず記載をお願いいたします。
 - ① それぞれの危機への事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応について
 - ② 地震 (南海トラフ地震含む) の対応について
 - ③ 津波発生時の複数の避難場所及び避難経路について (津波が想定される学校のみ)
 - ④ 一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策について

- ⑤ 熱中症の対応について
- (4) 作成した危機管理マニュアルについては、必ず学校運営協議会やPTA等の団体と確認していただきますよう、お願いいたします。
- (5) 危機管理マニュアルの見直しに際しては、令和元年12月16日付鈴教指第2185号「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」【参考資料5】の内容を踏まえ、実効性のあるものとなっているか確認してください。
- (6) 見直しに際しては、次の資料等も活用してください。
- ア 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月 文部科学省）【文部科学省 HP からダウンロード可能】
 - イ 学校における熱中症のガイドライン作成の手引き（令和3年5月 文部科学省）【文部科学省 HP からダウンロード可能】
 - ウ 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（令和元年12月5日 文部科学省）【各校に冊子を配付済み】
 - エ 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月 文部科学省）【各校に冊子を配付済み】
 - オ 学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成30年2月 文部科学省）【各校に冊子を配付済み】
 - カ 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月 文部科学省）【文部科学省 HP からダウンロード】
 - キ 学校管理下における危機管理マニュアル（令和3年4月改訂 三重県教育委員会）【各校に冊子を配付済み】
 - ク 災害から命を守る学校・幼稚園における防災教育（平成31年3月改訂 鈴鹿市教育委員会）【各校に冊子を配付済み】
 - ケ 『学校管理下における危機管理マニュアル』（令和4年改訂 三重県教育委員会）

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 小川 裕
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校危機管理マニュアルの見直しについて (依頼)

このことについて、鈴教指第104-1号で依頼しました内容を記載していただき、ありがとうございました。令和4年度に向けて、学校危機管理マニュアルの見直しをするにあたっては、下記の事項に御留意していただきますよう、お願いいたします。

記

1 見直しの趣旨

様々な危機に対して事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、児童生徒の生命や身体を守ることについては、「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」(令和元年12月5日)及び「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月)等で述べられておりました。さらに、令和3年6月に刊行された「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の中でも、この三段階の危機管理を危機管理マニュアルに明確に位置付けておく必要性が述べられております。

また、南海トラフ地震への対応や津波発生時の避難のあり方については、東日本大震災の大川小学校の事例や地域の特徴等により対応が大きく異なることから、危機管理マニュアルに記載して全職員に周知するとともに内容を見直していく必要性が高いと考えられます。

令和3年度から各校に一人一台端末が導入され、学習環境や事務処理などに大きな変化がありました。それに伴い、一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策に改訂するなどの見直しを行う必要があります。

熱中症については、令和3年5月18日付け鈴教指第474号及び令和3年6月15日付鈴教指第474-1号で通知させていただいたように、令和3年度は、熱中症の事故防止への対応について重ねてお願いをしております。

これらのことから、以下の5点について今年度内に校内で検討を重ねていただきながら、学校危機管理マニュアルへの記載をお願いいたします。なお、記載していただいた危機管理マニュアルについては、令和4年5月に提出をしていただく予定です。

2 令和4年度 学校危機管理マニュアル追加必須記載事項

- (1) それぞれの危機への事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定した具体的な対応について
- (2) 地震(南海トラフ地震含む)の対応について
- (3) 津波発生時の複数の避難場所及び避難経路について(津波が想定される学校のみ)
- (4) 一人一台端末に対応した情報セキュリティ対策について
- (5) 熱中症の対応について

3 参考資料

- (1) 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
(令和3年6月 文部科学省)【文部科学省 HP からダウンロード】
- (2) 学校における熱中症のガイドライン作成の手引き (令和3年5月 文部科学省)
【文部科学省 HP からダウンロード】
- (3) 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について
(令和元年12月5日 文部科学省)【各校に冊子を配付済み】
- (4) 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 (平成31年3月 文部科学省)
【各校に冊子を配付済み】
- (5) 学校の危機管理マニュアル作成の手引き (平成30年2月 文部科学省)
【各校に冊子を配付済み】
- (6) 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き (平成24年3月 文部科学省)
【文部科学省 HP からダウンロード】
- (7) 学校管理下における危機管理マニュアル (令和3年4月改訂 三重県教育委員会)
【各校に冊子を配付済み】
- (8) 災害から命を守る学校・幼稚園における防災教育
(平成31年3月改訂 鈴鹿市教育委員会)【各校に冊子を配付済み】

4 その他

- ・ 参考資料「学校の『危機管理マニュアル等』の評価・見直しガイドライン」に危機管理マニュアル作成に係るチェックリストがありますので、見直しの参考にしてください。
- ・ 令和3年度までに依頼させていただいた記載事項につきましては、引き続き記載をお願いいたします。
- ・ 「令和4年度 学校危機管理マニュアルの追加必須記載事項」以外の内容についても、各学校の実情に合わせて事象別危機管理の記載をお願いいたします。
- ・ 8月2日(月)～8月6日(金)の期間は、親展ボックス内に参考資料を入れておきますので、必要に応じて保存をお願いいたします。パスワードは、「shido」です。
- ・ 危機管理マニュアルの見直しについて、7月校長会の防災研修講師 加藤 清さんに指導・助言を受けることができます。内容は主に防災に係る内容となります。希望される場合は、下記事務担当まで御連絡をお願いいたします。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 神戸 淳一
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

鈴教指第 1 7 6 9 号
令和元年 1 0 月 2 4 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校安全計画の策定及び実施について（依頼）

このことについて、平成 3 1 年 4 月 1 2 日付鈴教指第 1 8 3 号「学校における安全教育及び安全管理の充実並びに体育・スポーツ活動時の事故防止について」において、学校保健安全法第 2 7 条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられていることをお知らせしております。昨年度、文部科学省より各校に配布されております、学校安全資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成 3 1 年 3 月改訂 文部科学省）を参考に、策定及び実施を進めていただきますよう、お願いします。すでに策定済みの学校におかれましては、学校や児童生徒の実態に合わせ、見直しをお願いします。

記

1 送付文書

- (1) 学校安全計画例（小学校）
- (2) 学校安全計画例（中学校）
- (3) 【参考】学校保健安全法

2 その他

来年度、危機管理マニュアルの提出に合わせ、学校安全計画についても提出をしていただきます。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導 G 森嶋かをり
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

○学校保健安全法

○学校保健安全法

昭和三十三年四月十日法律第五十六号

〔総理・大蔵・文部・厚生大臣署名〕

平成二七年 六月二四日号外法律第四六号〔学校教育法等の一部を改正する法律附則四条による改正〕

学校保健法をここに公布する。

学校保健安全法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等（第四条—第七条）

第二節 健康相談等（第八条—第十条）

第三節 健康診断（第十一条—第十八条）

第四節 感染症の予防（第十九条—第二十一条）

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）

第三章 学校安全（第二十六条—第三十条）

第四章 雑則（第三十一条・第三十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境衛生基準）

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事

項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（保健室）

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

（健康相談）

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

（保健指導）

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

（地域の医療機関等との連携）

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三節 健康診断

（就学時の健康診断）

第十一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

（児童生徒等の健康診断）

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第十七条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前二項の文部科学省令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節 感染症の予防

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

（学校保健技師）

第二十二条 都道府県の教育委員会の事務局に、学校保健技師を置くことができる。

2 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について学識経験がある者でなければならない。

3 学校保健技師は、上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事する。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

（地方公共団体の援助）

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者

二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（国の補助）

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児

児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

(学校薬剤師の設置の特例)

2 学校薬剤師は、第十六条第二項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、置かないことができる。

(学校教育法の一部改正)

3 学校教育法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(結核予防法の一部改正)

4 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和五〇年七月一一日法律第五九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔昭和五三年三月三一日法律第一四号抄〕

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定中学校保健法第八条第二項を削る改正規定、同条第三項及び第九条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、第十七条の改正規定、第十八条第二項を削る改正規定並びに同条第三項の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

3 昭和五十四年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の学校保健法第二十二条第三項中「第六条から第十四条まで及び」とあるのは、「第六条、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条第一項、第十条から第十四条まで並びに」とする。

附 則〔昭和六〇年七月一二日法律第九〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一〇年六月一二日法律第一〇一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一〇年一〇月二日法律第一一四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。〔後略〕

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十四年八月二日法律第一〇三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成十六年六月政令一九七号により、ただし書に係る部分は、平成一六・八・一から施行〕

附 則〔平成一七年三月三十一日法律第二三号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年六月二一日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年六月二七日法律第九六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一九年一二月政令三六二号により、平成一九・一二・二六から施行〕

附 則〔平成二〇年六月一八日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二七年六月二四日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

鈴教指第 2 1 8 5 号
令和元年 1 2 月 1 6 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の
推進について (依頼)

このことについて、三重県教育委員会事務局学校防災推進監をとおして文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長から依頼がありました。

については、貴校教職員に周知いただくとともに、学校安全計画や危機管理マニュアル、家庭・地域・関係機関等との連携・協働の体制等について、実効性のあるものとなっているか等、点検と見直しを行っていただきますよう、お願いします。

また、令和 2 年 3 月 1 1 日 (水) の防災学習においても、記載されている内容を踏まえた上で、各校の実態に合わせた取組を実施していただきますようお願いいたします。

記

送付文書 自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進
について (写)

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 森嶋かをり
TEL : 059-382-9028
E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

学校安全計画例 (小学校)

※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ……短い時間の指導

項目	4	5	6	7・8	9	
月の重点	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時の安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	
道徳	規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	
生活	・遊具の正しい使い方 ・校内探検 ・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	・地域巡り、野外観察の交通安全 ・活動に使用する用具等の安全な使い方	・通学路の様子、安全を守っている人々の働き	・虫探し・お店探検時の交通安全	・はさみの使い方	
社会	・我が国の国土と自然環境(5)	・地域の安全を守る働き(消防署や警察署)(3)	・自然災害と人々を守る行政の働き(4)	・地域に起こる自然災害と日頃の備え(4)	・国土の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生の位置や時期)(5)	
理科	・天気の変化 ・ガスバーナーの使い方など正しい加熱、燃焼や気体の発生実験	・カバーガラス、スライドガラス、プラスチックなどガラス実験器具の使い方	・雨水の行方と地面の様子 ・実験・観察器具の正しい使い方	・夜間観察の安全	・天気の変化と災害	
図工	・ハサミ・カッター・ナイフ・糸のこぎり・金づち・釘抜き・彫刻刀・ペンチ等の用具、針金・竹ひご・細木、					
家庭	・針、はさみの使い方 ・用具の個数確認	・アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	・食品の取扱い方	・包丁の使い方 ・調理台の整理整頓	・実習時の安全な服装	
体育	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・鉄棒運動の安全		
総合的な学習の時間	「〇〇大好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)					
学級活動	低学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な給食配膳 ・子供110番の家の場所	・休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ・遠足時の安全 ・運動時の約束	・雨天時の約束 ◎プールの約束 ・誘拐から身を守る	・夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ・落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・運動時の約束
	中学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な清掃活動 ・誘拐の起こる場所	・休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ・遠足時の安全 ・運動時の約束 ◎防犯教室(3年生)	・雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ・防犯にかかわる人たち	・夏休みの安全な過ごし方 ◎自転車乗車時のきまり ・落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・運動時の安全な服装
	高学年	・通学路の確認 ◎安全な登下校 ・安全な委員会活動 ・交通安全から身を守る ◎身の回りの犯罪	・休み時間の事故とけが ◎防犯避難訓練の意義 ・交通機関利用時の安全	・雨天時の事故とけが ◎救急法と着衣泳 ・自分自身で身を守る ◎防犯教室(4、5、6年生)	・夏休みの事故と防止策 ・自転車の点検と整備の仕方 ・落雷の危険	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・運動時の事故とけが
	児童会活動等	・新1年生を迎える会	・児童総会 ・クラブ活動、委員会 ・活動開始	・児童集会 ・地域児童会集会		
主な学校行事等	・入学式 ・健康診断 ・交通安全運動	・運動会・遠足 ・避難訓練(不審者)	・自然教室 ・集団下校訓練(大雨等) ・プール開き	・交通安全運動 ・総合防災訓練(地震→引渡し)		
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設遊具の安全な使い方	・安全のきまりの設定 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・プールでの安全のきまりの確認	・自転車乗車時のきまり、点検・整備 ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上で安全な過ごし方
	対物管理	・通学路の安全確認 ・避難経路の確認 ・安全点検計画	・諸設備の点検及び整備	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備
学校安全に関する組織活動(保護者、地域、関係機関等との連携)	・登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導(保護者等との連携)	・校外における児童の安全行動把握、情報交換	・地域ぐるみの学校安全推進委員会 ・学区危険箇所点検	・地域パトロール意見交換会	・登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導地域パトロール(保護者等との連携)	
研修	・通学路の状況と安全上の課題 ・防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検)	・熱中症予防と発生時の対応 ・安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	・応急手当(止血等、心肺蘇生とAEDを含む)研修(PTAと連携)	・遊具等の安全点検方法等	・防災に関する研修(訓練時)	

付録

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえ、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2	3
乗り物の乗り降りに気をつけよう	けがをしないように運動をしよう	安全な冬の生活をしよう	災害から身を守ろう	道路標識を守ろう	安全な生活ができるようにしよう
思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉努力	節度節制	愛校心
・竹ひご、つまようじ、きりりんの使い方	・郵便局見学時の安全	・はさみ、ステープラの使い方	・はさみの使い方	・昔遊びの安全な行い方	・移植ごての使い方
			・自然災害からの復旧・復興(6)		
・薬品の正しい使用・管理・廃棄	・流れる水の働き ・河川の働きと水害 ・ポリ袋、ゴム風船の使い方	・土地のつくりと変化 ・(地震・津波・火山活動と災害) ・鏡、凸レンズ、ガラス器具の使い方	・夜間観察の安全	・試験管、ビーカー、フラスコ、ガラス管の使い方	
接着剤・ニス等の造形活動で使用する材料や用具等の安全な扱い方					
・熱湯の安全な取扱い方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・用具操作の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
「安全マップづくり」(5年)「社会の一員として活動しよう」(6年)					
◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ・廊下の安全な歩行の仕方	◎誘拐防止教室 ・安全な登下校	安全な服装 ◎冬休みの安全な過ごし方	◎「おかしも」の約束 ・危ないものを見つけたとき	◎身近な道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがをしないために
◎車内での安全な過ごし方 ・校庭・遊具の安全な遊び方	◎校庭や屋上の使い方のきまり ・安全な登下校	◎冬休みの安全な過ごし方 ・凍結路の安全な歩き方	◎「おかしも」の約束 ◎安全な身支度	◎自転車に関係のある道路標識 ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがをしやすいつ間と場所
◎乗車時の事故とけが ・校庭・遊具の安全点検	◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ・安全な登下校	◎冬休み中の事故とけが ・凍結路の安全な歩き方	◎災害時の携行品 ・安全な身支度、衣服の調節	◎交通ルール ・暖房器具の安全な使用	・1年間の反省 ◎けがの種類と応急処置
		・児童集会			
・修学旅行	・収穫祭、音楽発表会	・避難訓練(火災)	・学習発表会	・ありがとう集会 ・(地域の見守り隊等) ・避難訓練(地震)	・卒業式
・校外学習時の道路の歩き方 ・電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	・安全な登下校	・凍結路や雪道の歩き方	・災害時の身の安全の守り方	・道路標識の種類と意味	・1年間の評価と反省
・駅・バス停周辺の安全確認	・通学路の確認	・校内危険箇所の点検	・防災用具の点検・整備	・学区内の安全施設の確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価・反省
・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会(学校保健委員会)	・地域ぐるみの学校安全推進委員会
・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・学校安全における先進的な実践校の視察	・防災に関する研修(訓練時)	・各種訓練結果の検証と各マニュアルの見直し	・災害共済給付、交通事故の事例等から指導のポイント分析	・安全教育の指導計画作成に向けた考え方

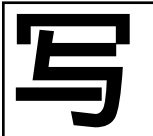
学校安全計画例 (中学校)

※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ……短い時間の指導

項目	4	5	6	7・8	9	
月の重点	安全な登下校ができるようになる	けがのない体育祭にしよう	梅雨期を安全に過ごす	熱中症に気を付けよう	過去の災害を知り、災害に備えた生活をしよう	
道徳	生命の尊さ	よりよい学校生活、集団生活の充実	自主・自立、自由と責任	道法精神、公德心	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度	
社会	日本の様々な地域 (地域調査) ・防災を視点とした地域調査					
理科	・理科室における一般的な注意 ・実験時の危険防止とふさわしい服装	・薬品やガラス器具の使い方 ・加熱器具の使い方 ・備品の点検整備	・薬品の保管・廃棄等	・薬品検査 ・野外調査・天体観察の留意点	・自主研究の実験場の注意 ・電気についての知識	
美術	・美術室の備品と安全な行動	・備品の点検整備	・彫刻刀の正しい使い方	・ニードル等の道具の使用の注意 ・備品検査	・版画用プレス機の使い方	
体育分野	・集団行動様式の徹底 ・施設や用具の使い方	・自己の体力を知る (体力テストの実施)	・水泳の安全な泳ぎ方と事故防止		・陸上運動の適切な場所の使い方と安全な泳ぎ方	
保健分野		・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・熱中症予防			
技術・家庭	・施設・設備の使用上の注意 ・作業場所の確保 ・実習室の使用上の注意	・安全、適切な制作 ・金属材料の性質と切断 ・ガスコンロの使い方 ・換気、ゴム管の点検	・工作加工機械や工具の安全な点検	・切断切削加工時の安全 ・備品の点検整備	・工作機械の安全な利用 ・電気機器の安全な利用 ・食生活と健康	
実験、実習を伴う教科	・実験に使用する加熱器具やガラス器具等の安全な使い方、薬品の安全な取扱いと適正な保管・廃棄 ・造形活動や加工、調理等の各種作業で使用する機械や工具、電気、ガス製品の安全な利用と整備点検					
総合的な学習の時間	(活動例)「わが町の交通安全対策調べ」「学区安全マップづくり」「災害とまちづくり・くにつくり」など					
学級活動	第1学年	・通学路の確認 ・部活動での安全 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎災害時の安全な避難の仕方と日常の備え ・清掃方法を確認しよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ・校内での事故と安全な生活 ◎水泳、水の事故と安全	・落雷の危険や風水害 ・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険 ・市総合体育大会と安全
	第2学年	・通学路の確認 ・自分でできる安全点検 ◎犯罪被害の防止や通報の仕方	・体育祭の取組と安全 ◎交通事故防止を考えよう	・雨天時の校舎内での過ごし方 ◎水泳、水の事故と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ・プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全
	第3学年	◎犯罪被害の防止や通報の仕方 ・登下校の安全 ・自分でできる安全点検	・体育祭準備 ◎心の安定と事故	◎水泳、水の事故と安全 ◎修学旅行と安全	・自分の健康チェック ◎夏休みの生活設計と安全 (防犯) ◎プール・海・川等の水難事故防止	◎地震の危険と避難 ・市総合体育大会と安全
	生徒会活動	・部活動紹介	・体育祭 ・校内安全点検活動	・生徒会総会 ・中体連杜行会	・球技大会	
主な学校行事等	・学校説明会 ・交通安全運動 ・避難訓練 (地震)	・新体力テスト ・体育祭	・修学旅行 ・避難訓練 (不審者) ・心肺蘇生法講習会	・夏の交通安全運動	・避難訓練 (地震→引渡し) ・秋の交通安全運動	
部活動	・活動ガイダンス ・練習の進め方指導	・部活動保護者会	・熱中症予防指導			
安全管理	対人管理	・通学方法の決定 ・安全のきまりの設定 (校則の確認・周知)	・身体への安全について及びけがの予防	・校舎内の安全な過ごし方 ・プールにおける安全な活動	・自己点検のポイント ・救急体制の見直し ・夏季休業中の部活動での安全と対応	・身体への安全について及びけがの予防
	対物管理	・通学路の確認	・運動場など校舎外の整備 ・安全点検年間計画、点検方法の確認	・学校環境の安全点検及び整備 (階段・廊下・プール)	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・諸設備の点検及び整備
学校安全に関する組織活動 (研修を含む)	・春の交通安全運動期間の啓発活動、街頭指導 ・学区危険箇所点検 ・危機管理体制に関する研修	・校外における生徒の安全行動把握、情報交換 ・熱中症予防に関する研修	・学校安全に関する協議会 ・心肺蘇生法 (AED) 研修・防犯に関する研修 (マニュアルの確認)	・地域パトロール ・学校が避難所になった場合の市職員や自主防災組織との話し合い等	・防災の日 ・秋の交通安全運動の啓発と街頭指導 ・防災に関する研修 (避難訓練)	

この表は学校安全計画に記載すべき項目と全体像を示し、各教科等における内容については、あくまで例として記載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえたうえで、学習指導要領をもとに必要な内容を記載してください。

10	11	12	1	2	3
交通法規を理解し守れるようになる	危険を予測し、安全な生活ができるようになる	安全な地域づくりに貢献できるようになる	厳冬期を安全に過ごす	事故や災害を乗り越えた人の生き方について学ぼう	新生活に向けて安全な生活ができるようになる
我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度	国際理解、国際貢献	社会参画、公共の精神	家族愛、家庭生活の充実	感動、畏敬の念	よりよく生きる喜び
日本の地域的特色と地域区分 ・地形や気候の特色、国土の特色 ・自然災害と防災への取組			現代日本の特色 (情報化) ・災害時における防災情報の発信・活用		
・電気器具の使い方	大地の成り立ちと変化 ・火山活動と火成岩 ・火山災害	・地震の伝わり方と地球内部の働き (地震・津波発生メカニズム等)	・自然の恵みと火山災害、地震災害	天気とその変化 ・気象観測 ・天気の変化 ・日本の天気と気象災害への備え	・自然の恵みと気象災害 ・地域の自然災害
・小型ナイフの使い方	・打ち出し用具の使い方	・塗装の際の一般的な注意	・カッター、はさみ、コンパス等の使用上の注意	・絵の具、用具の保管や管理の指導	・教室での一般的な諸注意 ・器具、用具の点検
・器械運動における段階的な練習と適切な補助の仕方	・長距離走における健康状態の把握と個人の体力にあったペース配分	・武道における場所、用具の適切な使い方と手入れ (禁止技など)	・サッカーにおける適切な用具、場所の使い方 (ゴールの運搬や固定の仕方等)	・バスケットボールにおける適切なルールやマナーの徹底、ゲームの安全	・器具、用具の点検 ・備品整理
	・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因	・交通事故などによる傷害の防止	・自然災害による傷害の防止	・応急手当	
・塗装時の換気や火気	・暖房と換気について ・床に落ちているものの危険性	・屋内配線と家庭電気の安全な利用	・電子機器の利用と安全 (はんだ付けによる火傷の注意)	・加熱と漏電 ・電気製品製作上の安全配慮	・器具点検整備 ・備品検査
・自然災害に備えた住空間の整え方	・幼児や高齢者等との交流についての注意	・衣服製作についての一般的な注意 ・裁縫用具の適切な管理	・アイロン、ミシンの適切な使い方	・備品の点検整備	・備品検査
※定期的な備品検査 (台帳管理)					
・文化祭の準備と安全 ◎交通法規の意義と安全	・自分の健康チェック (持久走大会と安全)	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力 (地域の一員として)	自転車の安全で正しい利用 ◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	・施設の安全な利用 ◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎部活動の安全とリーダーの役割 ・文化祭の準備と安全	・自分の健康チェック (持久走大会と安全)	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力 (地域の一員として)	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全
◎交通事故の原因と事故の特性	・自分の健康チェック (持久走大会と安全)	・冬休みの生活設計と安全 ・火気の注意 ◎災害への備えと協力 (地域の一員として)	◎交通事故の加害と被害 ・ボランティア活動の意義の理解と参加	◎降雪時の安全 ・けがの発生状況とその防止	・1年間の反省 ・球技大会や3年生を送る会での安全 ・学校、教室環境の整備修繕 (奉仕活動)
・文化祭 ・市総体杜行会	・市駅伝大会杜行会		・ボランティア活動などの社会参加	・生徒会総会	・球技大会 ・3年生を送る会
・文化祭	・持久走大会		・防災訓練と防災学習	・自然教室	
		・冬季に多い傷害予防			
・文化祭の準備と安全	・携帯電話・パソコンの安全な使い方	・避難時の約束について	・自転車の正しい利用と危険防止	・施設・設備等の安全な使い方について	・1年間の人的管理の評価と反省
・学校環境の安全点検及び整備 (体育館)	・避難経路の確認 ・防火設備、用具の点検整備	・避難所として開放する場所の点検	・学校環境の安全点検及び整備 (通学路)	・学校環境の安全点検及び整備 (備品)	・1年間の学校環境安全点検の評価と反省
・学校安全委員会 ・校内の点検	・津波防災の日に係る啓発活動 ・自転車の安全な利用に関する研修 (指導方法)	・地域防災訓練の啓発 ・通学路の点検	・阪神・淡路大震災 (17日) の想起と防災の啓発活動 ・応急手当と緊急時校内連絡体制	・学校評価委員会 (学校安全の取組に関する評価) ・校内事故等発生状況と安全措置に関する研修	・地域交通安全パトロール ・東日本大震災の想起と防災の啓発活動



元教参学第 31 号
令和元年 12 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 校の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主幹課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好 圭



(印影印刷)

自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について（依頼）

自然災害対応における児童生徒等の安全確保については、格段の御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

我が国においては、気象災害、地震災害、火山災害など様々な自然災害が発生しており、今後も、気象災害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が懸念されております。児童生徒等の命を守り抜くためには、これまで以上の学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が必要です。

また、報道等で御承知のとおり、東日本大震災の津波被害に係る大川小学校事故訴訟に関して、10月10日の最高裁判決において上告が棄却され、校長等や教育委員会に過失があったとして自治体に損害賠償を命じた控訴審の判決内容が確定したところです。

こうしたことを踏まえ、これまでの学校防災体制及び防災教育が適切であったかを振り返り、点検し、次の対策につなげていくという観点から、下記の事項を十分留意の上、学校安全計画や危機管理マニュアル、学校、家庭、地域、関係機関等との連携・協働の体制等について見直しをお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学

校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

記

1. 学校保健安全法に基づく取組について

(1) 学校における取組

①学校安全計画の策定・見直し

学校安全計画は学校保健安全法（以下「法」という。）第27条により、各学校が策定することが義務付けられております。各学校においては、必ず策定するとともに、年間を通じた取組で得られた成果・課題を踏まえて定期的に見直しを行ってください。

学校安全計画の策定例については、学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』に記載しておりますので、各学校は、これを参考に、策定及び見直しをお願いします。

各学校においては、学校安全計画を基に、安全教育、安全管理等を組織的に実施していただきますようお願いします。

(参考) 学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』

②実践的な防災教育の実施

防災を含む安全に関する教育については、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助・共助・公助の視点を適切に取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し教育課程を編成することが重要です。その際、学校においては、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通じた系統的・体系的な安全教育を推進することが求められます。

また、学校は日常生活において、危険な状況を適切に判断し、回避するために最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、危険に際して自らの命を守り抜くための「自助」、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身に付ける「共助・公助」の視点から防災教育を推進することが必要です。

さらに、防災教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材や資料の活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習など、様々な手法を適宜取り入れ、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。加えて、保護

者参観日に防災の学習を行ったり、地域の避難訓練に児童生徒等が積極的に関わったりするなど、学校と家庭や地域が連携した防災教育を実施することも重要です。

各学校においては、学校安全計画の見直しにおいて、こうした防災教育についても取り入れるよう検討をお願いします。

(参考)

- ・小学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 63 号）解説 総則編
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）解説 総則編
- ・学校安全ポータルサイト

③危機管理マニュアルの作成・見直し

学校は、法第 29 条により、危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）を作成することが義務付けられております。各学校においては、必ず作成するとともに、防災避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行ってください。作成及び見直しにおいては、下記に示す資料を参考に、特に次のポイント等に留意してください。

- ・学校における危険発生時の役割分担が明確になっているか。
- ・学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件から危険を明確にし、危険等発生時に対応できるものとなっているか。
- ・過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路の設定をしているか。
- ・事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定し、各段階において取るべき対応をあらかじめ整理し、教職員が迅速かつ的確な判断で対応できるものとなっているか。
- ・安全教育・安全管理のいずれか一方のみでは児童生徒等の安全確保の実現は難しいことから、安全教育と安全管理の一体的な活動が展開できる内容になっているか。

(参考)

- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引

④学校環境の安全の確保

法第 28 条により、校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。各学校においては、該当する事項があると認められた場合には、必要な措置の実施又は設置者への申出をお願いします。

(2) 学校設置者における取組

学校の設置者は、法第 26 条により、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び児童生徒等に危険等が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしてされています。

各設置者においては、設置する学校の学校安全計画、危機管理マニュアルの内容を定期的に点検し、必要に応じて指導・助言をしていただくようお願いいたします。

また、法第 28 条により、校長は、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合で、その改善を図るために必要な措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとされています。設置する学校の校長から申出があった場合は、その内容を確認し、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、都道府県・市町村教育委員会は、教職員の職務内容に応じた研修を実施し、特に校長、教頭などの管理職における、平常時及び緊急時のそれぞれに求められる資質・能力の向上を図るようお願いいたします。

2. 水防法、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく取組について

(1) 学校における取組

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害（洪水・高潮）の発生、土砂災害等の頻発化、激甚化が懸念されます。このことから、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるようお願いいたします。

また、要配慮者利用施設（水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する「要配慮者利用施設」をいう。）又は避難促進施設（津波防災地域づくりに関する法律に規定する「避難促進施設」をいう。）に該当する学校は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、当該学校については、危機管理マニュアルに上記に関する必要関係事項を記載するようお願いいたします。

要配慮者利用施設または避難促進施設として地域防災計画に定められていない学校においても、中小河川等に隣接する場合や津波による浸水が想定される場合においては、その想定等を超える災害が発生することに備えた検討を行い、児童生徒等の命を守るための適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（通知）
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ

(2) 学校設置者における取組

地震・津波・気象災害が生ずれば地域全体に被害をもたらすことから、学校のみで対応を図ることは困難であり、学校防災については、災害や防災に関する最新の知見に基づく対応を進める必要があります。こうした災害への対策については、学校設置者が事前・発生時・事後の各段階で積極的に学校を支援するようお願いいたします。

その際、防災部局とも連携し、防災の取組、災害発生時の学校の安全の取組を進めていただきますようお願いいたします。

各設置者におかれては、設置する学校が所在する地域のハザードマップの確認や、設置する学校が浸水想定区域（水防法第15条第1項第4号に規定する「浸水想定区域」をいう。）、土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」をいう。）、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条に規定する「津波災害警戒区域」をいう。）に所在しているかどうかを確認してください。これらの区域に所在している学校がある場合には、当該学校に対し、避難確保計画（水防法第15条の3、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2、津波防災地域づくり法第71条に規定する「避難確保計画」をいう。）を作成することを指導・助言してください。

3. 家庭、地域、関係機関との連携・協働について

自然災害は、児童生徒等が学校にいる時間帯のみならず、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があることから、家庭、地域、関係機関等が連携・協働できるような体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ取り組むことが重要です。例えば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入している場合、地域と連携・協働した防災の取組についても協議し、地域学校協働本部と協働して防災教育を行うことや地域の防災訓練と合同で避難訓練を行う等の取組を行うことが考えられます。また、セーフティプロモーションスクール（SPS）等の先進事例を参考に、学校、地域、関係機関が一体となった組織的な学校安全の取組を行うことも有効です。

また、学校は、学校安全計画や危機管理マニュアルの作成・見直しを行う場合に、家庭や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取することや、作成した学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づき協力体制を整備することが重要です。地域の実情に応じ、適宜、家庭、地域住民とも連携した防災の取組を進めていただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びのみらい」ウェブサイト）
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）

(参考) 関係条文

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(参考) 学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・作成状況 (平成 27 年度)

	学校安全計画を策定している 学校の割合	危機管理マニュアルを作成して いる学校の割合
公立学校	99.9%	99.9%
私立学校	83.8%	87.0%
国立学校	98.5%	100%
計	96.5%	97.2%

※学校には小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・幼保連携型認定こども園が含まれる。

(出所) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成 27 年度実績)

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

(参考) 参考資料リンク集

- ・学校安全資料『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
学校安全計画作成例は付録 (126 ページ～) に記載されています。
- ・小学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 63 号) 解説 総則編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf
防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (224 ページ～) に記載されています。
- ・中学校学習指導要領 (平成 29 年文部科学省告示第 64 号) 解説 総則編
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf
防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容) については、付録 (240 ページ～) に記載されています。
- ・学校安全ポータルサイト
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
各都道府県の様々な防災教育の実践が掲載されております。
- ・学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf
- ・水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について (通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416128.htm
- ・平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)
http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf

- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波対応に係る避難確保計画の作成及び訓練の実施について（通知）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1422067.htm
- ・警戒レベルに係る広報用チラシ
http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について（「学校と地域でつくる学びの未来」ウェブサイト）
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>
- ・セーフティプロモーションスクールについて（国立大学法人大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターウェブサイト）
<http://nmsc.osaka-kyoiku.ac.jp/sps>

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線 2670）
E-mail：anzen@mext.go.jp

鈴 教 指 第 5 3 号
令和5年 4月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

緊急を要する情報の速やかな情報発信について (依頼)

年度当初の予定や臨時休業等について、学校ホームページを活用した情報発信に努めていただき、ありがとうございます。学校ホームページは地域の方の関心も高く、今後の予定や実施した行事の内容等、日常の学校の様子を知らせる役割がある一方、災害時の情報発信の手段としても重要な役割を担うものです。

については、これまでもメール配信で保護者や地域の関係者の方にはお知らせしていただいておりますが、下記の内容につきましても事象が発生した場合には、速やかに学校ホームページに掲載していただきますよう、お願いいたします。

記

1 学校ホームページへの掲載事項

- (1) 気象状況に伴う登下校の時間の変更や授業の実施等に関する情報
- (2) その他の児童生徒の安全に関わる情報

2 その他

- ・児童生徒の安全を最優先に対応していただいた上で、できる限り速やかに学校ホームページでの情報発信をお願いいたします。

【事務担当】 鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課 指導G 小川 裕
TEL : 059-382-9028 E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、貴校所属職員に周知いただくとともに、適切な実施をよろしくお願いします。

記

1 目的

研修履歴を活用※1した対話に基づく受講奨励※2（以下「対話に基づく受講奨励」という。）は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正（令和4年）に伴い、教員が研修履歴を活用することにより、自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が対話を通じた適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的に資質向上をめざすものとする。

※1 研修履歴を可視化することで、教員が、蓄積してきた自らの学びを客観視し、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出し、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につなげる。（研修履歴記入の詳細は【別紙1】「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励における研修履歴の記録について」を参照）

※2 教員が、学校管理職と対話する中で、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力、学校で果たすべき役割などをふまえ、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）や「三重県教職員研修計画」（以下「教職員研修計画」という。）を活用し、主体的に学びをマネジメントする。

2 対象者

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭とする。ただし、休暇等の取得により、受講奨励期間において、勤務実績が9月未満の教職員については省略することができる。

3 受講奨励を行う者

校長には、鈴鹿市教育委員会が受講奨励を行う。その他の対象者は、対象者が勤務する所属校の校長が受講奨励を行う。

なお、受講奨励は、校長の適切な権限の委任の下で、教頭とも役割分担できるものとする。

4 受講奨励期間

受講奨励期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

5 方法・時期

面談における対話に基づく受講奨励を行う。その際、「指標」、「教職員研修計画」及び三重県総合教育センターが提供する「研修履歴」を活用する。【別紙2】「研修受講奨励に係る目標設定シート」については必要に応じて活用することができる。

(1) 年度初め（5月下旬までに実施）

対象者は、当該年度の資質向上に向けた目標設定を行い、主体的に自らの学びをマネジメントする。

校長は、対象者の目標設定を基に、「指標」等を活用し、対象者個人の職責・経験・適性に応じた研修受講の奨励を行う。

(2) 年度末（2月上旬までに実施）

対象者は、自らの学びの成果や今後の課題などを振り返るとともに、次年度以降の資質向上に向けた目標について話し合う。

校長は、当該年度の研修受講をふまえ、対象者に今後の資質向上のための指導助言を行う。

6 留意事項

(1) 対話に基づく受講奨励は、人事評価制度とは関係がないものである。そのため、研修履歴や研修量の多寡そのものが、人事評価に反映されるものではない。

(2) 校長は、対象者が期待される水準の研修を受けていると認められない場合は、職務命令を通じて研修を受講させることができる。

7 参考資料

(1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（改訂版）〔資料1〕

(2) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（本文）〔資料2〕

【本件担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G

TEL : 059-382-9028 FAX : 059-383-7878

E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(小中学校) 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励における研修履歴の記録について

1 履歴の記録の方法

三重県総合教育センターが提供する「研修履歴」に記録する。

2 履歴の記録の内容

研修（講座）名，研修内容，主催者，受講年度，実施日・時間，場所，教員育成指標との関係を記録する。振り返りや気づきの記録は任意とする。

3 履歴の記録の範囲

(1) 必須記録研修

- 研修企画・支援課，研修推進課（三重県総合教育センター）が実施する研修【自動】
- 新教育大学等大学院教員派遣，大学等教員長期派遣【自動】
- 大学院修学休業により履修した大学院の課程等【自動】
- 教職員等中央研修等（「教職員等中央研修」「独立行政法人教職員支援機構及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する研修」）【自動】
- 三重県教育委員会事務局の研修担当以外の各課が実施する研修（小中学校教育課，生徒指導課 等主催）【各自が入力】
- 三重県教育委員会が開設する免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得【各自が入力】
- 鈴鹿市教育委員会事務局が実施する研修【各自が入力】
- 鈴鹿市子ども政策部各課が実施する研修（子ども育成課，子ども家庭支援課 等主催）【各自が入力】
- 学校現場で行われる校内研修【各自が入力】
- 鈴鹿市教育研究会が実施する班研修【各自が入力】

(2) 任意記録研修

- 動画視聴型研修（鈴鹿市教育委員会事務局が実施する動画視聴型研修，三重県総合教育センターが実施するネット DE 研修，独立行政法人教職員支援機構が提供する動画教材 等）
- 研究大会（三重県人権・同和教育研究大会 等），教科研究会における研修
- 教員が自主的に参加する研修 等

※情報提供や説明会に留まるものは，記録の対象としない。

※学校現場で行われる校内研修，鈴鹿市教育研究会が実施する班研修の記録については，1回にまとめて記録をしてもよい。

(宛先) 各幼稚園長

鈴鹿市教育長

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、貴園所属職員に周知いただくとともに、適切な実施をよろしくお願いいたします。

記

1 目的

研修履歴を活用※1した対話に基づく受講奨励※2（以下「対話に基づく受講奨励」という。）は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正（令和4年）に伴い、教員が研修履歴を活用することにより、自らの学びを振り返るとともに、幼稚園管理職等が対話を通じた適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的に資質向上をめざすものとする。

※1 研修履歴を可視化することで、教員が、蓄積してきた自らの学びを客観視し、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出し、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につなげる。（研修履歴記入の詳細は【別紙1】「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励における研修履歴の記録について」を参照）

※2 教員が、幼稚園管理職と対話する中で、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力、幼稚園で果たすべき役割などをふまえ、「保育者（幼稚園教諭，保育士，保育教諭）としての資質の向上に関する指標モデル」（以下「指標」という。）を活用し、主体的に学びをマネジメントする。

2 対象者

園長，教頭，教諭，養護教諭とする。ただし，休暇等の取得により，受講奨励期間において，勤務実績が9月未満の教員については省略することができる。

3 受講奨励を行う者

園長には，鈴鹿市教育委員会が受講奨励を行う。その他の対象者は，対象者が勤務する所属園の園長が受講奨励を行う。

なお，受講奨励は，園長の適切な権限の委任の下で，教頭とも役割分担できるものとする。

4 受講奨励期間

受講奨励期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

5 方法・時期

面談における対話に基づく受講奨励を行う。その際、「指標」及び鈴鹿市教育委員会事務局が提供する「研修履歴」を活用する。【別紙2】「研修受講奨励に係る目標設定シート」については必要に応じて活用することができる。

(1) 年度初め（5月下旬までに実施）

対象者は、当該年度の資質向上に向けた目標設定を行い、主体的に自らの学びをマネジメントする。

園長は、対象者の目標設定を基に、「指標」等を活用し、対象者個人の職責・経験・適性に応じた研修受講の奨励を行う。

(2) 年度末（2月上旬までに実施）

対象者は、自らの学びの成果や今後の課題などを振り返るとともに、次年度以降の資質向上に向けた目標について話し合う。

園長は、当該年度の研修受講をふまえ、対象者に今後の資質向上のための指導助言を行う。

6 留意事項

(1) 対話に基づく受講奨励は、人事評価制度とは関係がないものである。そのため、研修履歴や研修量の多寡そのものが、人事評価に反映されるものではない。

(2) 園長は、対象者が期待される水準の研修を受けていると認められない場合は、職務命令を通じて研修を受講させることができる。

7 参考資料

保育者（幼稚園教諭，保育士，保育教諭）としての資質の向上に関する指標モデル

【本件担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G

TEL：059-382-9028 FAX：059-383-7878

E-Mail：kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

【別紙 1】

(幼稚園) 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励における研修履歴の記録について

1 履歴の記録の方法

鈴鹿市教育委員会事務局が提供する「研修履歴」に記録する。

2 履歴の記録の内容

研修（講座）名，研修内容，主催者，受講年度，実施日・時間，場所，教員育成指標との関係を記録する。振り返りや気づきの記録は任意とする。

3 履歴の記録の範囲

①必須記録研修

- 研修企画・支援課，研修推進課（三重県総合教育センター）が実施する研修
- 新教育大学等大学院教員派遣，大学等教員長期派遣
- 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- 教職員等中央研修等（「教職員等中央研修」「独立行政法人教職員支援機構及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する研修」）
- 三重県教育委員会事務局の研修担当以外の各課が実施する研修（小中学校教育課，三重県幼児教育センター，生徒指導課 等主催）
- 三重県教育委員会が開設する免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- 三重県教育委員会事務局以外の各部・課が実施する研修（三重県子ども・福祉部少子化対策課 等主催）
- 幼稚園教育関係団体が実施する研修（三重県国公立幼稚園・子ども園長会 等主催）
- 鈴鹿市教育委員会事務局が実施する研修
- 鈴鹿市子ども政策部各課が実施する研修（子ども育成課，子ども家庭支援課 等主催）
- 現場で行われる園内研修
- 鈴鹿市教育研究会が実施する班研修

②任意記録研修

- 動画視聴型研修（鈴鹿市教育委員会事務局が実施する動画視聴型研修，三重県総合教育センターが実施するネット DE 研修，独立行政法人教職員支援機構が提供する動画教材 等）
- 研究大会（三重県人権・同和教育研究大会 等），教科研究会における研修
- 教員が自主的に参加する研修 等

※情報提供や説明会に留まるものは，記録の対象としない。

※現場で行われる園内研修，鈴鹿市教育研究会が実施する班研修の記録については，1回にまとめて記録をしてもよい。

【別紙2】

令和5年度 研修受講奨励に係る目標設定シート

[研修等実施期間]令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

職名	名 前

○目標設定

今年度の資質向上に向けた目標, 研修の予定

○振り返り

自らの学びの成果や今後の課題

令和5年度 研修講座一覧

<ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II 伸長期(教職経験6年次～10年次)
III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV 発展期(教職経験21年次以降)

A 講演・講義型 B 参加・体験型
C 実技・演習型 D 動画視聴研修
E 双方向オンライン講座

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G

No	研修(講座)名	対象	校種	月	日	曜	開始時刻	終了時刻	研修内容(講座概要)	講師	所属等	形式	場所	教員育成指標との関係
◆若手教員指導力向上研修 … 教職経験5年以下の若手教員の指導力向上をめざす研修														
W-1	授業づくりの基礎基本	I	小中	6	12	月	15:30	17:00	(調整中)		教育指導課	AC	市役所1203	
W-2	学級経営・仲間づくり	I	小中	6	26	月	15:30	17:00	(調整中)		教育指導課	AC	市役所1203	
W-3	児童生徒理解	I	小中	10	23	月	15:30	17:00	(調整中)		教育指導課	AC	市役所1203	
W-4	授業力向上研修会	I	小中	2学期					(調整中)		指導教諭	AC	(調整中)	
W-5	授業力向上研修会	I	小中	2学期					(調整中)		指導教諭	AC	(調整中)	

◆専門研修 … 教科等の指導力の向上と職務、分掌等の機能の充実をめざす研修 ※申込が多数の場合は対象ライフステージの方を優先して受講していただきます

【A 教科等研修】

SA-1	全教科	全	小中	動画視聴型研修					授業力UP5★を活用した授業づくり	福村 圭悟	教育指導課	D		
SA-2	国語	全	小中	5	2	金	16:00	17:00	授業力UP5★を活用した授業づくり		教育指導課	AC	市役所1203	
SA-3	社会	全	小中	5	2	金	16:00	17:00	授業力UP5★を活用した授業づくり		教育指導課	AC	市役所502	
SA-4	算数・数学	全	小中	7	4	金	16:00	17:00	授業力UP5★を活用した授業づくり		教育指導課	AC	市役所1203	
SA-5	理科	全	小中	7	4	金	16:00	17:00	授業力UP5★を活用した授業づくり		教育指導課	AC	市役所502	
SA-6	外国語活動・外国語	全	小中						授業力UP5★を活用した授業づくり		教育指導課	AC		
SA-7	体育(水泳)	全	小中	5	9	火	15:30	17:00	安全に配慮した水泳指導		コナミスポーツクラブ	C	コナミスポーツクラブ鈴鹿	
SA-8	体育(器械運動)	全	小中	5	19	金	15:30	17:00	安全に配慮した器械運動指導		コナミスポーツクラブ	C	未定	
SA-9	道徳	全	小中	7	21	金	9:00	11:00	考え、議論する道徳(仮)	島 恒生	畿央大学教授	A	オンライン1101	
SA-10	国語	全	小中	8	28	月	13:30	16:30	(調整中)	青木 伸生	筑波大学附属小学校教諭	A	市役所1203	
SA-11	算数・数学	全	小中	7	28	金	13:30	16:30	(調整中)	森本 隆史	筑波大学附属小学校教諭	A	ふれあいホール	
SA-12	社会	全	小中	8	21	月	8:30	12:00	地域の戦争遺跡へのフィールドワーク×授業づくり	岩脇 彰		BC	市内	
SA-13	社会	全	小中	8	21	月			(仮)フィールドワークを通じた授業づくり(調整中)		(調整中)	BC	市内	
SA-14	理科	全	小中	(調整中)					(調整中)	鈴木 一将	加佐登小学校指導教諭	AC	(調整中)	
★SA-15	外国語活動・外国語	全	小中	8	22	火	9:30	12:00	小中連携(仮)	高橋 美由紀	愛知教育大学名誉教授	AC	1203会議室	

【B 校内研修活性化】

SB-1	校内研修活性化	研修委員長+指導教諭	小中	4	11	火	15:00	17:00	(調整中)	前田康裕	熊本大学	AC	オンライン	
SB-2	校内研修活性化	研修委員長+指導教諭	小中	8	22	火	13:00	16:00	(調整中)	前田康裕	熊本大学	AC	市役所1203	
SB-3	校内研修活性化	研修委員長+指導教諭	小中	1	23	火	15:00	17:00	(調整中)	前田康裕	熊本大学	AC	オンライン	

【C 職務研修】

SC-1	教職員コンプライアンス	全	幼小中	動画視聴型研修					(調整中)		学校教育課	D		
SC-2	アンガーマネジメント	全	幼小中	動画視聴型研修					(調整中)		(調整中)	D		
SC-3	メンタルヘルス	全	幼小中	動画視聴型研修					(調整中)		(調整中)	D		

◆テーマ別教育課題研修 … 喫緊の教育課題に対応する教員の資質能力向上をめざす研修

T-1	ICT活用	全	小中	4	4	火	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1102会議室	
T-2	ICT活用	全	小中	4	5	水	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1101会議室	
T-3	ICT活用	全	小中	4	6	木	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1101会議室	
T-4	ICT活用	全	小中	4	7	金	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1102会議室	
T-5	ICT活用	全	小中	4	28	金	15:45	17:00	Chromebook超初心者向け研修		Google合同会社	AC	1003会議室	
T-6	ICT活用	全	小中	5	12	金	15:45	17:00	Chromebook超初心者向け研修		Google合同会社	AC	1102会議室	
T-7	ICT活用	全	小中	8	29	火	13:00	15:00	端末活用研修初級編(Google for Education)		Google合同会社	AC	1203会議室	
T-8	ICT活用	全	小中	8	30	水	13:00	16:00	端末活用研修中級編(Google for Education)		Google合同会社	AC	1203会議室	
T-9	ICT活用	全	小中	夏期休業中					(調整中)		ベネッセコーポレーション	AC	(調整中)	
T-10	ICT活用	全	小中	夏期休業中					(調整中)		三重県教育委員会事務局	AC	オンライン	
★T-11	情報モラル教育	全	小中	7	21	金	13:30	15:30	(調整中)	今度 珠美	鳥取県デジタルシフトインシブエドゥケーター	E	クロムブック	
★T-12	プログラミング教育	全	小中	8	8	火	13:30	16:30	(調整中)	阪東 哲也	鳴門教育大学	AC	1203会議室	
T-13	SDGs	全	幼小中	教職員研修サイト					SDGs理解講座	堤 真人	JICA中部三重	D		
T-14	SDGs	全	幼小中	8	7	月	9:00	11:00	教室から広がるSDGs～SDGs×授業づくり～	堤 真人	JICA中部三重	AC	502会議室	
T-15	読書教育	全	小中	6	5	月	16:00	17:00	読書感想文の書き方指導	川口 恭子	亀山市読書アドバイザー	AC	市役所1203	
★T-16	コーチング	全	幼小中	8	28	月	9:30	11:30	(調整中)	駒谷 昇一	奈良女子大学	AC	市役所1203	
T-17	学力向上	全	小中	(調整中)					(調整中)		三重県教育委員会事務局	A	(調整中)	
★T-18	特別支援教育	全	幼小中	8	8	火	9:00	11:00	発達障がいのある子どもも安心して過ごせる学級づくり	松久 真美	桃山学院教育大学教授	集合	会議室1203	
T-19	読み聞かせ	全	幼小	7	25	火	9:00	11:00	朗読・読み聞かせ講座	松岡 由香	朗読・読み聞かせアーティスト	A	1203会議室	
T-20	幼児教育	全	幼小	夏期休業中					(調整中)		(調整中)	A	(調整中)	
T-21	人権教育①	全	幼小中	7	25	火	13:30	15:00	「教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えた取組」について	田中 仁	障がい者差別をなくす強調週間実行委員長	A	市役所1203	
T-22	人権教育②	全	幼小中	7	27	木	13:30	15:00	「2022年度人権教育の取組」について		鈴鹿市立神戸小学校職員	A	市役所1203	
T-23	人権教育③	全	幼小中	8	24	木	13:30	16:00	個人的な人権問題「部落問題」について	原田 朋記	ヒューリアみえ	A	市役所1203	
T-24	人権教育④	全	幼小中	8	25	金	13:30	16:00	「障がいの者の人権」「外国人の人権」「部落問題」～人権学習指導資料の活用～		三重県教育委員会事務局人権教育課	A	未定	
T-25	不登校対策	全	小中	8	25	金	午前		(調整中)		(調整中)	(調整中)	ふれあいホール	
T-26	いじめ防止	全	小中	(調整中)					(調整中)		(調整中)	(調整中)	(調整中)	(調整中)
T-27	日本語教育	全	小中	8	29	火	午前		(調整中)		(調整中)	(調整中)	市役所1203	
T-28	多文化共生	全	小中	8	8	火	15:30	17:00	(調整中)		日本人学校帰国者		502会議室	
T-29	多文化共生	全	小中	2	2	金	15:00	17:00	多文化共生教育実践EXPO		(調整中)	(調整中)	市役所1203	

◆管理職研修 … 学校組織のマネジメント力向上をめざす研修

K-1	学校経営	管理職	全	5	30	火	16:00	17:00	(調整中)	森万喜子	小樽市立朝里中学校長	E	クロムブック	
K-2	危機管理とリスク管理	管理職	全	9	28	木	16:00	17:00	学校における危機管理・リスク管理の在り方	阪根健二	鳴門教育大学	E	クロムブック	
K-3	学校経営	管理職	全	1	29	月	16:00	17:00	(調整中)	住田昌治	湘南学園学園長	E	クロムブック	

※★マークの5つの講座については、三重県総合教育センターとの連携講座となっています。参加旅費の発生する研修については、県費による研修旅費にて支給します。

旅費コード 小学校【1181-22】 中学校【1183-22】

※研修内容の詳細は、クロムブック教委特設サイト内「教職員研修サイト」にも掲載しておりますので、合わせて御覧ください。

※講座受講後は、研修講座受講履歴への記録をしてください。

◆学校経営連続講座 … 教育の動向を踏まえ、様々な教育課題に対応した学校づくりをめざす中堅教員及び教頭のための研修

G-1	学校経営 連続講座①	Ⅳ	小中	5	11	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回	教育支援課	E	クロムブック
G-2	学校経営 連続講座②	Ⅳ	小中	6	15	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回	教育支援課・教育指導課	E	クロムブック
G-3	学校経営 連続講座③	Ⅳ	小中	6	27	火	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回	教育指導課	E	クロムブック
G-4	学校経営 連続講座④	Ⅳ	小中	7	6	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回	参事・学校教育課	E	クロムブック
G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	18	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回	教育支援課	E	クロムブック
G-6	学校経営 連続講座②	教頭	小中	6	22	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回	教育支援課・教育指導課	E	クロムブック
G-7	学校経営 連続講座③	教頭	小中	6	29	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回	教育指導課	E	クロムブック
G-8	学校経営 連続講座④	教頭	小中	7	13	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回	参事・学校教育課	E	クロムブック

◆教育講演会

L-1	教育講演会	全	幼小中	8	18	金	13:30	16:00	非認知能力を育てるために学校・地域・家庭でできること	汐見稔幸	一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事	A	イスのサンケイホール
-----	-------	---	-----	---	----	---	-------	-------	----------------------------	------	-------------------------	---	------------

令和5年3月28日現在

令和5年度 研修講座一覧(日付順)

<ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次)
III 充実期(教職経験11年次～20年次)

II 伸長期(教職経験6年次～10年次)
IV 発展期(教職経験21年次以降)

<形式>

A 講演・講義型 B 参加・体験型
C 実技・演習型 D 動画視聴研修
E 双方向オンライン講座

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G

No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時刻	終了時刻	講座概要	講師	所属等	形式	会場
T-1	ICT活用	全	小中	4	4	火	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1102会議室
T-2	ICT活用	全	小中	4	5	水	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1101会議室
T-3	ICT活用	全	小中	4	6	木	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1101会議室
T-4	ICT活用	全	小中	4	7	金	16:00	17:00	トワイライトクロームブック教室		教育指導課	BC	1102会議室
	ICT活用	全	小中	4	28	金	15:45	17:00	Chromebook超初心者向け研修		Google合同会社	AC	1003会議室
	体育(水泳)	全	小中	5	9	火	15:30	17:00	安全に配慮した水泳指導		コナミススポーツクラブ	C	コナミススポーツクラブ鈴鹿
	ICT活用	全	小中	5	12	金	15:45	17:00	Chromebook超初心者向け研修		Google合同会社	AC	1102会議室
	学校経営	管理職	幼小中	5	30	火	16:00	17:00	(調整中)	森 万喜子	小樽市立朝里中学校長	E	クロムブック
	国語	全	小中	6	2	金	16:00	17:00	授業力UP5★に基づく授業づくり		教育指導課	AC	1203会議室
	社会	全	小中	6	2	金	16:00	17:00	授業力UP5★に基づく授業づくり		教育指導課	AC	502会議室
	読書教育	全	小中	6	5	月	16:00	17:00	読書感想文の書き方指導	川口 恭子	亀山市教育委員会読書教育アドバイザー	A	1203会議室
	授業づくりの基礎基本	I	小中	6	12	月	15:30	17:00	(調整中)		教育指導課	A	1203会議室
	学級経営・仲間づくり	I	小中	6	26	月	15:30	17:00	(調整中)		教育指導課	A	1203会議室
	算数・数学	全	小中	7	4	火	16:00	17:00	授業力UP5★に基づく授業づくり		教育指導課	AC	1203会議室
	理科	全	小中	7	4	火	16:00	17:00	授業力UP5★に基づく授業づくり		教育指導課	AC	502会議室
	道徳	全	小中	7	21	金	9:00	11:00	考え、議論する道徳(仮)	島 恒生	畿央大学教授	A	クロムブック
	情報モラル	全	小中	7	21	金	13:30	15:30	(調整中)	今度 珠美	鳥取県デジタルシティズンシップエデュケーター	E	クロムブック
				7	24	月	午前		(調整中)				1203会議室
	読み聞かせ	全	幼小	7	25	火	9:00	11:00	朗読・読み聞かせ講座	松岡 由香	朗読・読み聞かせアーティスト	A	1203会議室
	人権教育①	全	幼小中	7	25	火	13:30	15:00	「教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えた取組」について	田中 仁	障がい者差別をなくす強調週間実行委員長 三重県教育委員会事務局人権教育課	A	市役所1203
				7	27	木	午前						1203会議室
	人権教育②	全	幼小中	7	27	木	13:30	15:00	「2022年度人権教育の取組」について		鈴鹿市立神戸小学校職員	A	市役所1203
				7	28	金	午前		(調整中)				未定
	算数	全	小中	7	28	金	午後		(調整中)	森本 隆史	筑波大学附属小学校	A	ふれあいホール
	SDGs	全	幼小中	8	7	月	9:00	11:00	教室から広がるSDGs～SDGs×授業づくり～	堤 真人	JICA中部三重	AC	502会議室
				8	7	月	午後		(調整中)				502会議室
	特別支援教育	全	幼小中	8	8	火	9:00	11:00	(調整中)	松久 真美	桃山学院教育大学教授	AC	会議室1203
	プログラミング教育	全	小中	8	8	火	13:30	16:30	(調整中)	阪東 哲也	鳴門教育大学	AC	1203会議室
	多文化共生			8	8	火	15:30	17:00	(調整中)		日本人学校帰国者	A	
L-1	教育講演会	全	幼小中	8	18	金	13:30	16:00	非認知能力を育てるために学校・地域・家庭でできること	汐見稔幸	一般社団法人家族・保育デザイン研究所 代表理事	A	イスのサンクイホール
	社会	全	小中	8	21	月	午前		(仮)フィールドワークを通じた授業づくり(調整中)				市内
	社会	全	小中	8	21	月	8:30	12:00	地域の戦争遺跡へのフィールドワーク×授業づくり	岩脇 彰		BC	市内
	外国語活動・外国語	全	小中	8	22	火	9:30	12:00	小中連携(仮)	高橋 美由紀	愛知教育大学名誉教授	AC	1203会議室
				8	24	木	午前		(調整中)				1203会議室
	人権教育③	全	幼小中	8	24	木	13:30	16:00	個人的な人権問題「部落問題」について	原田 朋記	ヒューリアみえ	A	市役所1203
	不登校対策	全	小中	8	25	金	午前		(調整中)		(調整中)	(調整中)	ふれあいホール
	人権教育④	全	幼小中	8	25	金	13:30	16:00	「障がい者の人権」「外国人の人権」「部落問題」～人権学習指導資料の活用～		三重県教育委員会事務局人権教育課	A	未定
	コーチング	全	幼小中	8	28	月	9:30	11:30	(調整中)	駒谷 昇一	奈良女子大学	AC	市役所1203
	国語	全	小中	8	28	月	午後		(調整中)	青木 伸生	筑波大学附属小学校	A	1203会議室
	日本語教育	全	小中	8	29	火	午前		(調整中)		(調整中)	(調整中)	市役所1203
	ICT活用	全	小中	8	29	火	13:00	15:00	端末活用研修初級編(Google for Education)		Google合同会社	AC	1203会議室
				8	30	水	午前		(調整中)				1203会議室
	ICT活用	全	小中	8	30	水	13:00	16:00	端末活用研修中級編(Google for Education)		Google合同会社	AC	1203会議室
	体育(器械体操)	全	小中	10	3	火	15:30	17:00	安全に配慮した器械運動指導		コナミススポーツクラブ	C	コナミススポーツクラブ鈴鹿
	児童生徒理解	I	小中	10	23	月	15:30	17:00	(調整中)		教育指導課	A	1203会議室
	危機管理	管理職	幼小中	9	28	木	16:00	17:00	学校における危機管理・リスク管理の在り方	阪根 健二	鳴門教育大学	E	クロムブック
	学校経営	管理職	幼小中	1	24	水	16:00	17:00	(調整中)	住田 昌治	湘南学園学園長	E	クロムブック
	多文化共生	全	小中	2	2	金	15:00	17:00	多文化共生教育実践EXPO		(調整中)	(調整中)	市役所1203

【動画視聴型研修】

SA-1	全教科	全	小中	動画視聴型研修	授業力UP5★の概要	教育指導課	D	クロムブック	
SC-1	教職員コンプライアンス	全	幼小中	動画視聴型研修	(調整中)	学校教育課	D	クロムブック	
SC-2	アンガーマネジメント	全	幼小中	動画視聴型研修	(調整中)	(調整中)	D	クロムブック	
SC-3	メンタルヘルス	全	幼小中	動画視聴型研修	(調整中)	(調整中)	D	クロムブック	
T-9	SDGs	全	幼小中	教職員研修サイト	SDGs理解講座	堤 真人	JICA中部三重	D	クロムブック

【校内研修活性化連続講座(全3回)】

	校内研修活性化	研修委員長+指導教諭	小中	4	11	火	15:00	17:00	(調整中)	前田 康裕	熊本大学教育学研究科特任教授	E	クロムブック
	校内研修活性化	研修委員長+指導教諭	小中	8	22	火	13:00	16:00	(調整中)	前田 康裕	熊本大学教育学研究科特任教授	AC	1203会議室
	校内研修活性化	研修委員長+指導教諭	小中	1	23	火	15:00	17:00	(調整中)	前田 康裕	熊本大学教育学研究科特任教授	E	クロムブック

【学校経営 連続講座】

	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	11	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回		教育支援課	E	クロムブック
	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	18	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回		教育支援課	E	クロムブック
	学校経営 連続講座②	IV	小中	6	15	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回		教育支援課・教育指導課	E	クロムブック
	学校経営 連続講座②	教頭	小中	6	22	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回		教育支援課・教育指導課	E	クロムブック
	学校経営 連続講座③	IV	小中	6	27	火	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回		教育指導課	E	クロムブック
	学校経営 連続講座③	教頭	小中	6	29	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回		教育指導課	E	クロムブック
	学校経営 連続講座④	IV	小中	7	6	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回		参事・学校教育課	E	クロムブック

学校経営 連続講座④	教頭	小中	7	13	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回	参事・学校教育課	E	クロムブック
------------	----	----	---	----	---	-------	-------	--------------	----------	---	--------

令和5年度教科用図書無償給与及び副読本給与について

1 令和5年度に給与する教科書の留意点

転入児童生徒に給与する場合は、転学児童教科用図書給与証明書を基に、児童生徒が転学前に給与された教科書の現物を確認し、担任等も給与すべき教科書について確実に把握して、適切な給与が行われるように留意する。【資料参照】

[令和 4 年度用] (小)

転学児童教科用図書給与証明書

鈴鹿市立 [] 学校長殿 令和 5 年 1 月 9 日

(所在地) [] 学校

[] (TEL. []) 校長名 [] 印

貴校に転学する下記児童について、本校における教科用図書の給与の状況は、下記のとおりを証明します。

記

児童氏名	学年	第 1 学年	第 2 学年
[]	[]	[]	[]

種目	発行者の略称	教科用図書の記号・番号
国語	教出	国語 ✓ 105
国語	教出	国語 ✓ 106
書写	教出	書写 ✓ 103
算数	東書	算数 〇 101
算数	東書	算数 〇 102
生活	東書	生活 ✓ 101
生活	東書	生活 ✓ 102
音楽	教芸	音楽 〇 102
図画工作	開隆堂	図画工作 ✓ 101
図画工作	開隆堂	図画工作 ✓ 102
道徳	教出	道徳 ✓ 104

給与済 OK

令和5年度 教科書給与一覧【小学校】

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
国語 光村 038	上 107 下 108	上 207 下 208	上 307 下 308	上 407 下 408
書写 東書 002	101	201	301	401
社会 日文 116			304	404
地図 帝国 046				
算数 東書 002	①101 ②102			上 401 下 402
理科 啓林館 061				406
生活 啓林館 061	1-2年 上 113 下 114			
音楽 教芸 027	102	202	302	402
図工 日文 116	1-2年 上 103 下 104		3-4年 上 303 下 304	5 5
家庭 開隆堂 009				
保健 東書 002			3-4年 301	5
外国語 光村 038				
道徳 光村 038	105	205	305	405
転学処理の最大給与数	前 9月 10月 11月 8 11 10	前 9月 10月 11月 7 9 7	前 9月 10月 11月 10 13 11	前 9月 10月 11月 10 12 10

給与すべき教科書

鈴鹿市で使用する教科書ではない。

(1) 小学校

ア 算数科

- ・ 1年生の算数の①②巻は同時に給与する。
- ・ 1年生の後期(9/1以降)の転入であっても、①②ともに給与する。

算数	①101
東書 002	②102

イ 生活科

- ・ 生活の上巻は、1年生後期の転入であっても給与する。

生活 啓林館 061	1-2年 上 113 下 114	→
---------------	------------------------	---

ウ 図画工作科

- ・ 図工の上巻は、1, 3, 5年後期の転入であっても給与する。

図工 日文 116	1-2年 上 103 下 104	→	3-4年 上 303 下 304	→	5-6年 上 503 下 504	→
--------------	------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---

(2) 中学校

ア 音楽科

・音楽(一般)の上巻は、転入であっても3年生に給与しない。

イ 技術・家庭科(技術)【1年】・道徳は、各学年用に併せて別冊を給与する。

技術・家庭(技術) 教図 006	702・703※ ※702の巻末に別冊で入っている		
道徳 日文 116	704・705※ ※704の巻末に別冊で入っている	804・805※ ※804の巻末に別冊で入っている	904・905※ ※904の巻末に別冊で入っている

2 副読本給与について(のびゆく鈴鹿市)




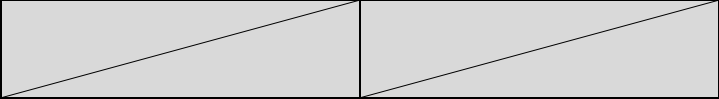







市外から転入してきた小学校3年・4年の児童には、「のびゆく鈴鹿市」を給与する必要があることから、転入後、速やかに、「副読本配本依頼書(転学用)」を教育指導課に送付する。また、受領後は、「副読本受領報告書(転学用)」を提出する。

令和5年度 教科書給与一覧【小学校】

	第1学年			第2学年			第3学年			第4学年			第5学年			第6学年		
国語 光村 038	上 107 下 108			上 207 下 208			上 307 下 308			上 407 下 408			507			607		
書写 東書 002	101			201			301			401			501			601		
社会 日文 116							304			404			504			604		
地図 帝国 046							3・4・5・6年 302											
算数 東書 002	①101 ②102			上 201 下 202			上 301 下 302			上 401 下 402			上 501 下 502			601		
理科 啓林館 061							306			406			506			606		
生活 啓林館 061	1・2年 上 113 1・2年 下 114																	
音楽 教芸 027	102			202			302			402			502			602		
図工 日文 116	1・2年 上 103 1・2年 下 104						3・4年 上 303 3・4年 下 304						5・6年 上 503 5・6年 下 504					
家庭 開隆堂 009													5・6年 502					
保健 東書 002							3・4年 301						5・6年 501					
外国語 光村 038													507			607		
道徳 光村 038	105			205			305			405			505			605		
転学処理の 最大給与数	前期	9月	10月~	前期	9月	10月~	前期	9月	10月~	前期	9月	10月~	前期	9月	10月~	前期	9月	10月~
	8	11	10	7	9	7	10	13	11	10	12	10	12	14	13	12		

- ※ 転学処理の最大給与数は、教育課程上 10月から下巻を使用するとした場合である。
- ※ 第1学年の算数の①②巻は同時に給与する。したがって、1年生後期の転入であっても①②ともに給与する。
- ※ 生活の上巻は、1年生後期の転入であっても給与する。
- ※ 図工の上巻は、1・3・5年生後期の転入であっても給与する。

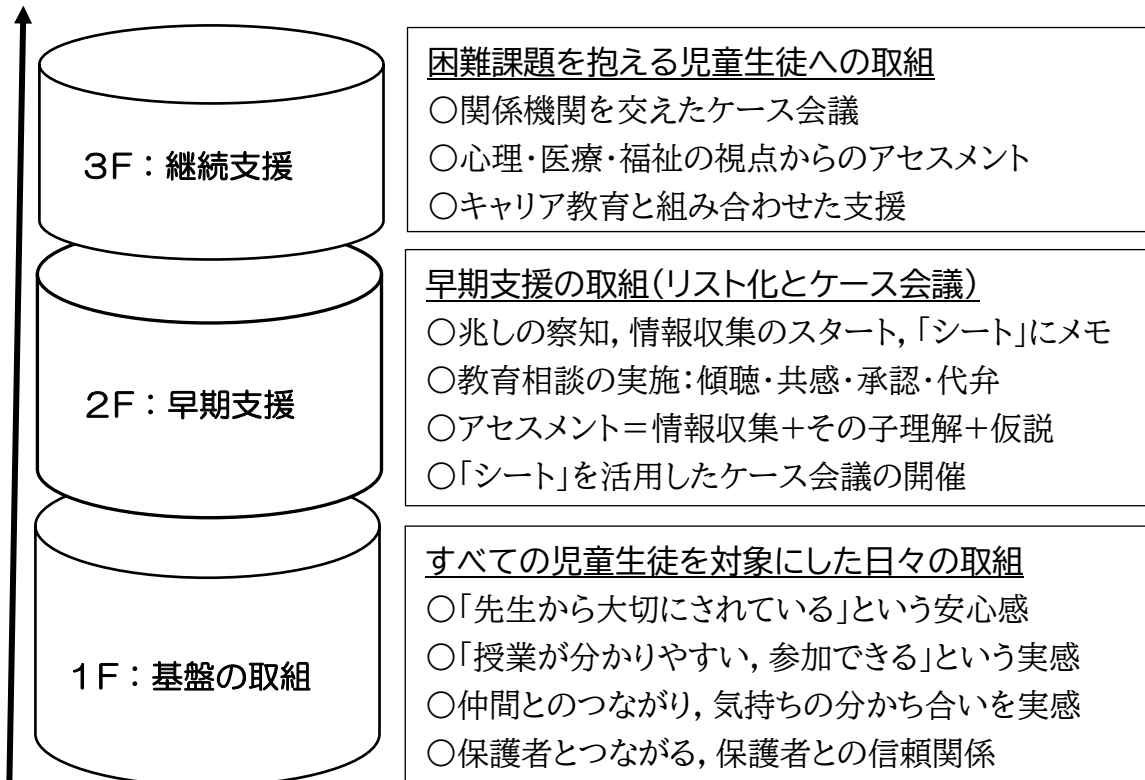
令和5年度 教科書給与一覧（参考）【中学校】

	第1学年	第2学年	第3学年
国語 三省堂 015	702	802	902
書写 光村 038	704		
社会（地理） 帝国 046	703		
社会（歴史） 東書 002	705		
社会（公民） 東書 002			901
地図 帝国 046	702		
数学 啓林館 061	705	805	905
理科 啓林館 061	705	805	905
音楽（一般） 教芸 027	702	803 804	
音楽（器楽） 教芸 027	752		
美術 光村 038	702	802	
保健体育 学研 224	704		
技術・家庭（技術） 教図 006	702・703※ ※702の巻末に 別冊で入っている		
技術・家庭（家庭） 教図 006	702		
英語 東書 002	701	801	901
道徳 日文 116	704・705※ ※704の巻末に別冊で 入っている	804・805※ ※804の巻末に別冊で 入っている	904・905※ ※904の巻末に別冊で 入っている
転学処理の 最大給与数	15冊	16冊	15冊

令和5年度不登校支援について

1, 基本的な考え方 ～児童生徒の状況・ニーズに応じた迅速・的確な取組～

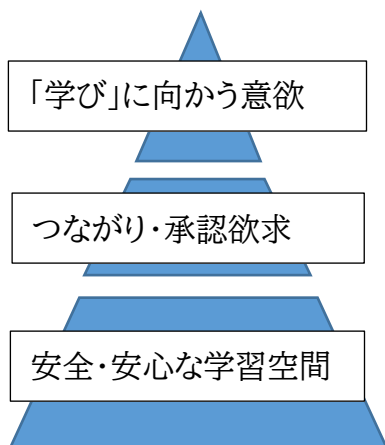
(1) 不登校支援は、3層構造。基盤の取組を充実させることがポイント



魅力ある学校づくり・学級づくり * 『生徒指導提要』P229

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。「自分という存在が大切にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指すことが求められます。

(2) 不登校支援は、“その子らしい学びを保障する”取組



- 不安感や恐怖心, 孤立感, 緊張感等のネガティブ感情に早期に, 適切に対応することが必要。
- 「教室にいることがつらい」という不安な気持ちでは, 学習意欲, 生活意欲が出てこない。特別支援教育の視点を重視した“基盤の取組”が必要。
- 不登校支援は, 支援が必要な児童生徒の自信や自己肯定感の回復を図り, “その子らしい学び”を保障していく取組だといえる。

2, 本年度, 不登校支援において当課が注力する内容

全国的にも, 本市においても, 不登校児童生徒が増加傾向にある。支援が必要な児童生徒への対応についても, “難しい事例”が増加している。

そこで, 本年度, 当課では, 不登校支援に関わって以下の業務に注力します。

(1)「中学校区不登校支援担当者会」に参加します

- 令和5年度中に3~4回開催するものとする。第1回目は, 5月中に開催する。
- 代表者は, 校区の校長から1名選出する。
- 校区に派遣されているSCも原則参加する。SCから助言を受けることで, アセスメント力の向上につなげる。SCが参加できない場合は, 教育支援課に連絡する。
原則, 教育支援課職員も参加する。
- 開催の予定日(別紙1), 内容(別紙2)を当課に報告する。
- 「鈴鹿市不登校支援 初期対応マニュアル」(令和5年4月)を持参する。

(2)ケース会議(関係者会議)に出向きます

- ケース会議の開催にあたっては, 教育支援課職員も参加させていただきたい。
- アセスメントにもとづいた支援となるよう, ケース会議の充実に向け, 助言等を行います。
- 事前に「児童生徒・理解支援シート」を送付していただくことで当課けやき・さつき教室に派遣されているSCやSSWの知見を活用します。
- 医療や福祉等の関係機関につなげる必要性の高いケースについては, 関係機関と連携して対応します。

(3)相談業務の充実を図ります

- 不登校児童生徒や支援が必要な児童生徒に対する対応等についての相談業務を充実させます。
- 当課に来課していただくことを基本としつつも, 電話での相談にも応じます。
- 不登校で悩まれている保護者の相談も受け付けます。関係する保護者に周知していただければ, ありがたいです。

(4)研修会に出向きます

- 不登校支援に関する基本的な研修会を積み重ねることが必要です。
- 20分間, 30分間程度のミニ研修会を人数の大小にかかわらず実施します。
*研修内容(例)
 - ・「新たな不登校を生まない学校づくり」
 - ・「不登校児童生徒への早期支援について」
 - ・「児童生徒との信頼関係づくりについて」

3, 教育支援課による派遣・配置スタッフ

① スクールライフサポーター(SLS)の派遣 *小学校のみ

○趣旨

・小学校の不登校傾向にある児童の心の悩みや不安, ストレスを和らげる等の支援や関わりを通して, 不登校の初期対応のため児童支援を行う。

○職務

派遣校の SLS 担当者の指示の下, 以下の内容に従事する。

不登校児童の登校支援・学校生活支援

不登校児童(保護者)の相談等

不登校傾向にある児童の支援

○派遣校

・「令和4年度不登校傾向児童の現状把握に係る調査」等を総合的に考慮して派遣校を決定。

* 令和 5 年度は, 小学校21校へ派遣(令和 4 年度:21 校)

※ スクールライフサポーター(SLS)は, 不登校傾向にある児童に対して不登校支援を行うことを任務とします。目的外使用については, ご注意願います。

※ 「スクールライフサポーター活動記録簿」は, 特別支援教育 Co, 関係クラスの担任, 養護教諭等に回覧するなどの情報共有をお願いします。

② 不登校対策教育支援員の派遣 *中学校のみ

○趣旨

・教員経験者等を「不登校対策教育支援員」として該当中学校へ派遣し, 中学校における不登校の未然防止・早期対応, 及び, 不登校生徒の社会的自立に向けた教育環境整備を行う。

○職務

・派遣校の不登校対策担当者の指示の下, 不登校生徒の初期支援, 校内適応指導教室での対応, 校内の不登校対策会議への参加等を行う。

○派遣校

・「令和 4 年度不登校傾向生徒の現状把握に係る調査」等を総合的に考慮して派遣校を決定。

・令和 5 年度は, 中学校 8 校へ派遣(令和 4 年度:5 校)

○備考

・資格の有無は問わない。

・学校での勤務または相談業務の経験を有し, 配置校の実情等を理解していることを派遣の要件とする。

③ 教育相談員の配置(県事業) *中学校のみ

○趣旨

・気になる生徒等に声を掛けるなど、悩みや不安等を抱えている生徒に対し能動的な相談業務を行い、生徒が抱える友人、学習、進路等に関することやいじめなどの悩みを早期に発見し、専門的な支援が必要な場合は、SC や SSW へ相談を引き継ぐ等の役割を担うことで相談体制の充実を図る。

○職務

校長の指導及び監督のもと、次のような相談業務に従事する。

- ・相談室等において来室する生徒の相談対応。
- ・校内を巡回し、気になる生徒への声かけ、相談。
- ・相談内容の共有・報告。
- ・SC, SSW への相談引継ぎ(必要に応じて)
- ・相談内容, 件数の記録

○派遣校

- ・今年度は9中学校

○備考

- ・資格については、その有無は問わないが、学校での勤務または相談業務の経験を有し、配置校の実情等を理解している者

④ 不登校支援アドバイザーの配置

○趣旨

・教育支援課不登校支援担当職員とともに、鈴鹿市の不登校支援を推進する。

○職務

- ・不登校支援に関して学校への助言を行う。(部会への参加等)
- ・スクールライフサポーター及び不登校対策教育支援員の有効活用を進める。
- ・スクールライフサポーター及び不登校対策教育支援員への指導、相談に当たる。
- ・不登校に関する資料作成等を行う。

※ 令和 5 年度不登校支援アドバイザー(教育支援課:橋本伸清)

⑤ その他

○当課けやき・さつき教室に派遣される SC, SSW について

- ・けやき教室・さつき教室へ派遣される SC = 浅井結香
- ・当課へ派遣される SSW = 魚谷 彩(うおたにあや)
- ・活用希望の学校は、事前に連絡ください。

4, 不登校対策プロジェクト会議の実施

○プロジェクト会議設置の趣旨

長期欠席・不登校の児童生徒数を減らしていくためには、“新たな不登校”を生まない組織的な対応や、居場所づくりの観点で校内教育支援室等の活用を含め、進路保障などを目的とした社会的自立に向けた取組の充実が必要である。

実効性のある取組にしていくために、学校現場を代表する校長会と教育委員会事務局が緊密に連携を取り合い、十分な協議・情報共有を定期的実施する。

○プロジェクト会議の構成員

- ・小学校校長会代表2名, 中学校校長会代表2名計 4 名
- ・教育長, 次長, 参事, 市教委各課長, 子ども家庭支援課長, 各課GL等
- ・「けやき教室」「さつき教室」代表者

○活動内容

- ・市内小中学校が一体となって不登校対策を組織的に行うため、具体的な方策・取組を協議し発信する。
- ・代表者の学校(不登校対策協力校)は、「プロジェクト会議」で確認された学校現場の課題等を踏まえ、校内体制の充実を図り、組織的な取組を推進する。
- ・自主校長会等で「プロジェクト会議」の内容を周知するとともに、学校や自主校長会等で出された実践事例等をプロジェクト会議で還流する。

5, その他

(1)小中学校間で、不登校児童生徒の情報共有を図る

- 令和5年3月 20 日付け「鈴教支第 2130 号」で各中学校に送付した下記の資料に記載された児童生徒については、特に丁寧に情報共有を図る。

「小学校6年時に不登校傾向であった令和5年度中学1年生について」

○小中学校合同ケース会議を開催

- ・兄弟姉妹が、小学校, 中学校それぞれで共に不登校になっている場合は、小中で合同のケース会議を実施したり、日ごろから情報共有を図ったりする。

(2)「不登校支援担当者ミーティング」を年3回実施 *小学校1回, 中学校2回

- 鈴鹿医療科学大学教員を講師として招き事例検討会を実施する。
- 小学校は「ほっとルーム」設置校やプロジェクト校の中から抽出。夏季休業中に実施。
- 中学校は、10校の中から抽出。2学期中に実施。
- 不登校支援や不登校につながる事案について事例検討会を実施する。

(3)【中学校】「不登校生徒・保護者進路ガイダンス」の実施 *詳細は、8月校長会

- 開催予定日は、令和5年11月18日(土)10:00~11:30

鈴教支第44号
令和5年4月17日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

「鈴鹿市 不登校支援 初期対応マニュアル」の配布について

各校におかれましては、平素から不登校支援の推進に御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、市内小中学校が一体となった組織的な不登校支援に向けて、新たな不登校児童生徒を生まない取組を推進するために「鈴鹿市 不登校支援 初期対応マニュアル」をリニューアルいたしました。

つきましては、貴校において不登校支援を推進するにあたり、ご活用いただきますようお願いいたします。

【配布物】

小学校：「鈴鹿市 不登校支援 初期対応マニュアル」
(送付数：学級数＋4冊)

中学校：「鈴鹿市 不登校支援 初期対応マニュアル」
(送付数：学級数＋7冊)

※令和5年4月17日の校園長会においては、各小中学校長様に1部配布させていただき、上記の冊数については、4月20日の不登校支援担当者会にて配布させていただきます。

【担当】鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課子ども支援グループ 山中 勝
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
電話 059-382-9055, Fax059-382-9053
E-mail / kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

人権教育にかかる事業や研修講座について

I 2023（令和5）年度 中学校区人権教育研究推進事業

（1）目的

鈴鹿市では、「鈴鹿を愛し、子どもの学びと安全・安心を支え、絆で育む鈴鹿の教育」を基本理念に据えている。その中で、「差別の現実に深く学び、人権問題を自己の生き方と深く関わる重要な問題ととらえ、積極的な実践や行動を通して差別をなくそうとする主体的な人間づくり」をめざし、人権教育の充実に取り組んでいます。

各中学校区・各校が自校・校区の実態をふまえた上で、人権教育を推進するための体制を整え、人権教育カリキュラムの実践と見直しを行いながら、子ども一人ひとりの人権が尊重される人権感覚あふれる学校・地域づくりの一層の充実を図る。

（2）対象 各中学校区

（3）予算 各中学校区 5千円（ただし、県等の事業で予算措置がある場合は配当しない）

（4）重点課題

- ① 中学校区人権教育カリキュラムに基づいた人権教育授業実践
 - ・子ども、保護者、地域の実態からの出発
 - ・仲間づくりを土台とした個別的人権問題の解決に向けた取組の充実
- ② 人権尊重の地域づくりをめざした保護者・地域との連携

（5）内容

①中学校区人権教育連絡協議会

- ・事務局校代表者を中心に、各校の中学校区担当で構成する。
- ・各校（園）の子どもや保護者・地域の実態を出し合い、課題を明らかにし、テーマを設定して取り組む。課題解決に向け、幼小中連携ウィークを活用した研修会等を計画する。
- ・人権教育カリキュラムに、仲間づくりを土台とした個別的人権問題の解決に向けた取組を位置づけ、実践・検証・見直しを行う。
- ・校区の人権教育研究推進の計画書策定・実施・報告を行う。

②子ども人権フォーラムすずか

- ・中学校区の人権フォーラム代表者および各校の人権フォーラム担当者を中心に、中学校区単位で子ども人権フォーラムを開催する。
- ・参加の対象は、小学6年生と中学生とする。
- ・人権尊重の地域づくりに向け、保護者・地域への発信や連携をすすめる。

③授業実践研究

- ・各中学校区において、人権教育カリキュラムにもとづき、授業実践交流（授業公開）および事後の研究協議に取り組む。
- ・令和5年度は、大木中学校区（長太小学校）と天栄中学校区（栄小学校）においては、市全体に対して案内を出し、授業公開・事後検討会を行う。

2 2023（令和5）年度 人権教育研修講座

鈴鹿市人権教育センターでは、令和5年度は、鈴鹿市の人権教育課題をもとに、以下の4つの人権教育研修講座を開設します。対象は、いずれも管理職を含む全教職員です。積極的な受講へのご配慮をお願いします。

- 【第1回】日 時 7月25日（火）13：30～15：00
場 所 市役所12階 1203
講座名 (仮)「教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えた取組について」
講 師 県教育委員会事務局人権教育課、
田中 仁さん（障がい者差別をなくす強調週間実行委員長）
- 【第2回】日 時 7月27日（木）13：30～15：00
場 所 市役所12階 1203
講座名 (仮)「2022年度神戸小学校の実践および校内研修体制づくり」
講 師 神戸小学校職員等
- 【第3回】日 時 8月24日（木）13：30～16：00
場 所 市役所12階 1203
講座名 (仮)「部落問題に学び、取組につなげるために」
講 師 原田 朋記さん（公益財団法人 反差別・人権研究所みえ）
- 【第4回】日 時 8月25日（金）14：00～16：30
場 所 市役所12階1201・1202またはふれあいホール
講座名 (仮)「なかまづくりを基盤とした『個別的な人権問題を解決するための取組』について～指導資料等の活用～」
講 師 県教育委員会事務局人権教育課

3 ボランティア（人権教育アドバイザー）の活用について

人権に関する専門的な知識や実践経験を有する退職教員をボランティア（人権教育アドバイザー）として活用し、各校・園の人権教育の一層の充実を図る。

- ボランティア（人権教育アドバイザー） 令和5年4月現在
西 繁さん、白杵 伸子さん、藪田 雅司さん、岡本 朋二さん

○方法

- ①人権教育センターまで電話【059-384-7411】で申し込む。
- ②人権教育センター担当者がボランティアと日程調整後、各校・園に連絡をする。

○その他

- ・人権教育関係の公開授業等の助言等の依頼は、人権教育センターにお問合せください。
- ご希望の日時に人権教育センター職員が対応できない場合、上記の方を紹介させていただきます。

「子どもの権利条約」の理解と学習機会について

文部科学省から令和4年12月6日、生徒指導に関する教員用手引書である「生徒指導提要」の改訂版が公表されました。

その改訂版の「1.5 生徒指導の取組上の留意点」に、「第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。」と明確に記載されています。

【以下、抜粋】

1.5.1 児童生徒の権利の理解

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

(2) 四つの原則

生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利をもっていることを指します。

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第2条)

② 児童の最善の利益

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第3条)

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第6条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

鈴鹿市教育振興基本計画（令和2年度～令和5年度）では、子どもの権利条約について学習する機会を位置づけるとしています。

【施策の基本的方向5】命を尊重し、人の多様性を認め合える子ども

●基本事業5-1 人権教育

取組内容：学校・幼稚園における人権教育の推進

- 学校、幼稚園で、子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めます。
- 中学校区人権教育カリキュラムに基づき、それぞれの地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図ります。
- 中学校区子ども人権フォーラムを開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進めます。
- 学校では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について学習する機会を位置づけます。
- 児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止の取組を行います。

子どもの権利条約を学習する意義

児童虐待、いじめ、子どもの貧困等を始め、子ども・子育て等を取り巻く状況が複雑化・

多様化し、社会問題化している現状がある。

⇒いじめ防止対策推進法（H25） 児童虐待防止法の改正・児童福祉法の改正（H28）子どもの貧困対策の推進に関する法律改正（R1）

★子どもの権利条約 = 児童に関する全ての法令の基本

今年度の取組

- 教職員が「子どもの権利条約」を理解する。
- 各校の人権教育カリキュラム、中学校区人権教育カリキュラム等に「子どもの権利条約」についての学習を明記し、教科（社会科等）、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施する。

差別事象と人権教育の推進について

1 事象発生後の組織的対応

子どもたちの日常生活における発言、行動を丁寧に見つめ直すとともに、差別やいじめをさせない、許さない集団づくりに引き続き取り組む。

・人権侵害(差別事象)発生後の学校組織としての取組については、三重県教育委員会事務局人権教育課作成の「人権教育サポートガイドブックⅡ(令和3年3月発行)P21～32」等を活用し研修を深め、教職員がチームとして共通認識を持って取り組む。

・報告書については、その概要と発生直後の対応の第1報以外に、第2報として、初期対応後にどのような取組を行ったのか、「差別事象の分析」と「課題の明確化」「具体的な取組」等を報告する。

➡報告後の差別防止の具体的な取組が重要

・「いじめ」については、その背景に個別的な人権問題が認められる場合に報告する。判断が難しい場合、教育支援課、人権教育センターへ問い合わせる。

2 今年度の取組(詳細は、4月25日 人権教育推進担当者会にて)

①子どもや地域の現状・課題の把握、「子どもにつけたい力」「取組」の整理と共有

②人権を守るための「実践行動ができる力」を育成する取組の充実

・「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなく社会を変えていく具体的な行動につなぐことをめざしてきました。(「三重県人権教育基本方針」より)

・人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。(「三重県人権教育基本方針」より)

③個別的な人権問題に係る学習の計画的・系統的な推進

・人権教育カリキュラムに基づき、子どもの実態や発達段階をふまえた人権学習を計画的・系統的に進める。

④人権教育カリキュラムの「子どもの現状や課題」「子どもにつけたい力」「取組」の見直し

⑤家庭・地域に向けた人権学習等の取組の発信

⑥個別的な人権問題に係る教職員研修の充実

学校・園における差別事象について

1 差別事象に対する取組について

学校・園や地域社会において、部落差別、障がい者差別、外国人差別など、様々な差別の解消を図ることは、行政の重要な責務であり、市民一人ひとりが取り組む重要な課題です。とりわけ学校教育は、自己や他者を尊重し、人権問題を解決する行動力のある児童生徒を育てる重要な役割を担っています。また、2016年に差別を解消することを目的に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の差別解消3法が施行されており、法の趣旨を理解し差別のない社会の実現が求められております。

差別事象は、差別意識の表面化であり、差別意識が社会意識として存在しているということを踏まえながら、差別事象をとらえていかなければなりません。個人が引き起こした差別事象・差別行為であっても、その人個人の問題にとどめず、個人を取り巻く多くの人々、そして個人が所属している組織や集団（学校・園や学級、地域社会など）の問題としてとらえなければなりません。

差別事象にかかる課題解決の取組は、「初期対応」と「初期対応以降の取組」が重要で、学校だけでなく市や県の教育委員会も連携して取り組む必要があります。
つきましては、差別事象に関する報告書について「初期対応」と「初期対応以降の取組」の提出をお願いいたします。

報告する差別事象について

- 「差別事象」とは、三重県人権教育基本方針に記載されている個別的な人権問題についての人権侵害事象（発言・行為・落書・電子媒体等）をさし、別紙に沿って取組を実施し、報告する。
- いじめについては、その背景に人権問題が認められた場合に差別事象として扱い報告する。

(1) 差別事象発生直後の対応(初期対応)について

差別事象は、許されない人権侵害です。しかし、差別事象が報告されるということは、児童生徒・教職員がそれ見過ごさず、差別事象と捉え告発するといった人権意識や行動力があつたということでもあります。差別事象から明らかになった課題の解決を行うとともに、差別事象を契機に、自校・園の人権教育の取組を見つめ直し、取組を推進していくことが重要です。

- ① 差別発言等の場合は、被害者の心情への心のケアを最優先させるとともに、問題点を指摘し、的確な指導を行い、関係教職員へ状況を報告する。
- ② 差別落書きの場合は、直ちに落書きを覆い、保存し、報告を行い、関係者立ち合いのもと、現場確認をした後、消去する。
- ③ 速やかに電話等で人権教育センター（TEL 384-7411）、教育支援課（TEL 382-9055）まで概要を報告し、7日以内に報告書①を(様式1)により教育支援課へ提出する。

- ④ 緊急で校内の関係教職員による会議をもち、情報共有と協議（指導の方向性・聞き取り内容及び体制）を行うなど、組織的に対応する。
- ⑤ 関係園児児童生徒はもちろん、周囲の園児児童生徒からも、発生状況や認識等の詳しい聞き取りを行う。
- ⑥ 関係児童園児生徒の保護者に、家庭訪問等により事象の内容や以降の学校の取組を伝える。また、取組への協力を依頼する。
- ⑦ 学活・集会等で「〇〇はいけない」式の指導のみを行ったり、表面的な謝罪をさせて済ませたりするなど、短絡的な指導によって、差別意識を温存・助長することにならないようにする。

(2) 初期対応報告以降の取組について

初期対応の報告後、その事象の事実を確認・把握し合いながら、共に学習・協議する機会をもつことが、社会的な解決に向けた取組を進めることにつながっていきます。当該校・園においては、教育支援課・人権教育センターや関係機関と連携しながら、それぞれが問題解決の主体者としての自覚を持ち、取組を進めてください。

- ① 事象の差別性、事象発生の要因・背景等事象の分析を行う。
- ② 分析をもとに、課題を明確化する。
- ③ 課題解決のための短期的、中・長期的な取組を策定・実施する。
- ④ 短期的、中・長期的な取組を策定した時点(1ヶ月以内)で、報告書②を(様式2)により教育支援課へ提出する。
- ⑤ 取組の結果は、校内人権教育部会等で報告し、共有を行う。

(3) 報告以降について

必要に応じて、人権教育センター職員等が学校・園に訪問等させていただき、取組の進捗や結果の聞き取り、助言等をさせていただきます。

(様式 1)

〇〇〇 第 号
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇 印

差別事象に関する報告書①
〔初期対応報告〕

次のとおり、〇〇〇差別事象が発生しましたので、報告いたします。

- 1 発生日時
- 2 発生場所
- 3 事象の概要
○事象関係者の状況〔児童生徒、教職員〕(通報を含む)
- 4 事象発生直後の対応(初期対応)
 - 発生時の問題点の指摘及びケア・指導
 - 関係教職員による情報共有方法と共有内容
 - ・対応の体制・指導の方向性・聞き取り内容の確認・役割分担 等
 - 発生状況や認識等の聞き取り
 - 家庭訪問等による保護者等への報告・反応・連携
 - 市教育委員会への報告・相談

(様式 2)

〇〇〇 第 〇 号
令和〇〇年〇月〇日

(宛先) 教育支援課長

鈴鹿市立〇〇〇〇学校
校長 〇〇〇〇

印

差別事象に関する報告書②
〔初期対応以降の取組報告〕

1 事象の分析

- ・事象発生の要因・背景（その言葉等を知った経緯，関連する個別的な人権課題に係る学習状況，対象児童生徒の置かれている状況 等）
- ・差別性についての考察

2 解決すべき教育課題

- ・分析から把握できた教育課題
- ・自校の人権教育（人権教育推進計画，人権教育カリキュラム，日々の取組等）
- ・初期対応についての振り返り

3 課題解決に向けた取組

①短期的取組

- ・要因や背景等をふまえた当該差別事象への具体的な取組（学校，家庭・地域との連携）
- ・当該人権問題に係る教職員研修

②中・長期的取組

- ・短期的取組以降の関係園児児童生徒を中心とした実態把握
- ・人権教育推進計画や人権教育カリキュラムへの反映と実践
- ・いじめや差別を許さない仲間づくりの見直し
- ・教育活動全般の見直し
- ・教職員研修
- ・次年度推進計画やカリキュラムへの反映

中学校区人権教育研究推進(研究発表)等について

1 目的

中学校区の人権教育カリキュラムに基づく実践研究の一環として、人権教育の研究発表並びに授業公開を鈴鹿市全体におこない、全市的な人権教育の向上を図る。

2 内容

- 単年度に2中学校区から各1校、研究発表並びに授業公開を行う。
- 原則として研修を重視し、全体会でのあいさつ等はおこなわない。
- 研究授業は5限目におこない、その後事後検討会をもつ。
- 研究内容の説明のための資料並びに指導案は、必要最小限の量とする。(A4用紙10枚以内を原則)

3 輪番表

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
大木中校区		大木中					長太小				
天栄中校区		天名小					栄小				
創徳中校区			飯野小					○			
千代崎中校区			千代崎中					○			
白鳥中校区				石薬師小					○		
白子中校区				白子中 校区					○		
鼓ヶ浦中校区					鼓ヶ浦小					○	
鈴峰中校区					深伊沢小					○	
平田野中校区	平田野中					平田野中					○
神戸中校区	河曲小					神戸小					○

4 その他の研究発表会等

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
北勢同研 (鈴亀指定校)	亀山市 (加太小)		鈴鹿市 (白子中)	鈴鹿市 (石薬師 小)		鈴鹿市 (平田野中)	鈴鹿市 (栄小)		鈴鹿市 (中)	鈴鹿市 (小)	
(県)人権教育総合 推進地域事業	平田野中 (中学校 区)	平田野中 (中学校 区)	白子中 (中学校 区)	白子中 (中学校 区)							
(県)子ども支援 ネットワーク・ アクション事業					鈴峰中 (中学校 区)						
鈴教研委託 発表予定	清和小 郡山小 平田野中 加佐登幼	国府小 稲生小 創徳中 玉垣幼	白子小 庄野小 白子中 椿幼	神戸小 栄小 鼓ヶ浦中 栄幼	河曲小 天名小 天栄中 神戸幼	鈴西小 鼓ヶ浦小 神戸中 国府幼	若松小 一ノ宮小 白鳥中	椿小 牧田小 千代崎中 旭が丘幼	愛宕小 石薬師小 大木中	桜島小 箕田小 鈴峰中 飯野幼	

※今までに(県)人権教育総合推進地域事業を受託した中学校区…神戸中、千代崎中、大木中、鼓ヶ浦中、平田野中、白子中
 ※「子ども支援ネットワーク・アクション事業」は平成28年度～平成30年度県委託事業であった「子ども支援ネットワーク・グローイングアップ事業」を発展させた県委託事業

※北勢同研発表校については、上記3輪番表をもとにする。

2023（令和5）年度 人権教育関係研修会等の予定について

1 鈴鹿市教育委員会関係

研修会・研究会・事業名	期 日	開催校・実施校等
中学校区人権教育研究推進(研究発表)	10月25日(水) 11月22日(水)	長太小(大木中学校区) 栄小(天栄中学校区)
人権教育研修講座(全4回)	7月25日(火) 7月27日(木) 8月24日(木) 8月25日(金)	市役所1203 市役所1201,1202 またはふれあいホール

2 三重県教育委員会関係 ※日時・実施方法とも変更の場合もあります

研修会・研究会名	期 日	開催地・会場
人権教育管理職研修会	6月1日(木)PM	集合型とオンラインの併用
人権教育推進委員会代表者兼「子ども支援ネットワーク」推進教員連絡会議 【各校担当者1名が出席予定】	6月29日(木)PM	県鈴鹿庁舎
人権学習教材及び人権学習指導資料の活用のための講座	8月2日(水)AM,PM 8月3日(木)AM,PM 8月17日(木)AM,PM 12月26日(火)PM	県人権センター

3 北勢地区人権・同和教育研究発表会

校種	地 域	発表校	期日
小学校	鈴鹿市	栄小学校	11月22日(水)
中学校	東員町	東員第二中学校	11月8日(水)

4 鈴鹿市人権・同和教育研究協議会, 三重県人権教育研究協議会・全国人権教育研究協議会関係

研究会名	期 日	開催地
第36回「せいかつ」実践交流会	6月9日(金)	県総合文化センター
第46回鈴同教実践研究大会	8月23日(水)	イスのサンケイホール 他
第57回 三重県人権・同和教育研究大会	10月14日(土),15日(日)	三泗(全体会:四日市市文化会館 オンライン併用,分科会:三重郡・四日市市の公共施設等)
第74回全国人権・同和教育研究大会	11月25日(土),26日(日)	兵庫県・大阪市・京都府

5 鈴鹿市人権教育関係各種会議 ※実施方法は変更の場合もあります

会議名	期 日	場所
人権教育推進担当者会(各校1名)	4月25日(火)16:00-17:00	市役所1203
人権フォーラム担当者会(各校区1名)	2月13日(火)16:00-17:00	市役所502
事務局校代表者会議(各校区1名)	2月20日(火)15:30-17:00	市役所502

(宛先) 小中学校長
幼稚園長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

「人権教育サイト」の活用について

全ての教職員が人権問題・人権教育に関する理解と認識を深めることができるよう、人権教育の実践事例や教職員研修の事例等、人権学習指導資料等の情報について chromebook「教委特設サイト」内の「人権教育サイト」にて提供を行います。

今後も市内における人権教育の取組、校内研修の事例等を紹介していきます。各校園での取組を人権教育センターに共有していただきますようよろしくお願いいたします。本サイトは、各校園における人権教育のより一層の推進にご活用ください。

人権教育サイト 掲載内容 (R5年3月末現在)

- 人権教育カリキュラム
 - ・人権教育カリキュラムチェックシート
 - ・中学校区人権教育カリキュラム (全中学校区)
- 校内研修
 - ・神戸小学校の取組 (3件)
- 授業実践および仲間づくりの取組
 - ・神戸小学校 市内公開授業指導案集 (1, 4, 5年) 及び分散会
 - ・神戸小学校 人権学習 (2年)
 - ・神戸小学校 始業式, 終業式における人権学習
 - ・愛宕小学校 人権学習 (特別支援学級)
 - ・明生小学校 人権学習 (特別支援学級, 全学年)
 - ・玉垣小学校 人権総合学習 (1年)
 - ・椿小学校 人権学習 (2年, 5年)
 - ・一ノ宮小学校 人権学習 (2年)
 - ・千代崎中学校 人権学習 (2年)
- 資料
 - ・人権学習指導資料 (小学校低中学年) みんなのひろば (青字入り) (青字なし)
 - ・人権学習指導資料 (小学校高学年) みんなのひろば (青字入り) (青字なし)
 - ・人権学習指導資料 (中学校) みらいをひらく (青字入り) (青字なし)
 - ・人権学習指導資料 (中学校) 性的マイノリティの人権
 - ・人権教育サポートガイドブック～すべての教育の中で人権教育を～
 - ・人権教育サポートガイドブック2～すべての教育の中で人権教育を～
 - ・差別を解消し, 人権が尊重される三重をつくる条例
 - ・部落差別の解消の推進に関する法律
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
 - ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
 - ・個別的な人権問題を解決するための学習の推進を 2022年度版
- 令和3年度鈴鹿市人権作文集 (電子版) 第38集
- 令和4年度鈴鹿市人権作文集 (電子版) 第39集

(事務担当) 鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
人権教育センター

過剰な苦情や不当な要求等の対応について

1 要望・苦情等への初期対応の基本的な流れ

- ・ 保護者等に不安や不快感等を与えてしまったことをわびて気持ちを和らげる
- ・ 言い訳や反論をしないで話を真剣に聞く。
- ・ 要望・苦情等の内容の核心をしっかりと聴き取り、記録する。
- ・ 質問を投げかけて要望・苦情等の本質をつかむ。
- ・ 連絡方法を確認し、今後の見通しについて調整する。
- ・ 管理職等に速やかに報告する。
〔速やかに情報収集を行い、組織的に対応策等を検討する〕

2 鈴鹿市学校問題解決支援チームについて

学校問題解決支援チームは、学校に寄せられる要求や抗議等の対応において、その問題の本質や背景を把握し、問題の解決に資するとともに、双方の関係修復を行うための指導・助言等の支援を行います。また、必要に応じて関係機関や顧問弁護士と連携を図り、その対応について指導・助言を行います。

学校問題解決支援チームに専門職員として苦情対応の経験が豊富な者を配置しています。

3 スクールロイヤー制度について

スクールロイヤー制度とは、スクールロイヤー（児童生徒への教育上の配慮や管理職・スクールカウンセラー等の学校関係者との連携など、学校の事情等に精通し、迅速な初期対応と継続的な支援を行う専門人材）を活用し、学校を取り巻く様々な問題に関する相談や、法的及びケースワーク的観点に基づく助言を得ながら、適切な対応や取組を進めていく制度である。

三重県教育委員会では、「いじめ対策推進事業」として、三重弁護士会と連携し、学校や市町等教育委員会からの要請により法律の専門家である弁護士の派遣を行っています。今年度も行う予定がありますので、詳細が届き次第、学校に送付させていただきます。（5月頃の予定です。）

校則の見直しについて

1 校則について

小学校では「学校の決まり」「生活の決まり」、中学校では「校則」「生徒心得」などと呼ばれています。文部科学省が示す「生徒指導提要」において、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められています。

令和4年12月、「生徒指導提要」が改訂され、「校則の見直し」「児童生徒の参画」「校則の学校ホームページへの掲載」などが盛り込まれました。各校において見直しを完了し、令和5年8月31日までに各校のホームページ「基本情報」に掲載をお願いします。

2 校則の根拠法令について

校則について定める法令の規定はありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動等に一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています。

3 校則の内容について

校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなります。そのなかで、しつけや道徳、健康などに関する事項で細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられています。

<校則の例>

- ・通学に関するもの（登下校の時間、自転車の使用など）
- ・服装、髪型に関するもの（制服、頭髪、身だしなみについてなど）
- ・所持品に関するもの（不要物、金銭など）
- ・欠席や早退の手続き
- ・校外生活に関するもの（交通安全、校外での遊びなど）

4 校則の見直しについて

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容を定期的に見直す必要があると考えます。

見直しの視点は、

○児童生徒の実情，社会の情勢に合っているか

○合理的配慮がなされているか 等

特に、「性の多様性を認め合い，誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」（令和3年4月1日施行）を踏まえ，制服や頭髪等の規定から「男子」「女子」という記載をなくしていく等，性の多様性に配慮した見直しが必要

校則の内容の見直しは，最終的に教育に責任を負う校長の権限ですが，見直しについて，児童生徒が話し合う機会を設けたり，PTA にアンケートをしたり，学校運営協議会の議題に挙げたりするなど，児童生徒や保護者が何らかの形で参加して，校則の見直しを学校づくりに活かすことが大切です。そうすることにより，校則に対する理解を深め，校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり，児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

5 中学校・生徒会研修会について

6月：生徒会担当者会にて，昨年度からの校則の見直しについて各校の還流

10月：生徒会担当者会にて，校則のホームページ公開内容・新たな改善点・問題点等について交流

12月：生徒会研修会にて，生徒会における校則見直しの取組について総括発表

令和5年度 子ども家庭支援課 職員構成及び業務

《発達支援グループ》

- ・西出 GL, 中村, 川戸, 茂木, 橋本美, 伊藤貴, 稲吉, 森, 林, 窪田, 中田, 望月, 岩間, 儀賀, 宮瀬, 濱口 (心理士), 大隈 (心理士)

○発達に関する相談, 支援

- ・発達相談 (就学前)
- ・発達検査 (新版K式発達検査), 知能検査 (WISC-IV) ※3ページ
- ・通級指導教室のアセスメント
- ・引継ぎ支援会議, 引継ぎフォロー
- ・「すずっこスクエア」の運営
- ・カウンセリング
- ・幼稚園, 保育所 (園), 学校等, 巡回相談
- ・幼稚園, 保育所 (園) 等, 「CLMと個別の指導計画」作成検討会

○5歳児健診

- ・個別観察, 集団観察
- ・健診後フォロー・就学後フォロー

【検査予約】

子ども家庭支援課 発達支援グループ 059-382-9030

《教育相談グループ》

- ・金子 GL, 竹原, 福田, 横矢, 吉川, 中根

○教育・就学に関する相談

- ・教育相談
- ・保育園 (所) 幼稚園, 小学校, 中学校等訪問相談
- ・就学相談, 就学支援委員会事務局
- ・通級指導教室のアセスメント
- ・引継ぎ支援会議, 引継ぎフォロー・就学後フォロー
- ・「ほ～むベース」(子どもと親の居場所づくり) の運営
- ・「すずっこスクエア」の運営

○青少年対策推進事業

- ・青少年対策推進連絡調整会議, 本部会, 子ども会議・子ども議会

【教育相談】

子ども家庭支援課 教育相談グループ 059-382-9140

《家庭支援グループ》

- ・小久保 GL, 縣, 杉本, 岡田, 橋本真, 藤井, 桐生, 伊藤記, 内田晃, 加藤, 内田ひ,

○虐待・養護児童生徒及び家庭支援

- ・虐待相談, 対応, 支援 (家庭訪問, 学校訪問, 児童相談所との連携)
- ・養護家庭相談, 支援 (家庭訪問, 学校訪問)
- ・子育て支援 (ショートステイ等)
- ・女性相談等
- ・要保護児童等・DV対策地域協議会 (要対協) 事務局
- ・児童虐待等に係る定期的な情報把握

☆専門的な相談及びスーパーバイズ

- ・渡邊 賢二 (皇學館大学教授)
- ・鈴木 智裕 (臨床心理士) (連携支援コーディネーター)

○弁護士相談

- ・中川 かおり (弁護士・非常勤)
- ・利用対象者 保護者, 学校関係者 など
- ・相談内容 女性相談 (家庭内の問題等), 学校生活における問題 (いじめ問題等) など
- ・予約方法 子ども家庭支援課に電話してください。

【虐待・養護等相談】

子ども家庭支援課 家庭支援グループ 059-382-9140

子ども家庭支援課への連絡は、管理職（校長，教頭）をお願いいたします。
子ども家庭支援課からの連絡も、管理職（校長，教頭）にさせていただきます。

1 検査を勧める上で、留意していただきたいこと

- ・目的（何を知り、どう活用するのか）を説明し理解を得る。
- ・検査結果から分かることは、子どもの一側面に過ぎない。
- ・検査には誤差がある。（子どもの状態、検査者との相性等）
- ・「知能」には様々な定義があり、一義的に規定することは難しい。
- ・「全検査IQ/発達指数DQ」はその子の学力ではない。
- ・検査結果で、障がいの有無をいうことはできない。

2 検査ではわからないこと

- ・子どもを心理面から分析するものではない ⇒ 子どもの心理面は分からない
- ・発達の特徴を判定するものではない ⇒ 発達障がい・LD（学習障がい）等であるかどうかは分からない
- ・現時点での子どもの認知特性を分析する ⇒ 以前の結果と比較し、成長の度合いを知ることは馴染まない

3 検査結果を活用した「気になる子」への支援

- ・その子の「強み」を生かし「弱み」を補う工夫・手立てを考える。
- 「すずっこファイル」の活用⇒PDCAサイクルを回すことでより効果的な支援へ

4 子ども家庭支援課でできる検査

《新版K式発達検査2020》

①対象年齢 0歳～成人

②検査からわかること

- ・「発達の遅れや偏り」、「発達指数DQ」、「知的能力、身体運動能力、社会性の発達」等が分かる。
- ・全領域（発達指数：DQ）と3つの領域（「①姿勢・運動領域」、「②認知・適応領域」、「③言語・社会領域」）、検査中の様子や反応の観察等により、子どもの発達状況や行動特性等を分析する。

《WISC-IV知能検査》

①対象年齢 5歳0か月～16歳11か月

②検査からわかること

- ・「知的能力の一側面」、「全検査IQ」、「現在の認知特性」等が分かる。
- ・全検査IQ（FSIQ）と4つの指標得点（言語理解指標：VCI、知覚推理指標：PRI、ワーキングメモリー指標：WMI、処理速度指標：PSI）、検査中の様子や反応の観察等により、子どもの認知特性を分析する。

検査は、発達障がいの有無について調べるものではありません。検査の趣旨等について、保護者と十分相談したうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について

27 文科初第 335 号
平成 27 年 7 月 31 日

各都道府県教育委員会

各指定都市教育委員会

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成 22 年 3 月 24 日付け 21 文科初第 777 号）（参考資料 1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号）及び「売春防止法」（昭和 31 年法律第 118 号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習条件を向上させる取組も行われているところです。

ついては、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記 1. のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成 26 年 12 月 26 日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料 2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための

速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記 2. のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成 27 年 3 月 16 日付け総行住第 33 号，26 初初企第 53 号，雇児総発 9316 第 1 号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

1. 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙 1 及び別紙 2 によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先

への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等との適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること
- ・公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成23年3月4日付け22初児生第65号）（参考資料3）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

(別紙1) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることがある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

1. 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないよう努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。

2 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成22年5月11日付け22文科初第1号(以下「平成22年通知」という。))を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

2. 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成 22 年通知の別紙 1, 2 及び 3 中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成 22 年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

3. その他の留意点

- (1) 一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1. を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとすることができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成 22 年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

- (2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

(別紙 2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」(平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号を累次改正)が定められており、その中では、一時保護所の運営に関し、学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

(1) 教育指導の方法・内容

- 児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。
- 学校から聴取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。
- 児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。
- 児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れられていること。

(2) 教育指導の体制

- 教育指導に当たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力も得て、「不登校への対応の在り方について(通知)」(平成 15 年 5 月 16 日付け 15 文科初第 255 号)の中の「教育支援センター(適応指導教室)整備指針(試案)6. 指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。
- 児童生徒の指導方針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

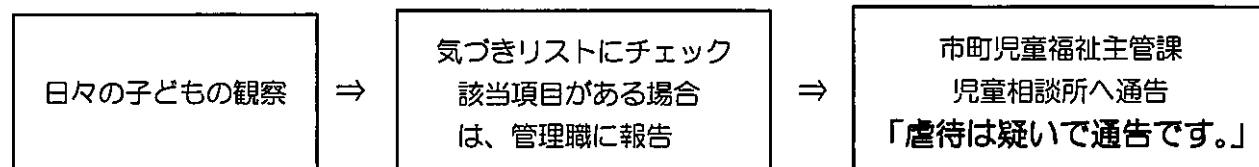
(3) 施設・設備等

- 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えていること。
- 体育館等を備えていたり、体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど、スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。
- 児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。

児童虐待気づきリスト

三重県教育委員会（令和元年6月）

すべての教職員が『児童虐待の防止等に関する法律』の趣旨を理解し、子どもの様子が「いつもと違う」、「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう、早期発見に努め、安全・安心な学校づくりをめざすことが大切です。



- 児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等への通告をお願いします。
- 市町児童福祉主管課、児童相談所等への通告については、小中学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へもご連絡ください。
- なお、要保護児童（※）については、欠席の理由の如何に関わらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（但し、本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く）には、速やかに市町（児童福祉主管課）等に情報提供してください。
（『学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針』 文部科学省等 平成31年2月28日）

※ 要保護児童とは、市町要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒をいう。

『児童虐待の防止等に関する法律』第6条第1項 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

市町児童福祉主管課

当該幼児児童生徒の居住地である市町（児童福祉主管課）へご連絡ください。

三重県児童相談センター ※緊急性が認められる場合は全国共通189【24時間通告】
北勢児童相談所 TEL 059-347-2030 伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060
中勢児童相談所 TEL 059-231-5666 紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435
鈴鹿児童相談所 TEL 059-382-9794 南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143

※ このリストは、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』（文部科学省）をもとに、三重県子ども・福祉部及び警察等の関係機関と連携を図りながら作成しました。

<参照>

- (1) 『児童虐待気づきリスト』は、三重県ホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900056.htm>)
- (2) 『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』（文部科学省）
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)

【子どもと会える場合】

下記のリストに複数（場合によっては1つでも）該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

子どもの体に現れる様子から

- 不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
- 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
- 短期間のうちに、不自然なケガ（打撲によるあざ、火傷など）、繰り返すケガがある。
- 衣服が季節に適さない。汚れている。他のきょうだいと極端な差異が見られる。
- 身体、髪の毛、手足、口腔内が不潔で、時には、異臭がする。
- 体重の極端な増減など、これまでになかったような身体の変化が見られる。
- 虫歯の治療など、必要な医療ケアがなされていない。

子どもの行動から

【周囲との関係において】

- 警戒心が強く音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
- 極端に甘えるかと思うと、些細なことでキレて攻撃的になる。
- 向かい合って話そうとしても視線が合わない。合わそうともしない。
- 大人への反抗的態度や顔色を伺う態度、意図を察知した行動がある。
- 不自然に子どもが保護者と密着している。
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
- 乱暴な言葉づかい、他者への暴力を繰り返す。
- わざと相手から怒られ、嫌われるような言動を繰り返す。
- 触れられること、近づかれることをひどく嫌がる。人を避けようとする。
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為がある。
- 友だちと一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
- 保護者といるとき、いないときで極端に子どもの態度が違う。家に帰りたがらない。

【本人自身の行動において】

- 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
- 表情が乏しい。感情が不連続である。
- 自暴自棄な言動がある。
- 一度興奮すると落ち着くまでにずいぶん時間がかかる。
- ポーっとしている、急に気力がなくなる。
- 給食を異常なほどがつがつと食べるなど、食べ物への強い執着がある。
- 極端な食欲不振が見られる。
- 頻繁に保健室に出入りする。
- 机の周囲、ロッカーや鞆の中の整理ができず、持ち物をなくす。
- 落ち着かない態度、教室での立ち歩き、集中困難な様子である。
- 学校への提出物がほとんど提出されない。
- 体育や身体測定のときにはよく欠席する。
- きょうだいの面倒を見るためや理由のはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。

【性的虐待】

- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う。
- 年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものがみられる。
- 服の着替えを極度に嫌がる。
- 自分の殻に閉じこもったり、自傷行為を行ったりする。

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
- 殴るなど子どもに暴力を振るう。大きな声で怒るなど、威圧的である。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然である。
- 子ども普通の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
- アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校(園)させない。
- 訪問しても子どもに会わせようとしない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【子どもと会えない場合】

下記のリストに原則1つでも該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町（児童福祉主管課）へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子ども普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない）
- アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校（園）させない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

みんなで守ろう子どもの笑顔

『虐待かも・・・』と思ったら

通告者の情報が本人に漏れたり、通告の責任が問われることはありません。虐待であるかどうかの判断よりも、子どもの生命や権利を守ることを優先して、ためらわず通告してください。

相談(通告)は子どもたちと保護者への支援のスタートです

虐待の発見・気づき



虐待の疑い



通告

相談・連絡

子ども家庭支援課
☎ (059) 382-9140

重度・緊急時

鈴鹿児童相談所
☎ (059) 382-9794
☎ (059) 347-2052

夜間・休日

鈴鹿市役所
☎ (059) 382-1100

通報

鈴鹿警察署
☎ (059) 380-0110
または110番通報

緊急! 生命や安全
に直ちに關わるとき

皇學館大学との連携事業 ～気になる子どもの支援について～

皇學館大学の渡邊教授が学校訪問、研修等を行います。学校訪問では気になる子どもの様子を観察し、担任の先生や管理職の先生方等と一緒に、支援の方法について、相談・助言していただきます。

また、校内研修等で事例を検討しながら、支援の在り方について一緒に考えさせていただいたり、ご講演いただいたりもします。

1 対象者

- ・ 小学校1年生～中学3年生の気になる児童生徒
（集団への不適応、発達の課題、いじめ、不登校 等）
- ・ 教職員

2 内容（例）

- ・ 児童生徒の観察、担任との情報共有、今後の支援について相談
- ・ SSTプログラムの作成
- ・ 学級集団づくり
- ・ 児童・生徒集団のアセスメントとその結果のフィードバック
- ・ 児童生徒、保護者との面談
- ・ 校内、中学校区、各校の担当者等研修の講師、事例検討会

等

3 訪問回数

1校あたり、月に1回～学期に1回程度（ケースにより応相談）

4 訪問日時

毎週月曜日 9時から17時の間

※午後については、応相談

※夏季休業中は月曜以外でも可能な場合もあり、応相談

5 依頼方法、その他

- ・ 依頼書に記入し、FAX またはメールで送付ください。緊急の場合は、電話でもお受けします。
- ・ 日時や内容の詳細については渡邊教授と子ども家庭支援課で調整後、ご連絡します。
- ・ 訪問日までに依頼内容について児童生徒の様子、聞きたい内容等の資料を、各校でご準備ください。

依 頼 書

令和 年 月 日

鈴鹿市立

小・中学校

皇學館大学渡邊教授に、下記について依頼します。

○児童・生徒観察と助言

希望日時（月曜日） （上から希望順に）	対象の児童・生徒 （学年，児童の様子を，簡単にご記入ください）
月 日（月） （ : ）～	[年]
月 日（月） （ : ）～	[年]
月 日（月） （ : ）～	[年]

○職員研修

希望日時（月）	研修内容

○夏季教職員研修 夏季休業中，月曜以外でも可能な場合があります（応相談）

希望日時	研修内容，対象（例）中学校区，各校の～担当者 等

FAX またはメールにてご連絡ください。（緊急の場合，電話も可）

【申し込み・問い合わせ】

子ども家庭支援課 教育相談グループ 金子

TEL 059-382-9140 FAX 059-382-9142

Mail: kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

特別支援教育研修

1, 令和5年度, 特別支援研修講座予定

基礎研修講座・・・夏休み期間中に行う予定

応用研修講座・・・秋ごろを予定

2, 研修動画について

5年度の研修実施までの期間については, 令和4年度の研修動画を Google Classroom にてご覧いただけるようにしてあります。若手教員, 介助員・支援員・非常勤等の方々等に, ぜひご活用ください。

【研修動画の視聴方法】

- 1 Google Classroom を立ち上げ, 右上にある「+」をクリックし, 「クラスに参加」を選択する。
- 2 クラスコード「[3z2cdkc](#)」を入力し, 右上の「参加」をクリックする。
- 3 令和4年度 特別支援教育 研修会 (子ども家庭支援課)に入る
- 4 下へスクロールし, 「2022.6.27 令和4年度 特別支援教育基礎研修講座」動画をタップする。

これで動画を視聴いただくことができます。

教育相談研修会（令和5年度） 「子どものスマホ・ゲーム依存の防止とその対処について」

ゲーム機・子どもたちのスマホ所有率も高まる中、オンラインゲームやソーシャルメディア、その長時間利用が学力低下や睡眠不足など子どもたちの心身に影響を与えることが危惧されています。中には不登校やひきこもりへと進んでいくケースも増加しています。ネット依存現象の実態や予防策について、カウンセリングに携わる心理の立場から下記の要領でご講演いただきます。

記

[日 時] 令和5年6月9日(金) 15:30～17:00

[対 象] 教職員，教育関係者，福祉関係者等

[参加方法] オンライン研修の形態で調整中
※参加方法は、後日お知らせします。

[講 師] NPO法人 日本次世代育成支援協会理事
バルコスモカウンセリング代表 玉田 祐子 氏

[内 容] 『子どものスマホ・ゲーム依存の防止とその対処について』
・研 修（講義） 1時間15分
・質 疑 15分

[申 込 み] 参加申込書を、子ども家庭支援課までFAX，または部署メールにて送付してください。

【参加申し込み，問い合わせ】

子ども家庭支援課 教育相談グループ 金子

電 話：059-382-9140

FAX：059-382-9142

Mail：kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

教育相談研修会(6月9日)
「子どものスマホ・ゲーム依存の防止とその対処について」
参加申込書

所属名	
連絡先	TEL
職	参加者名

すずっこファイルについて

『すずかっ子支援ファイル』⇒『すずっこファイル』になりました

旧『すずかっ子支援ファイル』

- 支援が必要な児童生徒が、保護者の希望で作成する。特別支援学級在籍の子どもや、通級指導教室に通う子どもは必ず作成している。
- 就学前から小学校、中学校、高校へと子どもの特性や支援について引き継いでいくための情報ツールである。
- このファイルを見れば、「今までどのような支援が行われてきたか」を把握することができ、また「これからどのような支援を行っていくか」を記録することができる。

新『すずっこファイル』

- ◎成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野の相互連携の充実を図るため、子育ての情報を一冊にまとめておける。
- ◎成育基本法にある「成育過程」である新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程における支援の記録を綴じておける。
- ◎多様化している支援を受ける機関の記録をまとめて収集していくことができるようになる。

例) 保育所入園前の健診結果、相談記録、
放課後等デイサービス、
療育センター、すずっこスクエア、
いろいろな機関の支援内容 など

子どもに関する情報をまとめて綴じていけるといいね。

【変更点】

- ・ 全員配布（保護者が管理）
- ・ パーソナルファイルの追加
- ・ 子育て支援情報等のとじ込み
- ・ 記述の簡素化



【使い方】

- ・子どもの情報を保護者が記入し，管理する。
- ・進級，進学，就職などの新しいステージへの引継ぎの場，教育相談や支援に係る計画相談，また診察の場等で情報を伝えるときに使う。
- ・各関係機関から紙での情報を渡された場合は，ファイルに挟んでひとつにまとめておく。

【配布について】

<全員配布の理由>

- ・ファイル自体すべての子どもが持っていることで，「ファイルを持っている」＝「支援が必要な子」という作成時の保護者の抵抗感をなくす。

いつ障がい（身体・病気）になるかわからない。

鈴鹿の子どもたちが学校や家庭から見守られている感もてる

<配布方法> 妊娠届出時 健康づくり課にて配布

【ファイルの内容】



～各園(所)へのお願い～

★令和5年度作成児全員に、新しい書式をご使用ください。

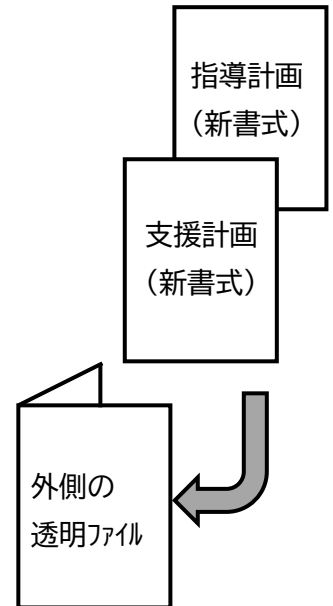
- ・書式は、令和4年9月に配付済みのものです。
- ・翻訳版もあります。(スペイン語, ポルトガル語, 英語, 中国語:現在改訂中)
(ネットフォルダ「すずっこファイル」で検索)

1. 既に作成している児童の場合

- ① ファイルは、既存の物を使用します。
- ② 新しい書式での個別の教育支援計画・指導計画の作成をお願いします。
- ③ 既存のファイルにとじて継続使用し、管理してください。

2. 新規に作成する児童の場合

- ① 新たなファイルを使用します。
(外側の透明ファイルは子ども家庭支援課でお渡しします。)
- ② 保護者と学校が、個別の教育支援計画・指導計画を新しい書式で作成します。
- ③ 必要な部分を印刷し、保護者に渡します。
- ④ 学校は、個別の教育支援計画・指導計画を新しいファイルにとじていきます。
※保護者の同意がある場合、ファイルを園(所)で保管可能です。
※保護者が自宅保管希望の場合は、園(所)でコピーやデータを保管しておき、保護者に次の機関への引継ぎをお願いします。



3. その他

- 「すずっこファイル」(新生児と同じもの)を、保護者が欲しいと言われる場合は、子ども家庭支援課まで、ご連絡ください。
- 令和4年4月以降に妊娠届を提出した市内在住の方全員にお渡ししているので、令和5年生まれのお子さんは、「すずっこファイル」を持っていることになります。
- ご質問等ある場合、子ども家庭支援課へご連絡ください

【事務担当】

鈴鹿市子ども家庭支援課 横矢, 金子
TEL 059-382-9140 FAX 059-382-9142
メール kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

鈴教学 第97号
令和5年4月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和5年度自己評価及び学校関係者評価の報告について (依頼)

このことについて、下記のとおり報告願います。

記

1 送付文書

- ① 令和5年度 学校自己評価書 (様式)
- ② 令和5年度 学校関係者評価書 (様式)

2 提出期限

令和6年2月21日 (水)

3 提出部数

- ② を紙文書で1部 (A4サイズでの提出をお願いします。)

4 報告先

学校教育課 教職員グループ

5 その他

- ・評価資料等がある場合は添付してください。
- ・学校関係者評価の実施時期等の都合により、提出が遅れる場合は担当までお知らせください。

【事務担当：学校教育課 教職員G 笹川 Tel:382-7618】

令和5年度 学校自己評価書(様式)

見本

※評価項目に次の4つは必ず入れてください。
【学力向上】【ICTの活用】【不登校】【地域連携】
 それ以外に、重点目標にしている項目があれば5つ目以降に挙げてください。

NO.

鈴鹿市立〇〇小学校

評価項目	本年度の活動(具体的な手立て)と指標	今後の改善点
学力向上	1 授業改善 ・全教員の研究授業の実施 →学校アンケートによる検証 2 基礎学力の向上 ・家庭学習の充実 →家庭学習時間の増加 ・習熟度学習の充実 →定期テスト等で個人の変化を把握 (成果と課題) ・学校アンケートの「授業がわかりやすい」の数値が向上した。 (〇〇%→□□%) ・1日の平均家庭学習時間が増加した。 (〇〇分→□□分) ・定期テストでの知識理解の項目の正答率が上昇した。 (〇〇%→□□%) ・授業スタイルを確立したことにより、授業の流れがわかりやすくなり、児童の学習意欲向上につながった。 ・習熟度別学習の課題の準備が不足していた。 ・「家庭学習のてびき」を作成したことにより、学習内容が明確に伝わった。	・授業改善において、より自分の考えを表現できる場を設ける必要がある。これまでの取り組みの成果を生かしつつ、さらに質の高い授業作りに向けて研修を深める必要がある。 ・家庭学習時間の上昇だけでなく、質的な充実を目指す必要がある。 ・習熟度別学習で行った課題を各学年で蓄積し、系統性のある指導を行う必要がある。
ICTの活用	(成果と課題) 検証方法での達成状況を数値等を使って記述する。	
長欠減少	(成果と課題) 学校関係者評価に関わる全員が見やすく、わかりやすい評価書になるように工夫してください。また、関係者評価に関わる会議等には詳細な別資料を準備するなど簡潔な評価書の作成をお願いします。	
地域連携	1 家庭学習の定着・時間増加 2 家庭におけるゲーム・スマホ使用時間の減少 (成果と課題)	
その他	(成果と課題) 4項目以外に、特別支援教育、生徒指導、人権教育、業務改善、教職員の働き方改革など学校とし	

令和5年度 学校自己評価書(様式)

見本

※評価項目に次の4つは必ず入れてください。
【学力向上】【ICTの活用】【不登校】【地域連携】
それ以外に、重点目標にしている項目があれば5つ目以降に挙げてください。

評価項目	本年度の活動(具体的な手立て)と指標	学校関係者評価	今後の改善点
学力向上	1 授業改善 ・全教員の研究授業の実施 →学校アンケートによる検証 2 基礎学力の向上 ・家庭学習の充実 →家庭学習時間の増加 ・習熟度学習の充実 →定期テスト等で個人の変化を把握 (成果と課題) ・学校アンケートの「授業がわかりやすい」の数値が向上した。 (〇〇%→□□%) ・1日の平均家庭学習時間が増加した。 (〇〇分→□□分) ・定期テストでの知識理解の項目の正答率が上昇した。 (〇〇%→□□%) ・授業スタイルを確立したことにより、授業の流れがわかりやすくなり、児童の学習意欲向上につながった。 ・習熟度別学習の課題の準備が不足していた。 ・「家庭学習のてびき」を作成したことにより、学習内容が明確に伝わった	・授業の様子に活気が見られ、子どもたちに意欲が見られた。ただ、教室によってばらつきがあったため、さらに深めることが望まれる。 ・保護者として家庭学習に内容はよくわかるようになった。読書活動も取り入れてはどうか。	・児童理解を深める等の研修を行い、児童の実態に沿った学習を計画し、どの学級でも意欲的な姿が見られるよう研修を深める必要がある。 ・月単位や週単位で強化する内容(読書や体力づくり等)を決めて取り組む必要がある。
ICTの活用	(成果と課題) 検証方法での達成状況を数値等を使って記述		
長欠減少	(成果と課題) 学校関係者評価に関わる全員が見やすく、わかりやすい評価書になるように工夫してください。また、関係者評価に関わる会議等には詳細な別資料を準備するなど簡潔な評価書の作成をお願いします。		
地域連携	1 家庭学習の定着・時間増加 2 家庭におけるゲーム・スマホ使用時間の減少 (成果と課題)		
	(成果と課題) 4項目以外に、特別支援教育、生徒指導、人権教育、業務改善、教職員の働き方改革など学校とし		

令和4年度 学校における働き方改革の推進状況について

1 令和4年度鈴鹿市の目標

○成果指標の目標値

- ・月45時間を超える時間外職員の年間延べ人数（小中）を0人
- ・年間360時間を超える時間外職員を0人
- ・1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下
- ・1人当たりの年平均休暇取得を22日

○活動指標の目標値

- ・定時退校日に定時に退校できた職員の割合……90%以上
- ・部活動休養日を実施した割合……95%以上
- ・会議時間の短縮……70%以上
(放課後に開催され60分以内に終了する会議の割合)

2 令和4年度の鈴鹿市の結果

(1) 時間外職員の年間延べ人数（小中）

	R4(～2月)	R3	R3年度比
月80時間超	74人	67人	110.4%
月45時間超	1301人	1284人	101.3%
年360時間超	312人	345人	90.4%

(2) 時間外労働時間

	R4(～2月)	R3	R3年度比
小中学校	25.0時間	24.5時間	2.0%増
小学校	23.8時間	23.9時間	0.4%減
中学校	28.5時間	26.4時間	7.9%増

(3) 休暇取得

	R4(～2月)	R3	R3年度比
小中学校	23.67日	22.77日	0.9日増
小学校	24.96日	23.35日	1.61日増
中学校	21.18日	21.61日	0.43日減

(4) 統一した3項目の取組状況(上.下半期の結果より)

		小学校	中学校
定時退校日の設定	1年間に定時退校日を設定した日数の平均(日)	29.2日	21.6日
	定時退校日の定時に退校できた職員の割合(%)	84.3%	91.9%
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を実施した部活動の割合(%)		100.0%
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均(回)	49.3回	82.3回
	60分以内に終了した会議の割合(%)	69.4%	71.5%

鈴鹿市立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

令和 2 年 4 月 1 日

鈴鹿市教育委員会

1 趣旨

近年、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。）の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。また、平成 30 年 7 月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）により、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条第 1 項の協定（以下「36 協定」という。）について時間外労働の限度時間が規定された。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間（給特法第 6 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）外に行われる公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成 15 年政令第 484 号）第 2 号に掲げる業務（以下「超勤 4 項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（同令第 1 号に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、国は、給特法第 7 条第 1 項の規定に基づき、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めた。

鈴鹿市においても、教育職員の業務が長時間に及ぶ実態は深刻であって、直ちに解消しなければならない喫緊の課題となっており、鈴鹿の教育を持続的にさらに良いものへと発展させていくため「学校における働き方改革」を進めていく必要がある。

そこで、鈴鹿市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、指針及び教育委員会規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、鈴鹿市立学校（以下「学校」という。）における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を次のように定める。

2 対象の範囲

本方針に掲げる措置は、市教育委員会が所管する学校における給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。なお、市教育委員会が所管する学校におけるそれ以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、36協定における時間外労働の限度時間を適用する。

3 業務を行う時間の上限

(1) 「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教職員の「在校等時間」とし、市教育委員会が管理すべき対象とする。

具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として市教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 市教育委員会が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特法第6条第

3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を，以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため，教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間

ロ 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い，一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては，3(2)の規定にかかわらず，教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を，以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため，教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

ニ 連続する2箇月，3箇月，4箇月，5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について，各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月あたりの平均時間 80時間

4 市教育委員会が講ずべき措置

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等において，タイムカードによる記録，電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ，教育職員が在校している時間は，ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること。また，校外において職務に従事している時間についても，できる限り客観的な方法により計測すること。また，当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから，公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと。保存期間は5年とすること。

(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。

(3) 教育職員の健康及び福祉を確保するため，以下の事項に留意すること。

- イ 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施すること。
 - ロ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。
 - ハ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。
 - ニ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。
 - ホ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。
 - ヘ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること。
- (4) 各学校において時間外在校等時間の上限が遵守されるよう、抜本的な業務削減など、必要な環境整備を行うこと。
- また、上限方針を踏まえた各学校における取組の実施状況を把握すること。その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施すること。特に、教育職員の在校等時間が本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- (5) 教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、市長の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図ること。
- (6) 本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図ること。

5 留意事項

(1) 勤務時間について

学校の業務は、「上限時間」を超えないことが前提となること。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終われるように調整すべきものであること。

(2) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、指針及び本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意し

なければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(3) 臨時的な特別な事情について

臨時的な特別な事情とは、児童生徒の生命や安全を守るために緊急に対応を要する場合とする。

臨時的な特別な事情に該当し、時間外在校等時間が、月あたり 45 時間を超えた場合でも、年間 360 時間の上限時間が守られるよう、教育職員の適切な勤務時間管理を行うこと。

(4) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

(5) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

附 則

この方針は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和5年度 学校における働き方改革の推進

鈴鹿市教育委員会

目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行います。

上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

学校における働き方改革推進のための環境整備等

1 教育ICTの推進

- ・校務支援システムを活用した出退勤時間の客観的かつ外形的な把握の推進
- ・ICTを活用した有効な授業方法や資料の提供・共有化
- ・会議等のオンライン化による業務削減を検討

2 専門家や外部人材の配置

- ・スクールライフサポーター21校(20人)・外国人指導助手14校(8人)
- ・スクール・サポート・スタッフ 小中学校40校配置
- ・学習指導員 小中学校34校配置
- ・スクールカウンセラー40校(11人)、スクールソーシャルワーカー1人配置

3 鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底

- ・始業前又は放課後等活動日の見直しや副顧問等との指導時間のシェア

4 時間外の間合せ対応のための留守番電話の設置等の推進

5 学校における働き方改革の推進に係る文書の発出

抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し

- ・上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
- ・調査・会議・研修会の一層の見直し
- ・各種調査等に係るデータの共有

2 県及び市町と学校が一体となった取組

- ・「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の統一3項目の一層の推進
- ・設定した日の定時に退校できた職員の割合**90%以上**を目指す。
- ・部活動休養日を計画通り実施した割合**95%以上**を目指す。
- ・放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合**70%以上**を目指す。
- ・休暇取得促進のための学校閉校日設定の取組の推進(5日)

学校における働き方改革の推進に向けた考え方

1 勤務時間について

- ・学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わるように調整すべきものである。

2 教育委員会における上限時間に基づく目標等の設定

- ・年360時間、月45時間を超える時間外労働者を**0人**を目指す。
- ・1人当たりの月平均時間外労働時間を**30時間以下**を目指す。
- ・1人当たりの年平均休暇取得の目標日数**22日**を目指す。

3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進

- ・教育委員会は、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることをふまえる。
- ・教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることをふまえる。
- ・教育委員会及び学校は、労使協議の結果をふまえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。
- ・県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせることで改革を推進する。
- ・関係者が一体となって取組を推進する。

4 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応

- ・月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
- ・労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて臨時的な特別な事情に該当するかを判断する。

5 「上限時間」を超えた場合の対応

- ・状況の把握とその状態を解消できるよう業務の削減や、業務の見直しを進めるなどの措置を講じる。

6 定期的に検証する場の設定

- ・「上限時間」の遵守の状況について、教委や学校において労使で定期的に検証する。

令和4年度ストレスチェック実施実績

1 実績集計値等

		R4	R3	R2	R1		R4	R3	R2	R1
対象者総数	A	3,177	3,157	3,148	2,995	受検率B/A	94.3%	94.0%	94.3%	95.1%
受検者総数	B	2,997	2,967	2,968	2,849					
高ストレス判定者数	C	362	334	320	346	高ストレス判定率C/B	12.1%	11.3%	10.8%	12.1%
未受検者数	D	180	190	180	146	未受検率D/A	5.7%	6.0%	5.7%	4.9%
受検勧奨者数	E	1	5	5	45	受検勧奨率E/D	0.6%	2.6%	2.8%	30.8%

2 高ストレス判定者 部局別集計

	受検者	高ストレス判定者割合	高ストレス判定者数				未受検者数			前年度高ストレス判定者割合	
			合計人数	正規	再任用	フルタイム	パートタイム	合計人数	休職者等		受検勧奨者数
危機管理部	23	17.4%	4	4				1	1	0	8.7%
政策経営部	35	5.7%	2	2				2	2	0	15.8%
総務部	115	16.5%	19	19				7	7	0	12.4%
地域振興部	206	13.1%	27	15		12		13	13	0	12.7%
文化スポーツ部	78	16.7%	13	9		4		0	0	0	10.0%
環境部	59	13.6%	8	7	1			0	0	0	15.5%
子ども政策部	397	11.1%	44	28	1	5	10	37	37	0	10.3%
健康福祉部	191	14.7%	28	25		3		10	10	0	17.9%
産業振興部	53	15.1%	8	6		2		2	2	0	12.0%
土木部	95	10.5%	10	9		1		1	1	0	11.7%
都市整備部	84	17.9%	15	15				3	3	0	26.0%
その他	42	14.3%	6	6				1	1	0	12.2%
教育委員会	1,290	12.1%	156	119		36	1	89	88	1	10.5%
消防本部	214	3.7%	8	8				14	14	0	4.4%
上下水道局	115	12.2%	14	13		1		0	0	0	8.0%
計	2,997	12.1%	362	285	2	64	11	180	179	1	11.3%

3 高ストレス判定者 年齢別集計

年齢別	全体			小・中学校関係			小・中学校関係以外		
	受検者数 a	高判定者数 b	割合 b/a	受検者数 a	高判定者数 b	割合 b/a	受検者数 a	高判定者数 b	割合 b/a
18歳～19歳	3	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%
20歳～24歳	161	7	4.3%	63	1	1.6%	98	6	6.1%
25歳～29歳	359	38	10.6%	186	24	12.9%	173	14	8.1%
30歳～34歳	347	55	15.9%	165	23	13.9%	182	32	17.6%
35歳～39歳	367	50	13.6%	130	22	16.9%	237	28	11.8%
40歳～44歳	258	43	16.7%	85	14	16.5%	173	29	16.8%
45歳～49歳	358	45	12.6%	109	7	6.4%	249	38	15.3%
50歳～54歳	427	57	13.3%	158	18	11.4%	269	39	14.5%
55歳～59歳	386	55	14.2%	165	21	12.7%	221	34	15.4%
60歳～64歳	264	12	4.5%	119	8	6.7%	145	4	2.8%
65歳～69歳	64	0	0.0%	23	0	0.0%	41	0	0.0%
70歳～79歳	3	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%
計	2,997	362	12.1%	1,203	138	11.5%	1,794	224	12.5%

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

地震等災害発生時（勤務時間外）における教職員の対応について

このことについて、下記のと通りの対応をするとともに、職員への周知をお願いします。

記

1 鈴鹿市災害対策本部及び支部の組織と所掌事務

部	班	所掌事務	班員
避難所対策部 ◎教育長 ○教育次長 ○参事	学校管理班 □教育総務課長 □学校教育課長 ◇教育指導課長 ◇教育政策課長 ◇教育支援課長	1 学校施設の災害対策に関すること。 2 学校施設による避難所及び避難地の 応急供用に関すること。 3 救助用学用品の支給に関すること。 4 被災児童・生徒に対する授業に関する こと。	教育総務課員 教育政策課員 教育指導課員 教育支援課員 学校教育課員 学校職員

(◎部長, ○副部長, □班長, ◇副班長)

2 配備体制

(1) 第2非常配備（災害対策本部の設置）

状 況		対 応
A 初 動 体 制	ア. 市内に大雨警報, 又は洪水警報が発表されたとき。 イ. 気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時） を発表し, 三重県が「南海トラフ地震準備体制」を 取ったとき。	○ 特別に参集を要する校長及び教頭には、避難所対策部学校管理班から携帯電話に直接連絡を入れる。
B 本 体 制	ア. 市内に大雨警報, 洪水警報, 大雪警報のいずれかが が発表され, 被害の発生が予想されたとき。 イ. 市内に暴風警報, 暴風雪警報のいずれかが発表さ れたとき。 ウ. 市内に震度4及び震度5弱の地震が発生したとき。 エ. 東海地震の強化域内に東海地震注意報が発表され たとき。 オ. 県内（鈴鹿市を除く）に震度5強以上の地震が発 生したとき。 カ. 遠地地震により, 津波警報が発表されたとき。 キ. その他異常な自然現象又は人為的原因による災害 が発生又は予想されるときに, 市長が必要と認めた とき。	

(2) 第3非常配備

(第2非常配備の拡充)

状 況	対 応
<p>● 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき。</p>	<p>① 第3非常配備となった場合、メールでその旨が配信される。 管理職は全員自動参集する。ただし、災害の状況によっては勤務校以外の場所への参集もありえる。その場合は該当校の管理職に避難所対策部学校管理班から連絡が入る。参集後の連絡は学校電話を基本とするが、メールでの連絡もあるので定期的に確認をする。また、電話が不通の場合は防災行政無線等で連絡が入る。</p> <p>② 校長が必要と認めたときは、職員の中から指名招集して従事させる。</p> <p>※ 学校の体育館等が避難所になった場合は、市の担当者に協力できる体制をとる。</p>

(3) 第4非常配備となるとき

(非常体制)

状 況	対 応
<p>● <u>市内に震度5強以上の地震が発生したとき。</u></p> <p>● 東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発表されたとき</p> <p>● 津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。</p> <p>● 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>① 管理職及び職員は自動参集する。</p> <p>② 避難所対策部学校管理班から、校長に携帯電話や防災行政無線、校長会の連絡網等で参集の連絡をする。校長は職員全員に参集の連絡を入れる。</p> <p>※校長は、初動体制を確立するための要員として、比較的短時間で参集できる職員を予め決めておく。</p>

※ 上記(1)～(3)いずれのときも、学校へ到着後は、庁内LANの掲示板及び避難所対策部学校管理班からのメール等を常時確認し、その指示に従う。

3 非常配備時に行う業務について

- (1) 児童・生徒の安全確保
- (2) 災害に係る情報収集
- (3) 人的被害や物的被害の確認
- (4) 教育委員会等への被害の報告
- (5) 被害に対する対応
- (6) 教育再開に向けた対応
- (7) 避難所が開設されたときの対応
- (8) その他災害に係る対応

4 被害状況報告等について

(1) 施設被害について

- ・校長は、被害状況を電話・メール等で、**教育政策課**へ報告する。
 - ① 被害があれば確認した時点で報告。
 - ② 震度5強以上の地震の場合、被害の有無に関わらず速やかに報告。

(2) **人的被害**について

- ・校長は、児童生徒、職員、施設利用者で、軽傷、重傷、行方不明、死者があれば、電話・メール等で、**学校教育課**へ報告する。

(3) **児童生徒の自宅待機等の情報**について

- ・校長は、始業時刻の変更、休校・下校措置等の情報を、**教育指導課**へ報告する。

(4) その他

- ・その他、特に連絡すべき事項があれば、**学校教育課**へ報告する。
- ・(1)～(3)の報告は担当課のみへ報告する。複数課に同じ情報は不要。

5 振替・手当等について（県教育委員会から対応についての指示がある）

(1) 週休日等のとき

① 原則，振替等で対応

② 【条件あり】

管理職：管理職員特別勤務手当又は災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応

教員：教員特殊業務手当又は災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応

(2) 平日時間外のとき

③ 【条件あり】

管理職：災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応

教員：教員特殊業務手当又は災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応

6 その他

- ・管理職は、「防災危機管理情報メール配信システム」への登録をお願いします。4月1日以降の再登録が必要です。
- ・緊急時に備え、緊急時救護班用薬品等や備蓄庫の鍵の確認及び備蓄庫の整理をお願いします。なお、年に1回は備蓄庫を開け、整理状況等を確認していただくようお願いします。
- ・何らかの事情により体育館の鍵を交換する場合は、必ず防災危機管理課へ連絡をお願いします。